

市長あいさつ

町田市は、これまで長きにわたり、福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。1974年には、段差の解消や手すりの設置など、建築物等に係る基準を規定した「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を全国で初めて制定し、「車椅子で歩けるまちづくり」をスタートさせました。



その後、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進するため、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」を、2017年には「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、事業に取り組んでまいりました。

そしてこの度、全ての人々が共生する「ユニバーサル社会」を実現するため、計画名を変更し「まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」を策定いたしました。この計画では、これまでの取組を更に充実させるとともに、災害対策のユニバーサルデザインを推進してまいります。

「ユニバーサル社会」を推進するための計画を策定するのは、全国の市区町村において町田市が初となります。ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりに取り組む先進市として、引き続き市民、地域団体、事業者の皆様と手を携えながら、着実に事業を進めてまいります。

そして、子どもから大人、高齢者、障がい者など全ての方が住みやすい「ユニバーサル」でやさしいまちづくりを目指してまいりますので、今後も皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様や、町田市福祉のまちづくり推進協議会委員を始めとした関係者の皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。

2022年12月

町田市長 **石阪 丈一**

目次

1	まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) の考え方	5
2	現状と課題	8
3	計画で目指すまちの未来像	18
4	計画の目標と方針	19
5	持続可能な開発目標の実現	22
6	ユニバーサル社会の実現に向けた取組	23
7	ユニバーサル社会推進体制	65
	資料編	67

1

まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)の考え方

1 計画策定の背景と目的

町田市では、1974年、全国に先駆けて施行した「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」や、1993年に市で独自制定した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」、2017年に「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、福祉のまちづくりを進めてきました。

これまでの計画では、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリー※(P.135参照)や、高齢者、障がい者などに対する心の中の見えない壁(バリア)をなくす心のバリアフリー※(P.133参照)など、ユニバーサルデザイン※(P.136参照)の理念に基づく事業を推進してきました。その後、国は「ユニバーサル社会実現推進法」を制定し、全ての人々が共生する社会である「ユニバーサル社会」という新たな社会像を定義し、その実現に向けた取組を地方公共団体に求めています。

町田市では、この社会情勢の変化を踏まえ、これまで先駆的に取り組んできた市民にとって住みやすい福祉のまちづくりを更に推し進めるため、新たな災害対策を加えた「ユニバーサル社会」を実現する本計画を策定します。

コラム

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法) <2018年12月施行>

目的 ユニバーサル社会*¹の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進*²すること

*1 「ユニバーサル社会」とは、障がいの有無や年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいいます。

*2 「諸施策を総合的かつ一体的な推進」とは、バリアフリー法、災害対策基本法などユニバーサル社会の実現に向けた施策を総合的・一体的に推進することをいいます。

本計画に関する法のポイント

- ① 地方公共団体は、その地域の特性に応じた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する(第4条関係)。
- ② 地方公共団体は、諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障がい者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第9条関係)。
- ③ 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない(第8条関係)。
「障がい者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。」
- ④ 事業者及び国民は職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならない(第5条関係)。
- ⑤ 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない(第7条関係)。

2 計画名の変更

まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)

「ユニバーサル社会」の実現に向け、新たに目標を設定し事業の拡充に取り組むため、「第2次計画」から「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」（以下、「ユニバ計画」という。）に計画名を変更します。

3 計画の位置付け・計画の期間

町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」の施策や基本方針と連動して、ユニバ計画を推進します。

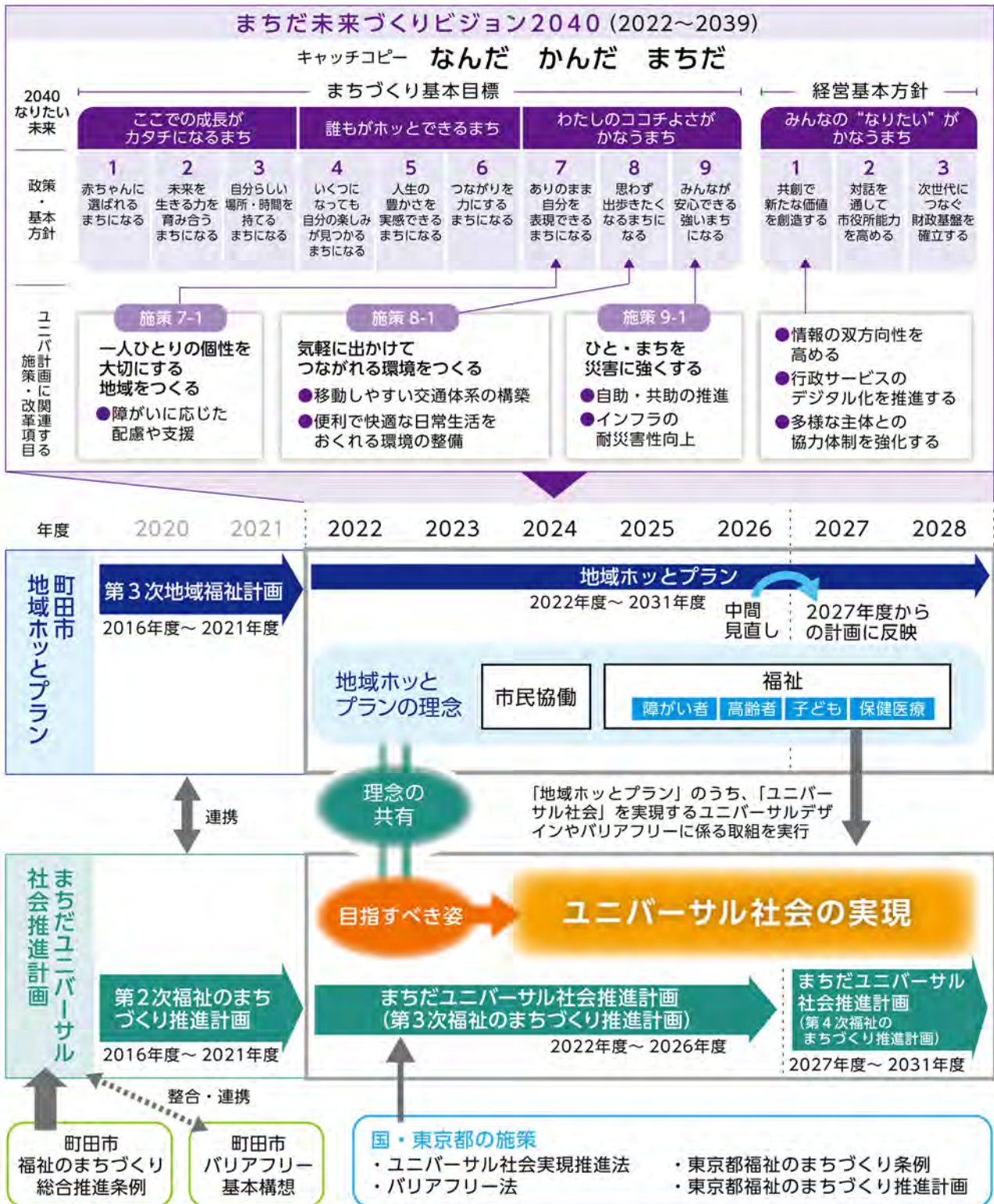
また、2022年3月策定の「町田市地域ホッとプラン」が福祉の各分野の上位計画となり、その理念である「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができる、そんなまちの実現を目指します」は、「ユニバーサル社会実現推進法」で示されている「ユニバーサル社会」の定義「障がいの有無や年齢等にかかわらず、(略)、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」と理念を共有しています。また、「町田市地域ホッとプラン」は、ユニバ計画の3つの推進分野を全て包含するため、ユニバ計画を「町田市地域ホッとプラン」の実行計画に位置付けて策定します。



「まちだ未来づくりビジョン 2040」
2022年3月発行



「町田市地域ホッとプラン」
2022年3月発行



※障がい者が受ける制限は、機能障がいのみ起因するものでなく社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障がいの社会モデル※（P.134 参照）」という考え方があります。この考え方を踏まえた「障害者基本法」に基づく計画として、「町田市障がい者プラン 21-26」を策定しています。（「障害者差別解消法」に規定する合理的配慮※（P.133 参照）に関する内容も、同計画に記載しています。）

2

現状と課題

1 市のこれまでの主な取組

- 1974年 町田市建築物等に関する福祉環境整備要綱制定**
車椅子で歩けるまちづくりを目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。
- 1993年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定**
道路の段差解消を始めとする高齢者、障がい者等に配慮した市内の建築物や道路等、施設のバリアフリー化の推進について規定しました。
- 1999年 高齢者、身体障がい者の移動の利便性・安全性の向上への取組**
市内鉄道駅の10駅全てにエレベーターを設置しました。また、車椅子使用者を始め、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方など、だれもが利用できる大きさ・機能・設備等が整備された「みんなのトイレ」(現:「車椅子利用者対応トイレ」)の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、案内の点字・外国語・LED表示、駅員のサービス技術向上への取組等、様々な取組がなされています。
- 2000年 町田駅周辺のバリアフリーネットワーク化調査**
- 2001年 玉川学園前駅・成瀬駅周辺のバリアフリー化に関する基礎調査
町田市福祉のまちづくり推進協議会の設置**
町田市福祉のまちづくり総合推進条例の改正により市長の諮問機関として設置し、市民参加による福祉のまちづくりの推進体制を確立しました。
- 2002年 「心のバリアフリーハンドブック」作成**
福祉のまちづくり推進協議会において、障がい者理解を解説した入門書を作成しました。毎年市立小学校4年生全員に配布しているほか、市役所などでも無料で配布しています。
- 2004年～ 「みんなのおでかけマップ (バリアフリーマップ)」作成**
車椅子利用者対応トイレが整備された施設など、バリアフリー施設を掲載した情報冊子を作成しました。



2006年 「情報バリアフリーハンドブック」「施設整備デザインブック」※ 作成

視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者等が情報を入手するための方法や問題点を知るための入門書、及び、高齢者、障がい者、子育て世代等を始めとするみんなが使いやすい施設作りのための配慮事項について分かりやすく説明した冊子を作成しました。

※「施設整備デザインブック」は在庫終了により、現在は配布していません。



2007年 町田市福祉輸送サービス共同配車センター設立

移動困難な高齢者、障がい者の外出を支援し、社会参加を促進する制度の一つとして市が設立し、町田市社会福祉協議会が民間事業者、NPO法人と連携して運営を行っています。



■ 共同配車センターで運行している
「あいちゃん号」(左)と「やまゆり号」(右)

2010年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例改正

高齢者や障がい者を始めとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づいた条例への改正を行い、同年7月に施行しました。

福祉のまちづくり関連施策、関連事業の現状調査

全庁各部署に対しバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する事業、取組を調査・確認しました。

福祉のまちづくりに関する市民団体ヒアリング調査

高齢者、障がい者、子育て支援にかかわる計6団体に対し、福祉のまちづくりに関するヒアリングを行いました。

2011年 福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,737人（827人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

市有施設のバリアフリー整備状況調査

不特定多数の市民が利用する市有施設（小中学校、高齢者施設等を含む。）計218施設について、バリアフリー整備状況調査を行いました。

福祉タクシー、一般タクシーの活動状況等調査

設立から5年が経過する福祉輸送サービス共同配車センターのあり方の検討を開始しました。検討に当たり、移動困難者の外出状況などを把握するため、市内の福祉タクシー及び福祉車両を運行する一般タクシーの活動状況を調査しました。

2011年～ 町田市バリアフリー基本構想※（P.135 参照）の策定

学識経験者、障がい者団体、交通事業者等が参加する福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会において、地域一体での面的なバリアフリー化を推進するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」を策定。この方針に基づき、市内10地区においてバリアフリー基本構想を策定しました。また、2017年度からは社会情勢や地区の状況の変化に応じて基本構想の評価や改定を順次実施しています。

2011年	全体方針、町田駅周辺地区
2013年	鶴川駅周辺地区、玉川学園前駅周辺地区、成瀬駅周辺地区、つくし野駅周辺地区、すずかけ台駅周辺地区、南町田駅周辺地区（2014年一部変更）、相原駅周辺地区、多摩境駅周辺地区、山崎団地周辺地区

2012年～ 第1次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定、運用開始

4つの推進分野と38の推進事業からなる第1次町田市福祉のまちづくり推進計画を策定し、運用を開始しました。また、事業の改善につなげるための事業評価の仕組みを導入しました。

ユニバーサルデザイン接客研修の開催

店舗での接客向上を図ることを目的とし、商店会、商工会議所、車椅子使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人を交えた接客研修を開催しました。



2015年 「情報バリアフリーハンドブック」改訂

情報技術の進展に伴い、情報に関するニーズも多様化しました。より使いやすく現代に合った適切な内容とすることを目的として、高齢者や障がい者からヒアリングを実施し、2006年に作成した「情報バリアフリーハンドブック」を改訂しました。

福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,513人（778人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

2017年 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画策定

2018年～ 町田市バリアフリー基本構想の改定

2018年	南町田駅周辺地区
2019年	玉川学園前駅周辺地区、つくし野駅周辺地区
2020年	鶴川駅周辺地区



■ 町田市バリアフリー基本構想改定に当たってのまち歩き点検

2020年 福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,748人（801人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

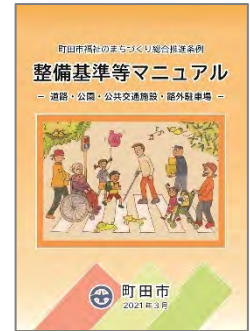
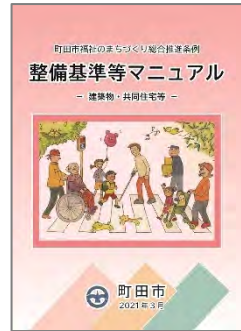
2021年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（2019年）に伴い、都の整備基準に対して市の基準を同等以上とする、及び市の現行規定においてさらなる整備等を促進するため、規則の一部を改正しました。

町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル※

(P.134 参照) の改訂

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂しました。



施設のバリアフリー点検実施

2021年5月にリニューアルオープンした「玉川学園コミュニティセンター」及び2021年10月に供用開始した「玉川学園前駅デッキ」において、福祉のまちづくり推進協議会委員による施設のバリアフリー点検を実施しました。点検による様々な意見や指摘から更なるバリアフリー化に取り組みました。



2022年 まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）策定

2 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

○「ユニバーサル社会実現推進法」の制定

「ユニバーサル社会実現推進法」が2018年12月に制定され、地方公共団体に対しては、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進する責務や、障がい者、高齢者等の意見反映に関する努力義務が規定されました。加えて、障がい者、高齢者等の防災上の措置を講ずることも規定されました。

○「バリアフリー法」の改正

改正「バリアフリー法」が2020年6月に施行され、施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策も含めたバリアフリー化を促進するため、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業※（P.133 参照）」が規定されました。また、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進が追加されました。

○「バリアフリー法施行令」の改正

改正「バリアフリー法施行令」が2021年4月に施行され、災害時に地域の高齢者や障がい者を含めた不特定多数の方の利用が想定される公立学校等に対し、バリアフリー化適合義務が規定されました。

○「移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通省ほか）」の改正

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が2020年2月に改正され、心のバリアフリーの意識醸成を図るため、国、地方公共団体等が連携し達成する目標として、2025年度までに「心のバリアフリー」という用語の認知度を約50%とする旨が規定されました。

○「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が2021年3月に改正され、車椅子利用者用便房で大型の電動車椅子使用者が回転できるよう、便房内における内接円の大きさを拡張することが示されました。また、多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進等が追加されました。

○「災害対策基本法」の改正

全国的に大規模災害が頻発し、高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の災害状況から、「災害対策基本法」が2021年5月に改正され、市町村長による避難行動要支援者の個別避難計画作成を努力義務とする旨が規定されました。

○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定める「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が2022年5月に制定されました。

同法には、地方公共団体の責務等として、「基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことや、「障がい者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う」ことが規定されています。

○「ユニバーサルデザイン2020行動計画」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、2017年2月の「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

(2) 東京都の動向

○「東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定

「東京都福祉のまちづくり推進計画」が2019年3月に策定され、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

・東京都福祉のまちづくり推進計画の分野別施策

- ① 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- ② 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- ③ 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
- ④ 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報のバリアフリーの推進
- ⑤ 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

○「東京都手話言語条例」の制定

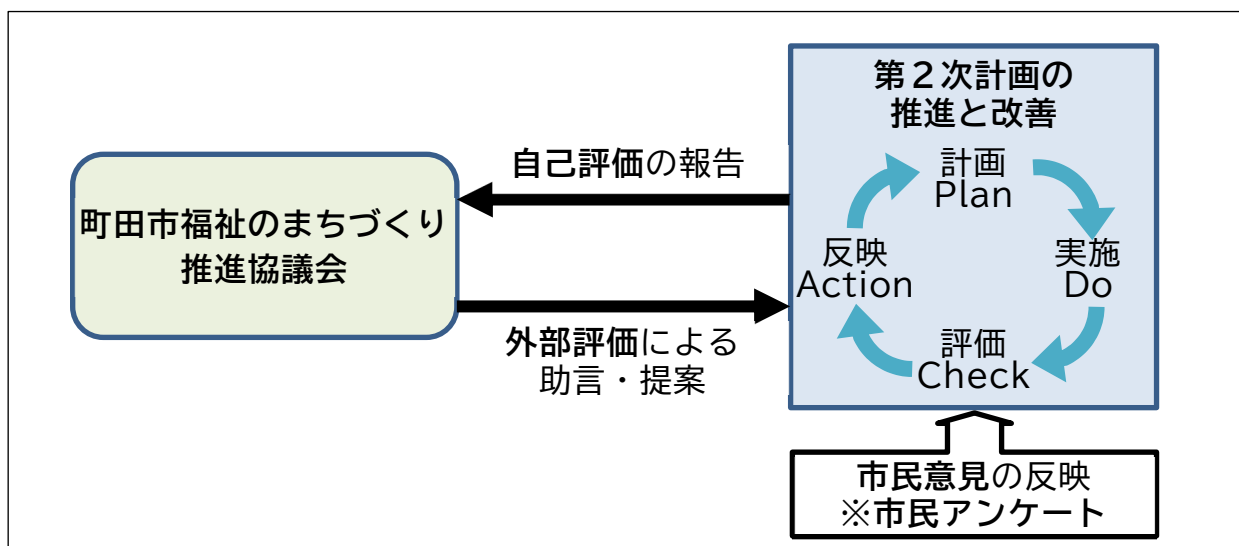
手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、「東京都手話言語条例」が制定され、2022年9月1日に施行されました。

3 第2次計画推進の評価等

第2次計画においては、取組の成果を評価・検証するため、29の推進事業の各担当課が主体的に事業の改善と質の向上に展開するための「自己評価」、客観的かつ専門的な課題を把握する「外部評価」及び幅広く福祉のまちづくりに関する市民ニーズを把握する「市民アンケート」を実施しました。

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」と「自己評価」、「外部評価」及び「市民アンケート」の関係は、下図のとおりです。

■ 町田市福祉のまちづくり推進協議会と評価等の関係



(1) 自己評価の主な意見

- ・改正「バリアフリー法」(2018年11月施行)により、バリアフリー基本構想にバリアフリーマップの作成等に関する事項を定めることができ、定めた場合、市の求めに応じ各施設管理者はバリアフリー情報を報告する必要があります。
- ・福祉のまちづくり推進協議会で実施したこれまでの施設点検の結果は、市役所内で情報共有を行っていますが、一覧や検索に課題があります。
- ・改正「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(2020年2月)において、2025年度までに「心のバリアフリー」という用語の認知度を約50%にする旨が規定され、市も啓発活動を促進する必要があります。
- ・「心のバリアフリーハンドブック」は初版から10年以上経過しており、内容を精査して新たな内容を盛り込む(教育啓発特定事業に対応)等、全面的な改訂を検討する必要があります。
- ・公立学校は公共施設であり、児童・生徒だけでなく、市民開放や災害時の避難所として、今後はよりユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

(2) 外部評価の主な意見

- ・単に施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策との一体的な実施が効果的であるため、特定事業※(P.135参照)に心のバリアフリーに関する取組(教育啓発特定事業)が必要です。
- ・今までも福祉のまちづくり推進協議会などにおいて施設のユニバーサルデザイン・バリアフリーの点検を行ってきましたが、以前の指摘内容がプロジェクトにどう反映されているか、データベースにして次のプロジェクトで活用する必要があります。
- ・小・中学校と連携して「心のバリアフリー」事業を進めるべきです。
- ・第2次計画では、町田市の各事業において、広報が弱いということが分かりました。市は取り組んでいるのに、市民に伝わっていないのではないのでしょうか。ユニバ計画にどうやって計画の推進事業を周知していくか、検討する必要があると思います。
- ・一部の事業で市民参加の機会や市民意見の収集が不十分であると思います。

(3) 市民アンケートの主な意見

- ・心のバリアフリーの認知度は緩やかに上昇しましたが、認知している割合は30%台前半となっています。
- ・「災害時や緊急時に不安なことは何か」の問いに対して、「避難施設での生活」の回答が最も多くありました。

4 第2次計画の課題

(1) 推進事業の課題

【課題1】ユニバーサルデザインによる施設整備の促進

車椅子使用者対応トイレは十分な広さの確保が必要であるという意見や、バリアフリー基本構想において、施設等のハード整備のみならず、心のバリアフリー等のソフト面の取組も必要であるという意見がありました。より一層のユニバーサルデザイン化や、ハード事業にソフト対策を盛り込む新たな施策に取り組む必要があります。

【課題2】心と情報のユニバーサルデザインにおける更なる周知・啓発

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、心のバリアフリーという用語の認知度を約50%とする目標を定めています。市民アンケートによる町田市の心のバリアフリーの認知度は約30%台前半となっており、更なる周知・啓発が必要です。また、福祉のまちづくり推進協議会の外部評価では、デジタル化に対応すべき意見があり、ユニバ計画においてデジタル化に係る取組が求められています。

【課題3】ユニバーサルデザインの観点によるいざという時の備え

主に高齢者、障がい者及び子育て世代を対象とした市民アンケートにおいて、「災害時に不安なことは何か」の問いに対し、「避難施設での生活」が最も多い回答でした。高齢化や障がい者数が増加する中、全国的に頻発する災害に対応するため、新たに高齢者、障がい者及び子ども等に配慮したユニバーサルデザインの観点による災害対策を実施する必要があります。

(2) 推進体制の課題

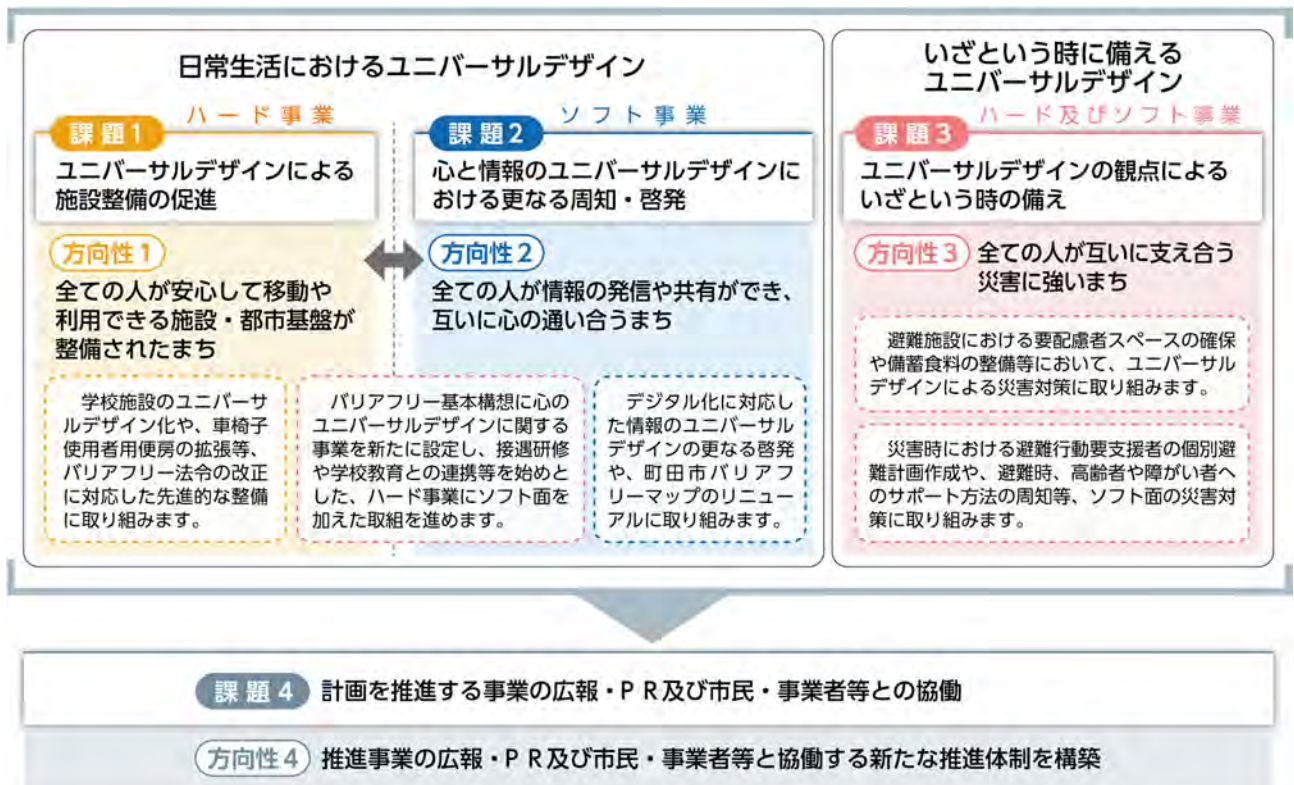
【課題4】計画を推進する事業の広報・PR及び市民・事業者等との協働

福祉のまちづくり推進協議会の外部評価では、「第2次計画では、町田市の各事業において、広報が弱いということが分かりました。市は取り組んでいるのに、市民に伝わっていないのではないのでしょうか。次期計画にどうやって計画の推進事業を周知していくか、検討する必要があると思います。」という意見や、「一部の事業で市民参加の機会や市民意見の収集が不十分であると思います。」という意見があり、これまで以上に広報・PRや、市民・事業者等との協働に取り組んでいく必要があります。

5 第2次計画の課題を踏まえた計画策定の方向性

町田市では、「4 第2次計画の課題」(P.16)に対応するため、更なるユニバーサルデザインの考え方による施設整備などハード事業と、心や情報のユニバーサルデザインの普及啓発などソフト事業のこれまでの取組に加え、ユニバーサルデザインの災害対策や広報・PR、市民協働の推進体制の構築により、「ユニバーサル社会」を実現する新たな計画を策定する必要があります。

また、その計画策定の方向性は、「4 第2次計画の課題」の【課題1】から【課題4】に対して、以下の【方向性1】から【方向性4】に整理します。



3

計画で目指すまちの未来像

ユニバ計画では、次のまちの未来像を目指します。

全ての人々が、日常生活やいざという時などあらゆるシーンにおいて、安全・快適で、一人ひとりの人間として尊重され、いきいきと暮らすことのできる社会



4

計画の目標と方針

1 計画の目標

未来像の実現に向け、第2次計画の課題等を踏まえた次の目標を設定します。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 全ての人安心して移動や利用できる施設・都市基盤が整備されたまち |
| ② 全ての人情報の発信や共有ができ、互いに心の通い合うまち |
| ③ 全ての人互いに支え合う災害に強いまち |

2 目標を達成するための方針

ユニバ計画では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を着実に進めるに当たり、第2次計画からの方針を引き継ぎます。

(1) みんなで取り組む

ア 推進事業の取組を広報・PR

市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働によりユニバーサル社会を実現する取組を効果的に推進するためには、各主体が、多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくるユニバーサル社会を実現する理念を理解した上で、市民・ユーザーにはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有していく必要があります。その上で、推進事業の広報・PR活動に取り組むことにより、ユニバーサル社会を実現する取組の周知・啓発につながっていきます。

イ 市、市民及び事業者との協働により事業の推進を目指す

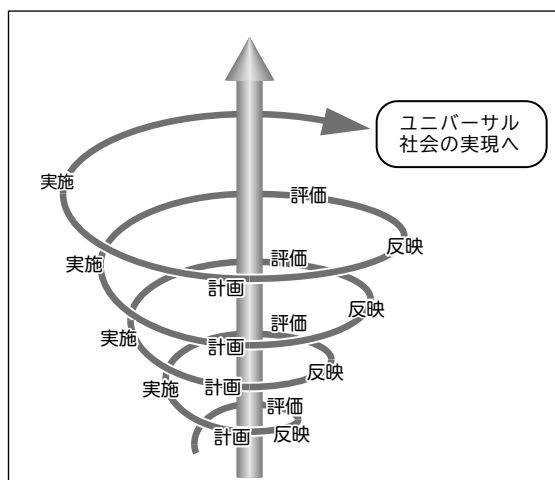
鉄道駅、道路、店舗等のバリアフリー化はそれぞれに進められ、一定の効果上げています。しかし、駅は公共交通事業者、道路は市を始めとする自治体や国、店舗は事業者等、各施設は、個別に整備、管理、運用されているため、それぞれの施設をつなぐ経路が円滑化されず、結果として各施設の利用がづらい状況も起きています。

現在、市内10地区のバリアフリー基本構想を策定していますが、今後、より広くユニバーサル社会を実現する取組を推進していくために、多様なユーザーや市民がニーズや意見を述べる機会を設け、多様な人の参加により市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体が連携し、一体となる必要があります。

(2) 継続して進める

○取組の評価、検証、スパイラルアップ

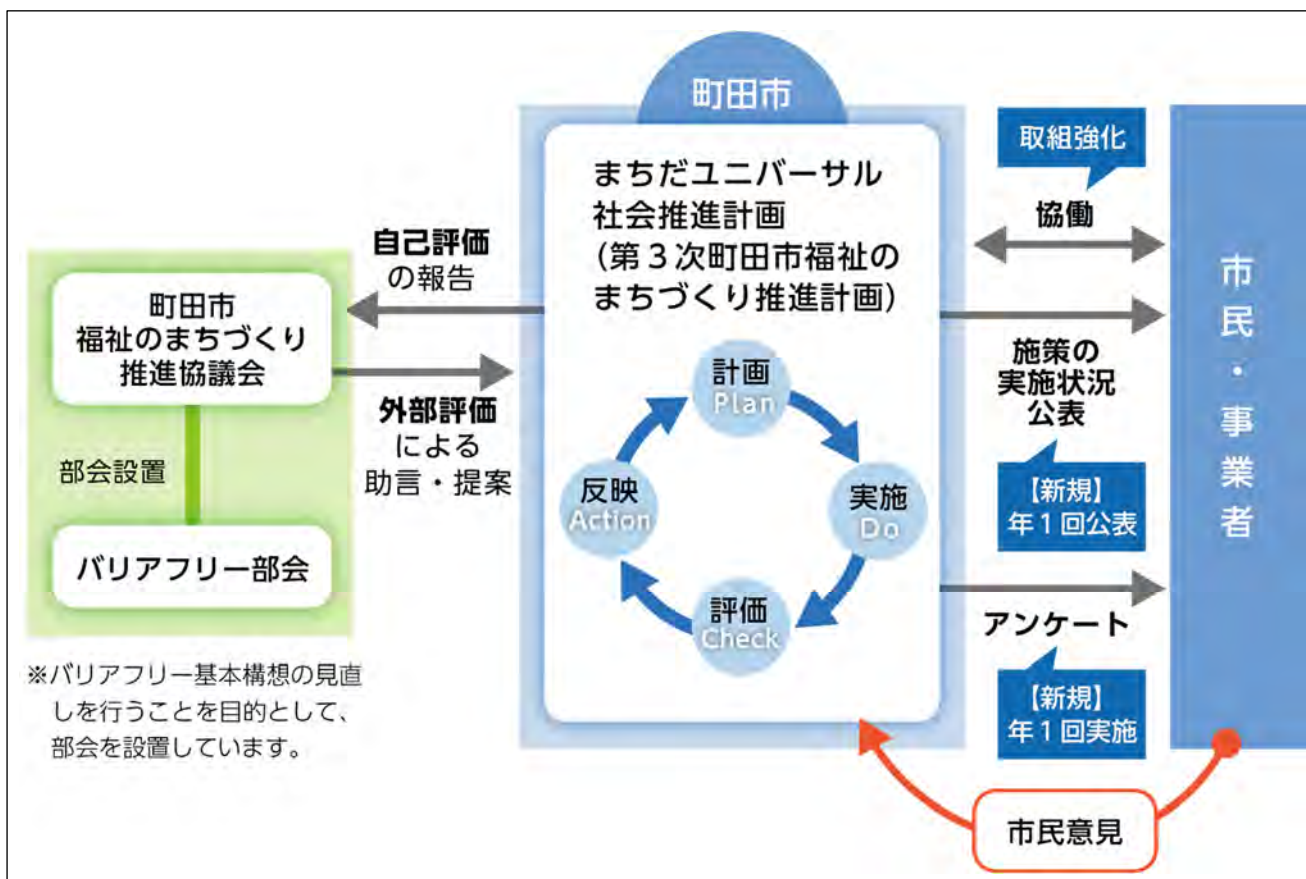
ユニバーサル社会を実現する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めていくことになります。また、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか、事業の推進過程で市民参加や意見反映ができたかどうか、そのほか満足度などを評価し、次の取組に生かしていく、スパイラルアップ（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、反映（Action））を繰り返すことで継続的に事業改善を行います。上図参照。）が必要となります。



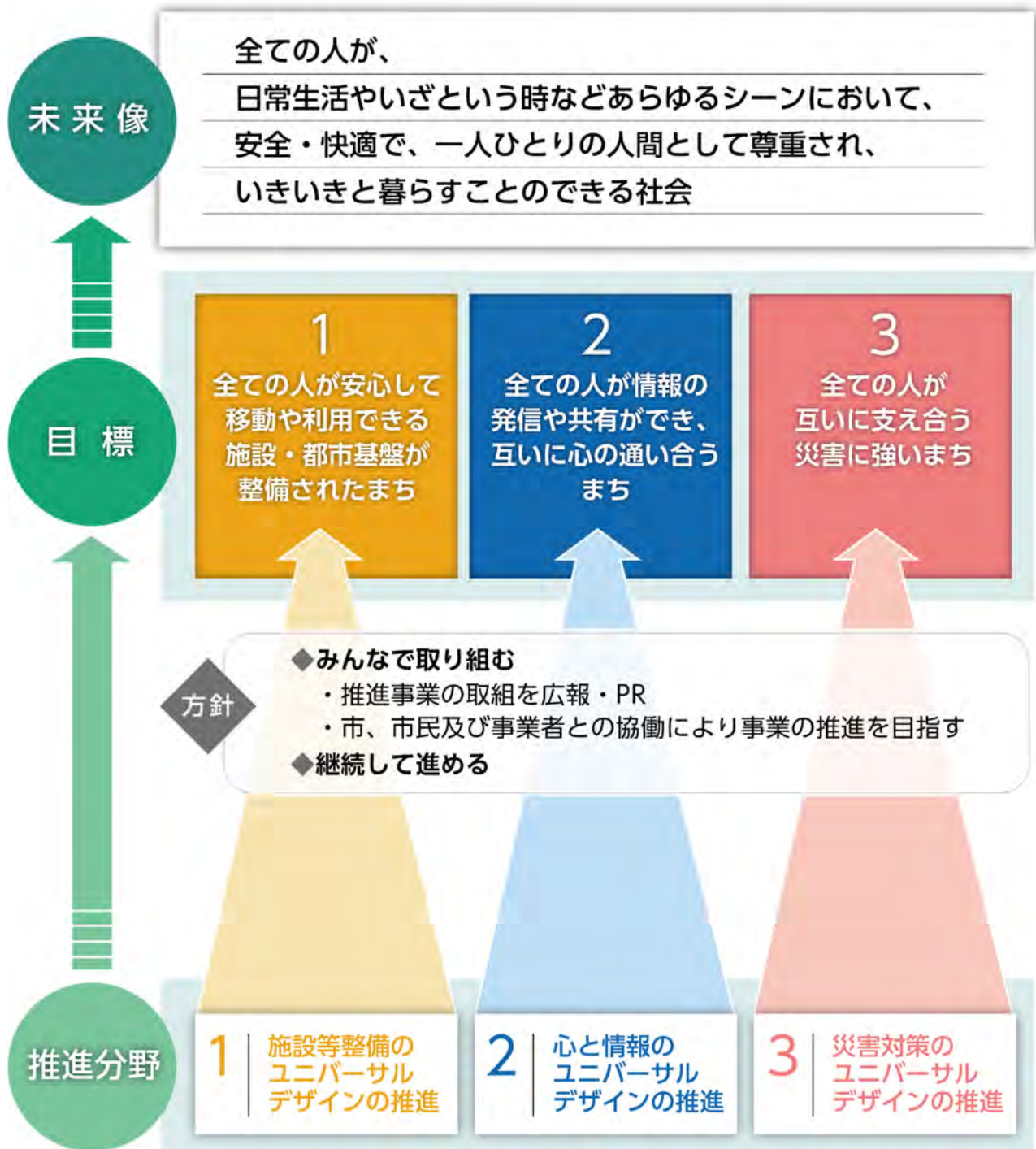
■スパイラルアップを図で示したもの

評価に当たっては、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するための「自己評価」と、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」を組み合わせた評価手法を導入し、事業の進捗状況だけでなく、取組の課題を適切に把握し、改善（スパイラルアップ）に活かすことを目指します。

■ 「みんなで取り組む」・「継続して進める」計画推進のイメージ



■ まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）の全体像



5

持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals) の実現

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために2030年までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、未来を見据えたバックカスティング※（P.135 参照）の発想を活用し「誰一人取り残さない」ために、先進国を含めた全ての国で取組が進められ、町田市においても積極的に推進しているところです。

この「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目標とする SDGs は、全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すユニバ計画の未来像と合致することから、SDGs の目標と連動して本計画を推進します。

SDGsの17の目標

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>1 【貧困】
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> |  <p>6 【水・衛生】
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> |  <p>12 【持続可能な生産と消費】
持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
|  <p>2 【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> |  <p>7 【エネルギー】
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> |  <p>13 【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
|  <p>3 【保健】
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> |  <p>8 【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> |  <p>14 【海洋資源】
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> |
|  <p>4 【教育】
全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> |  <p>9 【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> |  <p>15 【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> |
|  <p>5 【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p> |  <p>10 【不平等】
各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |  <p>16 【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
|  <p>11 【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |  <p>17 【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p> | |

6

ユニバーサル社会の実現に向けた取組 ～3つの推進分野と30の推進事業～

ユニバーサル社会を実現する取組や事業を体系化し、町田市福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、総合的・一体的な推進を図ります。

計画の実行においては、**4**-1（計画の目標）（P.19）を踏まえ、「施設等整備のユニバーサルデザインの推進」、「心と情報のユニバーサルデザインの推進」、「災害対策のユニバーサルデザインの推進」の3つの「推進分野」別に30の推進事業を定めます。

また、**4**-2（目標を達成するための方針）（P.19）で示した「みんなで取り組む」「継続して進める」という2つの方針に基づき、事業推進の実効性を高めるための仕組みづくりを進める上で重要な事業を「重点事業」として位置づけ、推進します。

2022年4月から11月の期間は、ユニバ計画における一部の推進事業（第2次計画から継続する事業のみ）を継続実施し、ユニバ計画策定時（2022年12月）には継続実施している推進事業をユニバ計画に組み入れ本実施とします。

なお、2022年度の推進事業については、資料編のP.122～123を参照してください。

■ 2022年度におけるユニバ計画の推進事業イメージ

	2017～2021年度	2022年度	2023～2026年度
計画期間	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画 2017～2021年度	まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 2022～2026年度	
推進事業	事業実施	継続実施 4月～11月	12月策定時 組み入れ 本実施 12月～3月 (継続実施分含む)
			新規事業追加実施

※2022年度は「第2次計画」から継続する事業のみ実施

※「ユニバ計画」における新規事業は2023年度から実施

■ 2023年度から2026年度の推進分野及び推進事業

目指すまちの未来像

推進分野

全ての人が、
日常生活やいざという時など
あらゆるシーンにおいて、
安全・快適で、一人ひとりの
人間として尊重され、
いきいきと暮らすことの
できる社会

市民等にPRして、
みんなで取り組む
仕組みづくり

事業

- ① ユニバーサル社会推進の広報・PR
- ② 市民等との協働による事業の推進

1 施設等整備の ユニバーサルデザインの推進

車椅子利用者対応トイレの拡張等、より一層の施設整備に取り組みます。

また、心のバリアフリー等のソフト対策を、バリアフリー基本構想に追加し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

2 心と情報の ユニバーサルデザインの推進

これまで以上に学校と連携した、新たな心のバリアフリーの普及・啓発を行います。

また、デジタル化に対応した情報のユニバーサルデザインについても取り組みます。

3 災害対策の ユニバーサルデザインの推進

発災時には避難施設としての機能を有する学校のバリアフリー化等、ハード面の災害対策に取り組みます。

また、避難行動要支援者の名簿の作成や、多様な媒体による防災情報の発信等、ソフト面の災害対策にも取り組みます。

推進事業

- 重点事業** 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 重点事業** 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 9 住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 11 共同配車センターの運営



- 重点事業** 12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実
- 重点事業** 18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 19 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備



- 重点事業** 24 避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 28 避難輸送の体制整備
- 29 防災情報のユニバーサルデザイン整備
- 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備



◆ 市民等にPRして、みんなで取り組む仕組みづくり

イ	ユニバーサル社会推進の広報・PR ユニバーサル社会の実現に向けた取組を周知・啓発するため、推進事業の広報・PR活動に取り組む。
ロ	市民等との協働による事業の推進 市、市民及び事業者との協働により事業の推進を目指す。

◆ 3つの推進分野と30の推進事業の概要

《推進分野1》施設等整備のユニバーサルデザインの推進	
1	【重点事業】バリアフリー基本構想の進行管理 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進する。
2	【重点事業】福祉のまちづくり総合推進条例・適合証[*](P.134参照)制度の普及啓発 「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく施設整備の周知・啓発及び同条例の基準を満たす施設を証する「適合証」のある施設の増加・普及を目指す。
3	バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備 市の新築・既存施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指す。
4	ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備 障がいの有無や性別等に関わらず、共に育つことを基本として、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備する。
5	歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備・舗装補修) 歩道のバリアフリー整備を行い、全ての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を形成する。
6	放置自転車対策 駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者に安心して快適な移動空間を提供する。
7	バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備 人々のレクリエーションの空間であるほか、多様なニーズに対応し、地震などの災害時にも機能する場として、全ての人々にとって利用しやすい公園を整備する。
8	公共トイレ計画の推進 市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境づくりを進めるため、公共トイレを整備する。
9	住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣 住宅改修を支援する制度の活用により、居住環境の向上を図り、高齢者や障がい者など全ての人が快適に暮らし続ける住宅を目指す。
10	交通環境・地域で支える交通(移動支援)の整備 多様な主体が行う多様な交通手段の中から自分に合った方法を選んで、目的地まで安全で快適に移動できるよう目指す。
11	共同配車センターの運営 高齢者や障がい者などの移動制約者が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、福祉輸送サービスの周知及び支援に取り組む。

《推進分野2》心と情報のユニバーサルデザインの推進

12 【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

全ての人が高齢者や障がい者、子育て世代、外国人など、多様な方への理解を深め、地域における「支え合い」や「見守り活動」につながる地域福祉の向上を目指す。

13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共に社会性や人間性を育み、お互いを尊重し合う「心のバリアフリー教育」を推進する。

14 福祉教育の実施

地域に住む全ての人々が幸せに暮らすためにはどうしたらいいかを考え、自立した個人がお互いにその存在を認め合い、個人と個人として全ての人と平等に関われる力を育てることを目指す。

15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発

ユニバーサルデザインやバリアフリー、福祉に関する事業を始めとして、生涯にわたる学習活動を総合的に支援する。

16 市職員の心のバリアフリー研修の実施

市役所を訪れる、高齢者、障がい者を始めとする多様な人に対し、支え合いのある柔軟な応接ができるよう、市職員の「心のバリアフリー」研修に取り組む。

17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実

「事故を起こさない・事故に遭わない人づくり」を進めるため、交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実を図る。

18 【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるような情報のバリアフリー、情報のユニバーサルデザイン環境の整備を目指す。

19 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいのある方が社会生活を送る上で受ける障がいを軽減させ、生活の向上を図る。

20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成

高齢者・障がい者に関わる相談窓口、支援制度・支援事業などの情報冊子を発行し、安心して生活できるまちを目指す。

21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信

子育てに関する知りたい情報、役立つ情報などを必要な人に的確に伝えることで、全ての人々が安心して子育てのできる環境を創出する。

22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備

全ての人々が利用しやすい図書館サービスを目指し、視覚障がい者等の読書環境を整備し、視覚障がい者等がより生活しやすい環境を提供する。

23 「町田市バリアフリーマップ」の整備

高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指す。

《推進分野3》災害対策のユニバーサルデザインの推進

24 【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備

災害時には良好な避難生活などが求められる防災機能を発揮できる施設整備を目指し、発災時には、全ての人が円滑に避難し避難生活を営むことができるよう目指す。

25 避難行動要支援者名簿の作成

平常時から関係機関等と避難行動要支援者名簿等を共有することで、災害時の避難行動要支援者の重層的な支援体制を構築する。

26 二次避難施設（福祉避難所）の確保

災害時、避難施設での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次避難施設の確保を目指す。

27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

避難施設へ安全に安心して避難することができる避難経路の整備を目指す。

28 避難輸送の体制整備

避難行動要支援者の避難に際し、避難先への輸送を構築する。

29 防災情報のユニバーサルデザイン整備

全ての人が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう目指す。

30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

災害時において、社会福祉施設等を支援するため、施設の被災情報等を共有する体制整備を目指し、平常時から発災に備えた社会福祉施設等との情報共有体制を整備する。

6-1 市民等にPRして、みんなで取り組む仕組みづくり (2023年度～2026年度)

イ ユニバーサル社会推進の広報・PR

担当課：福祉総務課ほか

目的

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた取組を周知・啓発するため、推進事業の広報・PR活動に取り組みます。

推進の取組内容

- ・推進事業の取組を広報・PRする方法について検討、実施します。
- ・毎年度、推進事業の実施状況を公表します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●広報・PRの方法を検討・実施	▶			
●実施状況の公表（毎年度）	▶			

関連事業 全推進事業

ロ 市民等との協働による事業の推進

担当課：当該事業の担当課

目的

- ・市、市民及び事業者との協働により事業の推進を目指します。
- ・高齢者及び障がい者を始めとする全ての人が使用する市の施設の新設・改修時において、当事者の参加や意見聴収により、誰もが使用しやすい施設づくりを目指します。

推進の取組内容

- ・各推進事業において、市民参加、市民意見の反映に取り組みます。
- ・市の施設の新設・改修の際、整備基準への適合だけでなく、全ての人が使用しやすい施設にするため、当事者等と共に検討・検証する仕組みを構築します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●市民参加・市民意見の反映実施	▶			
●当事者参加による施設整備の方法を検討・実施	▶			

関連事業 全推進事業

6-2 3つの推進分野と30の推進事業 (2023年度～2026年度)

推進分野1 施設等整備のユニバーサルデザインの推進

重点

1 バリアフリー基本構想の進行管理

担当課：交通事業推進課

目的

- ・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が安心して移動できる環境の整備促進を図ります。
- ・ハード・ソフト両面の政策を充実させ、高齢者や障がい者を始めとする全ての人が暮らしやすい、ユニバーサル社会の実現を図ります。

推進の取組内容

- ・バリアフリー法に基づき策定した、市内10地区のバリアフリー基本構想の実施スケジュールに従って進行管理を行います。
- ・市内10地区のバリアフリー基本構想につき、地区の現況や現行の法令に即して改定を行うなど、一定期間ごとに内容の検討を行います。
- ・全地区のバリアフリー基本構想に「教育啓発特定事業」を位置付けます。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●バリアフリー基本構想の進行管理（毎年度）			
	●バリアフリー基本構想の改定 1地区	●バリアフリー基本構想の改定 1地区	●バリアフリー基本構想改定 対象地区の検討等	
	—	●全地区のバリアフリー基本構想に教育啓発 特定事業を追加		

【各地区のバリアフリー基本構想に基づく整備事例（整備主体は各管理者）】

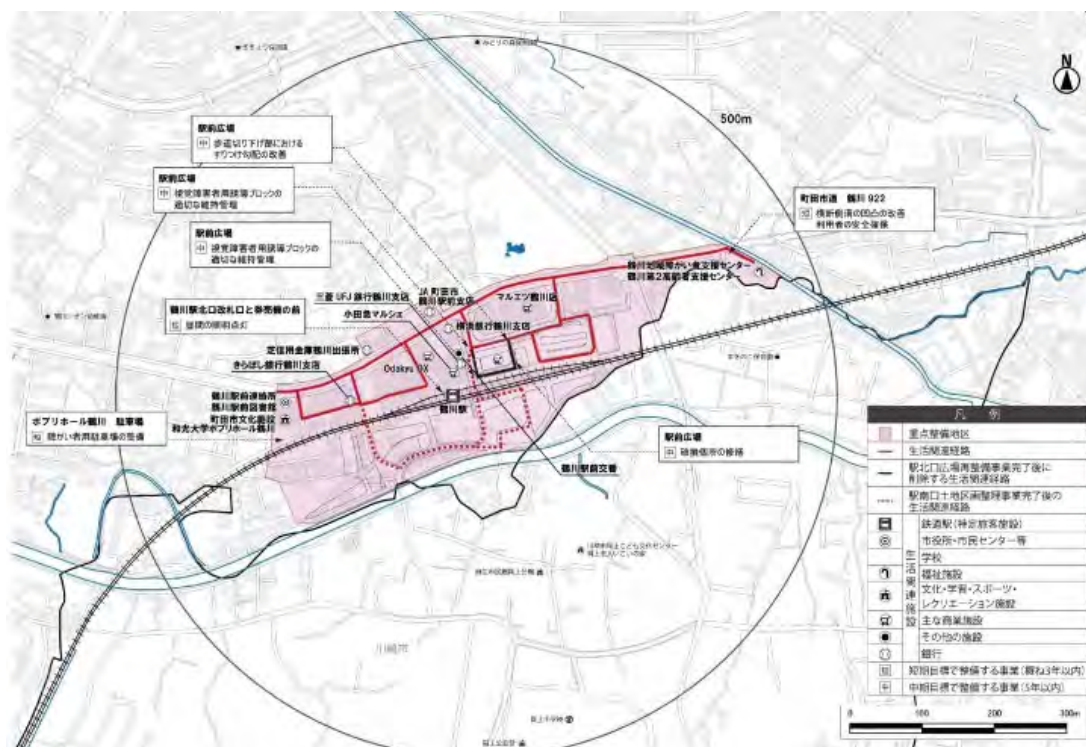


▲ 多摩境駅前広場のエレベーター



▲ ポプリホール鶴川の障がい者用駐車区画

【重点整備地区※（P.134 参照）と特定事業（鶴川駅周辺地区の例）】



- ・市内10箇所の重点整備地区内において、各事業者の具体的な事業内容を示した特定事業の進行管理等を行います。

関連事業

- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備
- 24 避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

重点

2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発

担当課：福祉総務課、土地利用調整課

目的

- ・ユニバーサルデザインの理念を実現する「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく施設整備の周知・啓発及び同条例の基準を満たす施設を証する「適合証」のある施設の増加・普及を目指します。

推進の取組内容

- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設整備の制度の周知に取り組みます。
- ・一定規模以上の施設整備に対して、同条例における協議や検査を行います。
- ・事業者による施設整備において取得したくなる「適合証」のあり方を検討します。
- ・法改正等、必要に応じて、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則」の改正や「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル」を改訂します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	● 制度の周知、啓発			
	● 「適合証」のあり方を検討		● 新たな「適合証」の普及・啓発の実施	

【取組事例】



町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル
 (左/建築物・共同住宅等編
 右/道路・公園・公共交通施設・路外駐車場編)

関連事業

- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備 (歩道整備・舗装補修)
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 24 避難施設のユニバーサルデザイン整備

3

バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備

担当課：当該施設の管理課、福祉総務課、営繕課、土地利用調整課

目的

- ・市の新築・既存施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指します。

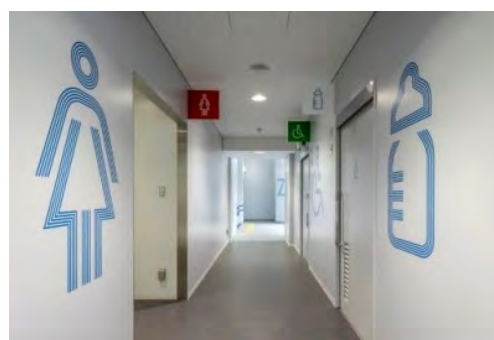
推進の取組内容

- ・市の施設は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例で定める整備基準等に適合するよう率先的に整備し、適合証の取得に努めます。
- ・施設整備の知見について、情報共有する新たな仕組みを検討します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●多様な使用者に配慮した各新築・改修施設の整備			
	●施設整備における情報共有の仕組みを検討・構築		●情報共有の実施	

【2021年に改修した町田市立陸上競技場の整備例】

- ・文字や言語によらず分かりやすく情報を伝えるため、陸上競技場のトラックをモチーフとしたピクトグラム（案内用図記号）を使用しています。壁に大きくピクトグラムを表示することで、エリアや場所などを直感的に認識することができます。



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

担当課：施設課、新たな学校づくり推進課

目的

- ・障がいの有無や性別等に関わらず、共に育つことを基本として、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備します。

推進の取組内容

- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例で定める整備基準等を基本として学校施設を整備します。
- ・ピクトグラムを併用するなど、誰にでも分かりやすいサインを用いて学校施設を整備します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●学校施設におけるユニバーサルデザインの推進			

【事業概要】



▲ 新たな小学校の教室イメージ



▲ 新たな中学校の教室イメージ



◀ ラーニングセンターのイメージ

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 2 4 避難施設のユニバーサルデザイン整備

5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）

担当課：道路整備課、道路維持課

目的

- ・歩道のバリアフリー整備を行い、全ての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を形成します。

推進の取組内容

- ・主として地域住民が利用する交通量の多い道路や新規の道路築造事業（都市計画道路等）に伴い、だれもが安全で安心して歩ける歩道を設置します。
- ・街路樹の根上りについて解消するため、歩道舗装補修工事を行います。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●歩道整備新設延長 0.65km	—	2.11km	—
	●歩道舗装補修工事			

【歩道のバリアフリー整備事例】

- ◆相原駅西口広場、相原駅前通り（都市計画道路3・4・47号線）のセミフラット型歩道整備



- ・セミフラット型とは、高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造で、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端の高さより低くした歩道形式のことをいいます。



【歩道舗装の補修事例】

◆事例1 劣化したインターロッキングブロック舗装の補修



《施工前》



《施工後》

◆事例2 根上がりにより傷んだ歩道舗装の補修



《施工前》



《施工後》

【市民通報アプリ「まちピカ町田くん」】

※アプリ以外でも来所、メールフォーム、市長への手紙などで道路等に関する不具合を受け付けています。ただし、バリアフリー化などの大きな要望に関しては、町内会、自治会単位で要望をいただくことにしています。

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発

6 放置自転車対策

担当課：道路管理課

目的

- ・ 駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者に安心して快適な移動空間を提供します。

推進の取組内容

- ・ 駅周辺に放置禁止区域を設置し、放置自転車に対する警告・撤去を行います。
- ・ 駐輪場シェアサービス「みんちゅう SHARE-LIN」により、空いている土地・スペースを駐輪場として活用することで、放置自転車等の減少に取り組みます。
- ・ 町田市駅周辺の駐輪場マップの作成・配布を行います。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
● 放置自転車等の対策実施	▶			

【取組事例】

- ・ 駐輪場の整備及び駐輪場の利用促進をすることで、放置自転車を減少させ、駅周辺の道路、その他の公共の場所における通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図ります。

	2019年度	2020年度	2021年度
撤去実施延べ回数〔回〕	928	988	1,050
撤去台数〔台〕	2,458	1,428	1,131
市営・公営駐輪場施設数〔箇所〕	30	30	34

		2019年度	2020年度	2021年度
各駅周辺における放置自転車等の総台数〔台〕	目標	15,086	10,581	6,572
	実績	12,581	8,572	7,096

- ・ 放置自転車啓発のため、市内小中学生から啓発ポスターの原画を募集し、市内のポップサインなどで活用しています。

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 8 公共トイレ計画の推進

7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備

担当課：公園緑地課

目的

- ・人々のレクリエーションの空間であるほか、多様なニーズに対応し、地震などの災害時にも機能する場として、高齢者、障がい者、子ども等を含む全ての人々にとって利用しやすい公園の整備を目指します。

推進の取組内容

- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例で定める整備基準等に基づき、引き続き、公園のバリアフリー、ユニバーサルデザイン整備に取り組めます。
- ・障がいの有無に関わらず、あらゆる子ども達と一緒に遊べる遊具広場整備に取り組めます。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●公園のバリアフリー、ユニバーサルデザイン整備			
	●遊具広場整備（野津田公園）			
	基本設計	実施設計	工事（1/3）	工事（2/3）

【公園のバリアフリー整備事例】



町田薬師池公園 四季彩の杜 西園



芹ヶ谷公園

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発

8 公共トイレ計画の推進

担当課：環境共生課

目的

- ・市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境づくりを進めるため、公共トイレの整備を進めます。

推進の取組内容

- ・公共施設のトイレだけでなく、民間の店舗等の商業施設のトイレ開放協力店を継続的に募集します。
- ・協力店にはステッカーを配布し、一目で分かる工夫をします。
- ・公共トイレ協力店や公共施設トイレ等の情報を掲載した「町田市シティマップ」を作成し、配布します。またホームページ等に掲載し周知します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●公共トイレ協力店等の周知	▶			

【取組事例】

- ・公共トイレ協力店は店頭ステッカーを設置しています。



- ・「町田市シティマップナビタ」を配布し、サイクリングや散策をする方等にも公共トイレ協力店や公共施設のトイレ等の情報を発信し、気軽に町田市内の観光スポットを楽しく安心して回ることができる取組を進めています。



- ・「地図情報まちだ」を活用すると、公共施設のトイレや公共トイレ協力店等の情報を地図上で検索することができます。



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 6 放置自転車対策

9

住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣

担当課：住宅課、介護保険課、障がい福祉課

目的

- ・住宅改修を支援する制度の活用により、居住環境の向上を図り、高齢者や障がい者など全ての人が快適に暮らし続ける住宅を目指します。

推進の取組内容

- ・だれもが安全に支障なく自立した生活が営めるようにするために行う住宅の改修工事について、その費用の一部を助成します。
- ・高齢者、障がい者が、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく給付事業として住宅改修を行うに当たり、住宅改修アドバイザーを無料で派遣します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●住宅バリアフリー化改修工事助成の実施			
	●住宅改修アドバイザー派遣の実施			

【住宅改修アドバイザー制度】

- ・住宅改修アドバイザーは、住宅改修における助言を目的に町田市が委託している建築士・理学療法士・作業療法士です。
- ・住宅改修により、安全で使いやすい住環境となるよう、家屋の条件や身体状況に合わせて改修の助言・提案を行います。



《改修前》

段のある和式便器



《改修後》

洋式便器に交換し、段差を解消

10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備

担当課：交通事業推進課、高齢者福祉課

目的

- ・多様な主体が行う多様な交通手段の中から自分に合った方法を選んで、目的地まで安全で快適に移動できるよう目指します。

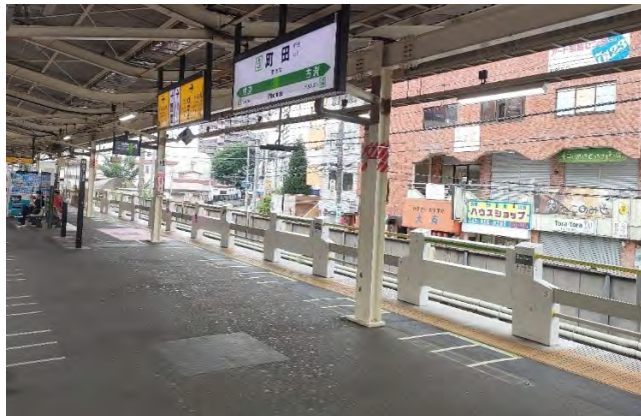
推進の取組内容

- ・鉄道駅ホームドアの整備を支援します。
- ・市は、地域の住民で構成される地域組織とバス事業者、行政の三者協働のもとで地域コミュニティバスの運行事業費の補助を行います。
- ・地域支え合い活動として移動困難な方の移動支援を行う町内会・自治会や住民ボランティア団体の立ち上げを支援します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●鉄道事業者に対する補助（毎年度）による鉄道駅ホームドアの整備			
	●多様な主体が連携した交通の取組や新たな交通の実用化・実証実験			
	新規2地区	新規1地区	新規1地区	新規1地区
	●地域の相談に対応し地域で取り組む移動サービスの支援			

【鉄道駅のホームドア整備】

- ・鉄道事業者に対しホームドアの整備に係る事業費の補助を行うことで、鉄道駅のホームドア整備の促進を図ります。



J R 横浜線町田駅の整備例

【取組事例】

- ・各地域の協議会、バス事業者、町田市の三者で協働し、地域の移動を支えるコミュニティバスの運行を行っています。
- ・市は運行状況に応じた運行事業費の補助を行っています。



たまちゃんバス



かわせみ号

- ・地域で買い物や外出に困っている高齢者が増えている中で、地域住民や地域活動団体、事業所等が協力して、支え合い型の移動支援の取組が始まっています。市では、高齢者支援センターや社会福祉協議会と連携して、このような地域主体の取組が広がっていくよう支援しています。



鞍掛台地区を走る「くらちゃん号」



忠生2丁目地区を走る
おかいものバス「かしのみ号」

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 1 共同配車センターの運営

11 共同配車センターの運営

担当課等：福祉総務課、社会福祉協議会

目的

- ・近年、少子高齢化の進展などにより、移動制約者の福祉輸送に対するニーズも多様化しています。高齢者や障がい者などの移動制約者が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、福祉輸送サービスの周知及び支援に取り組みます。

推進の取組内容

- ・「高齢者のための暮らしのてびき」、「障がい者サービスガイドブック」及びホームページなどの媒体で福祉輸送サービスの周知を図ります。
- ・共同配車センターの運営に当たっては、町田市社会福祉協議会が、NPO法人、タクシー事業者、市と連携し、利用者アンケートの実施などを通じて、サービスの向上や課題解決などの役割を担います。
- ・市は共同配車センターの運営事業費の補助を行います。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●福祉輸送サービスの周知及び支援	▶			

【福祉輸送サービス共同配車センター】

- ・移動が困難な高齢者及び障がい者の外出を支援しています。
- ・「やまゆり号」、「あいちゃん号」の配車・運行、相談、利用登録などを行っています。（利用には事前登録が必要です。）

《問合せ先》

町田市福祉輸送サービス共同配車センター
TEL (FAX兼) : 042-727-6361



関連事業

- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 28 避難輸送の体制整備

重点

12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

担当課：福祉総務課

目的

- ・「心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン」を地域へ普及啓発することにより、全ての人が高齢者や障がい者、子育て世代、外国人など、多様な方への理解を深め、地域における「支え合い」や「見守り活動」につながる地域福祉の向上を目指します。

推進の取組内容

- ・教育啓発特定事業における心のバリアフリーの啓発方法を検討し、関連課等と連携して心のバリアフリーの普及啓発に取り組みます。
- ・心のバリアフリーの認知度向上を図ります。
- ・学校や町田市社会福祉協議会と連携し、心のバリアフリー啓発を行います。
- ・「心のバリアフリーハンドブック」を全面改訂し、教育啓発特定事業で活用します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●教育啓発特定事業計画の検討・策定		●策定した計画の実施	
	●心のバリアフリーの認知度（50%以上）			
	35%以上	40%以上	45%以上	50%以上
	●「心のバリアフリーハンドブック」全面改訂		—	—

【取組事例】



▲ 市庁舎のバリアフリー設備見学の様子

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 3 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 1 4 福祉教育の実施
- 1 5 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 1 6 市職員の心のバリアフリー研修の実施

13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

担当課：指導課、教育センター

目的

- ・児童生徒の発達段階に応じた小・中学校教育において、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共に社会性や人間性を育み、お互いを尊重し合う「心のバリアフリー教育」を推進します。

推進の取組内容

- ・通常の学級と特別支援学級（特別支援学校）との交流を図ることで、交流及び共同学習を推進します。
- ・教育啓発特定事業における「学校連携教育事業」に取り組みます。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●心のバリアフリー教育の実施			

【取組事例】

- ・町田市では、子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成、障がいに対する理解を深めることを目的として、市内小・中学校において、通常の学級と特別支援学級の子どもたちが共に活動する交流を行っています。また、特別支援学級が設置されていない市立小・中学校においては、2年毎に順番で東京都立町田の丘学園との学校間交流学習を実施しています。更に、特別支援学校との副籍制度に基づく交流活動も推進しており、将来の共生社会の担い手となる人材を育成しています。
- ・町田市立小・中学校では、総合的な学習の時間に、福祉施設への訪問、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、手話体験などを始め、障がい者との交流などを通じて、「障がいの社会モデル」を知るための取組を行っています。

車椅子体験 ▶



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 1 4 福祉教育の実施

14 福祉教育の実施

担当課等：社会福祉協議会、福祉総務課

目的

- ・地域に住む全ての人々が幸せに暮らすためにはどうしたらいいかを考え、自立した個人がお互いにその存在を認め合い、個人と個人として全ての人と平等に関われる力を育てます。

推進の取組内容

- ・福祉教育として、当事者による講話を交えた各種体験（車椅子、アイマスク、点字、手話等）を行います。
- ・教育啓発特定事業の「学校連携教育事業」の一取組として、福祉教育を実施します。
- ・市は町田市社会福祉協議会が実施する福祉教育事業に補助を行います。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●福祉教育の実施	▶			

【取組事例】

- ・福祉教育の実践は、多くの経験や時間が必要であり、当事者の日常生活を部分的に切り抜いて行う体験だけでは全ての理解を深めることは困難です。しかしながら、当事者から直接社会生活※について伺うことで、一人ひとり違うことが当たり前で、違うことが普通のことなのだということへの気づきのきっかけとする、一つの機会として実施します。

※「社会生活」とは、平等な社会参加、社会の側の環境整備に目を向けていただきたい、との意を含んでいます。



▲視覚障がい者の講話



▲聴覚障がい者と手話体験

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 1 3 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発

担当課：生涯学習センター

目的

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー、福祉に関する事業を始めとして、生涯にわたる学習活動を総合的に支援します。

推進の取組内容

- ・社会状況に応じたテーマや当事者による講演、施設見学又は実習などの連続講座を通して、高齢者や障がい者への理解を深める講座を運営します。
- ・障がいのある青年が自立し、より豊かな生活を送ることができる力の獲得を目指す「障がい者青年学級」を開級します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営			
	●持続可能な仕組みづくり			

【取組事例】

- ・町田市在住、在勤及び在学の方を対象とした「まちだ市民大学 HATS」の「まちだの福祉」講座において、高齢者や障がい者福祉についての講義や実習、施設見学などのプログラムを実施します。
- ・障がい者青年学級は1974年に開設され、今ではおよそ150名の学級生が在籍しています。年間を通して月2回（土曜日または日曜日）、市内施設にて3学級に分かれて活動しています。



▲実習（車椅子体験）

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

16 市職員の心のバリアフリー研修の実施

担当課：職員課、福祉総務課

目的

- ・市役所を訪れる、高齢者、障がい者を始めとする多様な人に対し、支え合いのある柔軟な応接ができるよう、市職員の「心のバリアフリー」研修に取り組みます。

推進の取組内容

- ・新規採用職員研修において、障がい者への理解促進を図るための研修や、ユニバーサルデザインのまちづくりを学ぶ研修を行います。
- ・研修の実施後は、受講者に対するアンケート等を実施し、より効果的な取組を検討し、実施していきます。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●職員研修の実施			
	●アンケート等の実施・検討			

【新規採用職員研修の様子】



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実

担当課：市民生活安全課

目的

- ・交通事故を減少させるには、交通ルールを学び、交通安全意識の向上に加え、交通マナーなど一人ひとりの思いやりの心をまちぐるみで醸成させていくことが重要です。「事故を起こさない・事故に遭わない人づくり」を進めるため、交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実を図ります。

推進の取組内容

- ・交通手段によって、必要な交通ルールや交通マナーが異なるため、交通手段別に情報発信をしていきます。
- ・交通事故などの危険に対する対策や自身の身体機能を認知する必要があるため、年齢層別の交通安全学習を実施します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実				

【取組事例】

- ・市内の小学校3年生を対象として、一時停止では必ず止まるなどの交通ルールや道路の視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車を停めないなど交通マナーに関する自転車教室を実施します。
- ・特別支援学校において、青信号が点滅したら止まるなど交通ルールや横断歩道を渡るときはドライバーと目を合わせるなど、障がいの程度に合わせた交通安全教室を実施します。



▲町田の丘学園における交通安全教室

重点
18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

担当課：福祉総務課、広報課

目的

- ・高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする全ての人が、必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるような情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン環境の整備を目指します。

推進の取組内容

- ・市から発信する郵便物、案内、チラシ、ポスターなどについて、フォントの大きさ、色使い、音声対応、多言語表記など、情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインのルールを周知します。
- ・「情報バリアフリーハンドブック」を全面改訂します。
- ・必要な情報が必要とする人に適切に届き情報格差を生まないよう、広報紙やホームページ、SNS※（P.133 参照）など複数の情報提供手段を併用して情報を発信します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの周知・啓発			
	●「情報バリアフリーハンドブック」全面改訂		—	—
	●広報活動の市民満足度（2026年度 72%以上）			

【印刷物等のユニバーサルデザインルールブック】

- ・発信する情報媒体について、フォントの大きさや色使い等の情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインのルールをまとめています。



19 手話通訳者・要約筆記者の派遣

担当課：障がい福祉課

目的

- ・聴覚障がいのある方が社会生活を送る上で受ける障がいを軽減させ、生活の向上を図ります。

推進の取組内容

- ・手話通訳者、要約筆記者を派遣しコミュニケーションを支援します。
- ・手話通訳者派遣制度利用者懇談会を年1回開催し、利用しやすい制度、新しい手話や技術について意見をいただき、以後の派遣活動に活かします。
- ・要約筆記者の派遣には、手書きとパソコンによるものがあります。利用される方の希望により派遣できるように周知をすすめます。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●手話通訳者、要約筆記者の派遣			

【取組事例】



◀ 手話通訳者・要約筆記者派遣制度の説明ページ（町田市ホームページ）

▶ 手話通訳者の派遣（町田市主催の会議における手話通訳の様子）



20

「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成

担当課：高齢者福祉課、障がい福祉課

目的

- ・高齢者・障がい者に関わる相談窓口、支援制度・支援事業などの情報冊子を発行し、安心して生活できるまちを目指します。

推進の取組内容

- ・各てびき・ガイドブックは必要に応じて改訂し、継続して配布します。また市のホームページでも公開します。
- ・「障がい者サービスガイドブック」は、音声版、点字版も別途作成します。また、「障がい者サービスガイドブック」には音声コード※（P.133 参照）を入れます。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●各てびき・ガイドブックの発行及び配布			

【高齢者のための暮らしのてびき】

- ・高齢者の皆様に関わる相談窓口、市の事業、施設などの情報をわかりやすくまとめた案内書です。高齢者福祉に関する問い合わせ先、生きがいづくりや介護予防について、介護保険制度の概要、市内の施設一覧等の情報を掲載しています。

《配布窓口》

高齢者福祉課、市民課、各市民センター、各駅前連絡所、各ふれあい館、各高齢者支援センター、各あんしん相談室



【障がい者サービスガイドブック】

- ・障がいに関する制度や問合せ先をまとめた障がい福祉サービスの情報冊子で年1回発行しております。



21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信

担当課：子ども総務課

目的

- ・子育てに関する知りたい情報、役立つ情報などを必要な人に的確に伝えることで、全ての人々が安心して子育てのできる環境を創出することを目的とします。

推進の取組内容

- ・子育てに関する情報を集約したサイトを開設し、町田市の子育ての魅力や子育てに関する各種手続き、子どもセンターなどで実施するイベント情報の提供を行います。
- ・SNSを用いた情報発信を実施します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	●情報の発信及び更新			
	●SNSの発信件数			
	180件	216件	228件	240件

【取組事例】

「まちだ子育てサイト」トップ画面



SNS (Twitter) アカウント

「子ども・子育て情報」



関連事業

18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備

担当課：図書館

目的

- ・障がい者や高齢者、子育て世代を始めとする全ての人が利用しやすい図書館サービスを目指します。
- ・視覚障がい者等の読書環境を整備することにより、視覚障がい者等がより生活しやすい環境を提供します。

推進の取組内容

- ・マルチメディアデージー※（P.136 参照）など視覚障がい者等が利用する資料の充実を図ります。
- ・ボランティアによる対面朗読や宅配サービス等に取り組みます。また、点訳・音訳ボランティア等に関する講座を実施します。
- ・来館することなく、パソコン・スマートフォン等を介して電子書籍の貸出しが受けられ、読書バリアフリー※（P.135 参照）に配慮した「電子書籍サービス」を整備します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	● 視覚障がい者等向け資料の充実			
	● ボランティアとの連携、ボランティア講座の実施（年1回）			
	● 「電子書籍サービス」の提供			
	4,900点追加提供	1,000点追加提供	2,000点追加提供	1,000点追加提供

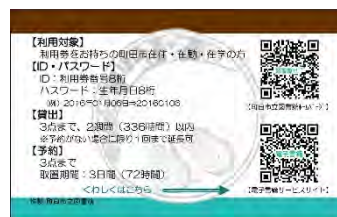
【障がい者サービス事業】

- ・通常の活字による読書が困難な方のために録音図書、点字図書、マルチメディアデージー、大活字本等の貸出しを行っています。
- ・ボランティアによる対面朗読や宅配サービス、点訳、音訳等を行っています。

【電子書籍サービス事業】

- ・パソコン・スマートフォン等を介して電子書籍を借りることができます。これにより来館せずに本を借りるだけでなく、読み上げ、拡大などの機能をもつ書籍も活用できるようになります。

電子書籍サービスの案内▶



23

「町田市バリアフリーマップ」の整備

担当課：福祉総務課

目的

- ・高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指します。

推進の取組内容

- ・各施設の整備状況の調査に基づき、情報の更新及び拡充を行い、町田市バリアフリーマップホームページで情報を提供します。
- ・スマートフォンからのアクセスに対応し、デジタル技術を活用して視認性や検索性の高いホームページ（アプリ化を含む）を検討・リニューアルし、利便性向上を図ります。
- ・市は「町田市バリアフリーマップ」の運営事業費の補助を行います。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●情報の更新・拡充（毎年度）			
	●ホームページのリニューアル		●新ホームページの運営	

【町田市バリアフリーマップホームページ】



*画像は2022年11月現在のものです。

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理

重点

24 避難施設のユニバーサルデザイン整備

担当課：施設課、新たな学校づくり推進課、防災課

目的

- ・ 公立学校等は、災害時には地域の避難施設としての役割も果たすことから、良好な避難生活を送れるよう防災機能を備えた施設を整備します。
- ・ 発災時、全ての人が円滑に避難し、良好な避難生活を営むことができるよう環境整備を進めます。

推進の取組内容

- ・ 避難先となる体育館において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施します。
- ・ 避難施設内での、要配慮者スペースの確保に取り組みます。
- ・ 避難施設の各種案内表示にピクトグラム※（P.135 参照）を整備し、適切な情報提供を行います。
- ・ 誰もが食べやすく栄養を得ることができるユニバーサルデザインに配慮した備蓄食料を整備します。

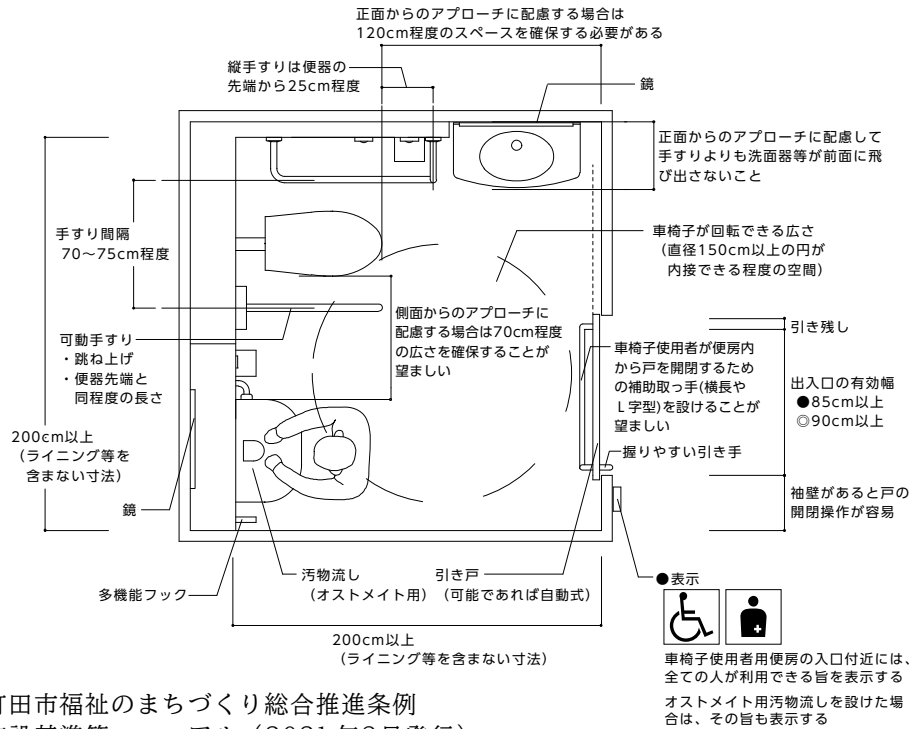
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	● 体育館のユニバーサルデザインによる施設整備			
	● 避難施設の環境整備			

【避難施設となる体育館の整備事例】

- ・ 体育館の出入口は段差を無くし、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設、車椅子使用者を始めとする様々な人が出入りできるよう整備しました。



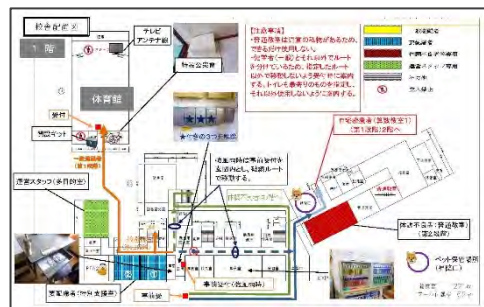
【避難施設となる体育館の車椅子利用者対応トイレ整備例】



出典：町田市福祉のまちづくり総合推進条例
施設基準等マニュアル（2021年3月発行）

【取組事例】

- ・2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」では、3,000人を超える避難者が発生したことから、避難施設における要配慮者の受け入れ態勢の更なる充実を図るため、高齢者・障がい者・妊産婦等の避難スペース（部屋を分ける等）を確保する取組を推進します。
- ・「町田市避難施設感染防止対策マニュアル」を作成・周知し、避難施設の感染防止対策に取り組んでいます。（左下図）
- ・各種案内表示にピクトグラムを採用します。（中央下図）
- ・ユニバーサルデザインに配慮した食料の備蓄を推進します。（右下写真）



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

25 避難行動要支援者名簿の作成

担当課：福祉総務課、障がい福祉課、いきいき総務課、子ども総務課、保健予防課

目的

- ・平常時から関係機関等と避難行動要支援者名簿※（P.136 参照）等を共有することで、災害時の避難行動要支援者の重層的な支援体制の構築に取り組みます。

推進の取組内容

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から関係機関等と共有します。
- ・避難行動要支援者名簿の対象者のうち、優先度の高い者の個別避難計画※（P.134 参照）の作成を開始します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	● 避難行動要支援者名簿の作成・提供			

【避難行動要支援者名簿に記載等する事項】

災害対策基本法 第49条の10第2項抜粋

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

関連事業

- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 28 避難輸送の体制整備

26 二次避難施設（福祉避難所）の確保

担当課：障がい福祉課、いきいき総務課、福祉総務課

目的

- ・災害時、避難施設での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次避難施設（福祉避難所）の確保を目指します。

推進の取組内容

- ・二次避難施設（福祉避難所）の確保のため、市内の社会福祉施設等と協定を締結します。
- ・二次避難施設（福祉避難所）開設訓練を実施します。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	●二次避難施設（福祉避難所）の設置に関する協定締結			
	●二次避難施設（福祉避難所）開設訓練の実施（毎年度）			

【取組事例】

- ・二次避難施設（福祉避難所）とは、避難施設での生活が長期化し、そこでの生活が困難な要配慮者を市からの要請で受け入れる施設のことです。受け入れにあたっては、施設の状態などを総合的に判断して、対象者を二次避難施設（福祉避難所）へ移送します。【右図】
- ・2022年11月現在、社会福祉施設53施設（高齢者福祉施設31施設、障がい者福祉施設22施設）と協定を締結し、二次避難施設（福祉避難所）として確保しています。
- ・1年に1回、町田市と協定締結施設が合同で、二次避難施設（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施しています。



関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 28 避難輸送の体制整備
- 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

担当課：道路整備課、住宅課

目的

- ・高齢者、障がい者等を始め、避難施設へ安全に安心して避難することができる避難経路の整備を目指します。
- ・「町田市耐震改修促進計画」の考え方にに基づき、災害時において、緊急車両や避難輸送を実施する福祉車両が通行できる道路の確保を目指します。

推進の取組内容

- ・台風や地震時に、電柱の倒壊による道路閉鎖を抑止し、避難経路等の確保に取り組みます。
- ・地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、道路等に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	● 無電柱化整備			
	整備済延長 (累計) 4.98km	(累計) 4.98km	(累計) 4.98km	(累計) 5.88km
	● ブロック塀等撤去助成			

【無電柱化した歩道の事例】

《工事前》



電柱が多数設置され、電線が張りめぐらされている状況

《工事後》



電柱がなくなり、すっきりした道路

関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 28 避難輸送の体制整備

28 避難輸送の体制整備

担当課等：福祉総務課、障がい福祉課、いきいき総務課、
市有財産活用課、社会福祉協議会

目的

- ・避難行動要支援者の避難に際し、避難先への輸送（避難施設から二次避難施設（福祉避難所）への輸送を含む）を構築します。

推進の取組内容

- ・避難輸送における協定先の拡充を検討します。
- ・避難輸送の防災訓練を実施します。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施目標	● 協定先の拡充検討		● 検討結果に基づく新たな協定先の拡充	
	● 避難輸送訓練の実施（毎年度）			

【取組事例】

町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定書 第7条抜粋
第7条 町田市内において災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲※は、避難行動要支援者の避難輸送の協力を依頼する。

- 2 乙※は、甲の協力依頼を受けた時は、可能な限り、避難行動要支援者の避難輸送に協力するものとする。

※ 甲は町田市、乙は町田市福祉輸送サービスを実施する町田市社会福祉協議会、NPO法人及びタクシー事業者です。



発災時に避難輸送で使用する車両の例 ▶

関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

29

防災情報のユニバーサルデザイン整備

担当課：広報課、防災課

目的

- ・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう目指します。

推進の取組内容

- ・市ホームページに防災情報を掲載します。
- ・防災行政無線（音声）での防災情報の発信に取り組みます。
- ・メール配信サービスやSNSを用いて情報発信します。

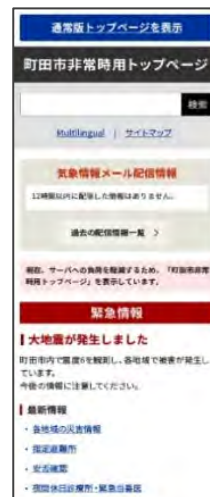
実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	● 多様な媒体による防災情報の発信			

【非常時の町田市のホームページの例】

- ・災害等の非常時は、市のホームページへのアクセス集中による表示遅延を防止するため、通常のトップページから容量の軽い非常用トップページに切り替えます。



▲ パソコン版のトップページ



▲ スマートフォン版のトップページ

関連事業

18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

担当課：障がい福祉課、いきいき総務課、子ども総務課

目的

- ・災害時において、社会福祉施設等を支援するため、施設の被災情報等を共有する体制整備を目指します。
- ・平常時から、発災に備えた社会福祉施設等との情報共有体制を整備します。

推進の取組内容

- ・社会福祉施設等との情報伝達訓練を行います。
- ・災害時は、災害時情報共有システム*（P.134 参照）（厚生労働省）や電子メール等を活用した情報把握に取り組みます。

実施目標	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
●情報共有体制整備及び必要に応じた見直し				
●情報伝達訓練の実施（毎年度）				

【取組事例】

- ・災害時の情報伝達体制の確認及び検証のため、市内の社会福祉施設等と年に1回、情報伝達訓練を実施しています。
- ・子ども生活部所管施設について、災害時情報共有システムを活用した情報伝達訓練を実施します。
- ・災害時に社会福祉施設等の被災状況を市に報告するマニュアルや、様式を作成し、平常時から両方で共有します。

災害時伝達票

1. 施設概要
 施設名称: _____ 所在地: _____
 法人名称: _____ 代表者氏名: _____
 電話番号: _____ FAX: _____

2. 被災状況
 被災部位: _____
 被災状況: _____

3. 被害状況
 被害状況: _____

4. 被害者数
 被害者数: _____

5. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

6. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

7. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

8. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

9. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

10. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

11. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

12. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

13. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

14. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

15. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

16. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

17. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

18. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

19. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

20. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

21. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

22. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

23. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

24. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

25. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

26. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

27. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

28. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

29. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

30. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

31. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

32. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

33. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

34. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

35. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

36. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

37. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

38. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

39. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

40. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

41. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

42. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

43. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

44. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

45. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

46. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

47. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

48. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

49. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

50. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

51. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

52. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

53. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

54. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

55. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

56. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

57. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

58. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

59. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

60. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

61. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

62. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

63. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

64. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

65. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

66. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

67. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

68. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

69. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

70. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

71. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

72. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

73. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

74. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

75. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

76. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

77. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

78. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

79. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

80. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

81. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

82. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

83. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

84. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

85. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

86. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

87. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

88. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

89. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

90. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

91. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

92. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

93. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

94. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

95. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

96. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

97. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

98. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

99. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

100. 被害者の状況
 被害者の状況: _____

災害時伝達票 ▶

関連事業

26 二次避難施設（福祉避難所）の確保

7

ユニバーサル社会推進体制

以下の体制でユニバ計画を推進します。p

1 町田市福祉のまちづくり推進協議会

(1) 位置付け、構成

町田市福祉のまちづくり推進協議会は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づき、ユニバーサル社会の推進に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置している機関です。事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員で構成しています。

(2) 役割、機能

・計画の評価、検証

ユニバ計画の総合的な推進の観点から、計画の評価、検証を行い、課題の提示、必要な助言などを町田市に対して行います。

・市民（ユーザー）のニーズの把握

評価、検証に当たっては、各地域における市民や事業者等と連携し、市民参加のワークショップの開催、市民（ユーザー）アンケート調査等を行うことにより、ニーズを踏まえることを基本とします。

2 庁内

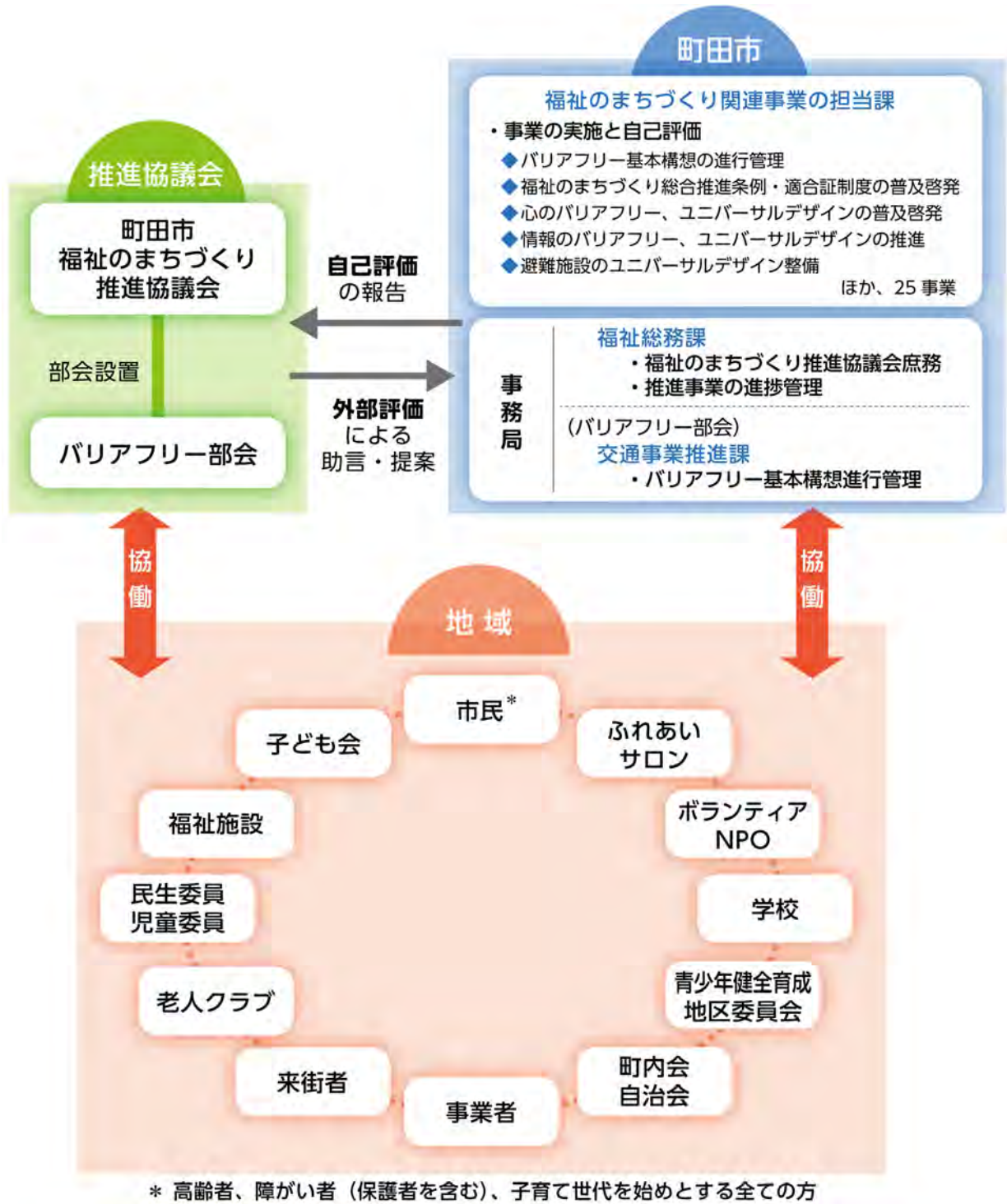
各課でスパイラルアップを図り、事業改善を行います。必要に応じて関連部署と連携し事業を推進します。

福祉総務課は、町田市福祉のまちづくり推進協議会庶務及び推進事業の進捗管理を行います。

3 取組主体間のネットワークの形成

計画の着実な推進のためには、庁内組織だけでなく、市内の各主体による連携が必要となります。「市民」「団体」「事業者」「関係機関」など、各実施主体によるネットワークの形成を目指し、相互に連携、協働して、ユニバーサル社会の実現に向けた事業の推進に取り組みます。

■推進体制のイメージ図



資料編

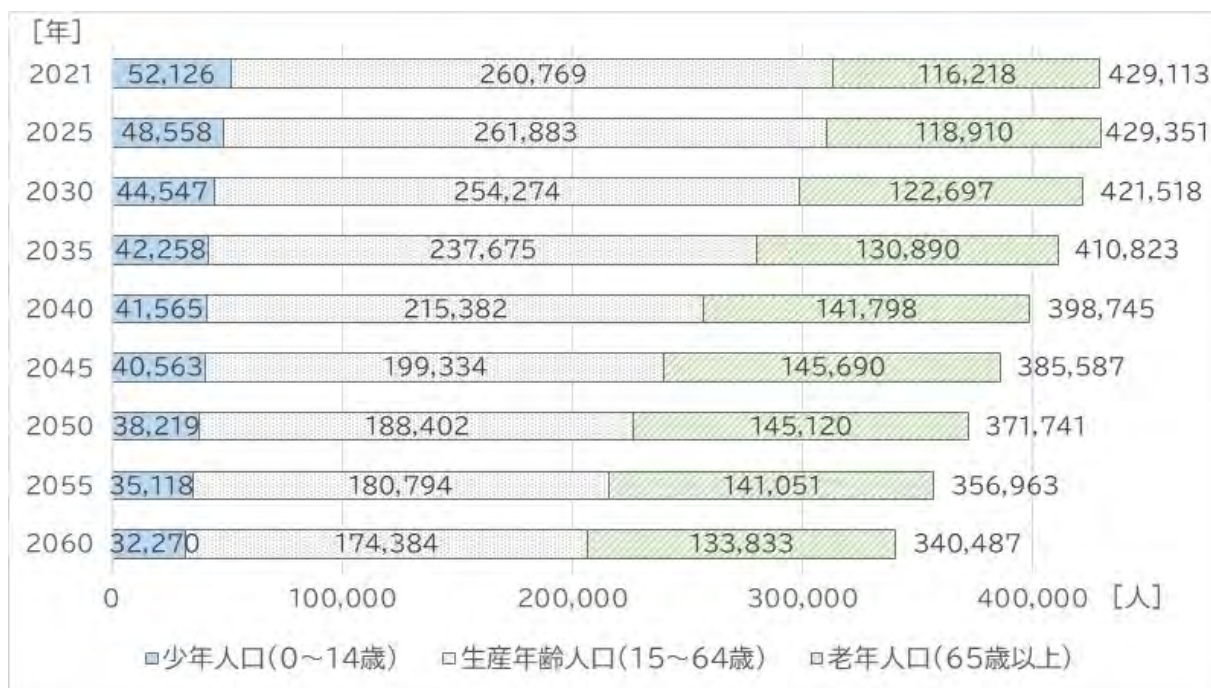
資料1	町田市の人口等の概況	69
資料2	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り	72
資料3	まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）策定までの経緯	118
資料4	まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）の推進事業について	122
資料5	町田市福祉のまちづくり総合推進条例	126
資料6	用語解説	133

資料1 町田市の人口等の概況

1 年齢3階級別の人口推移

町田市の人口推移をみると、2025年以降長期にわたる減少局面に移行することが見込まれています。

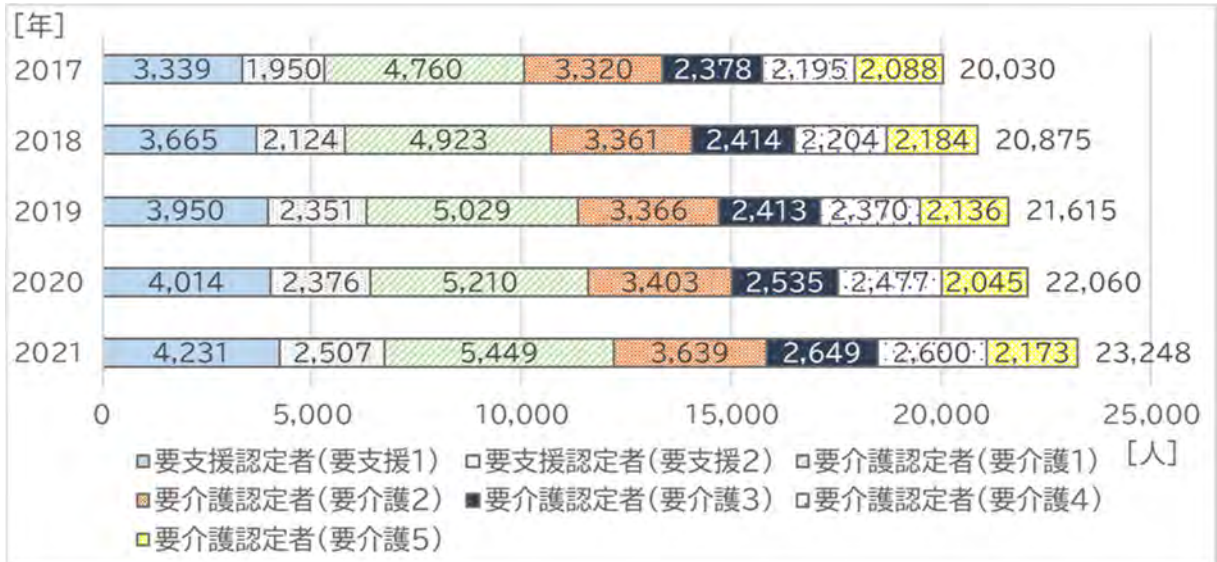
年齢別にみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は、すでに減少期に入っています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、2045年を境に減少に転じると見込まれています。



出典：町田市将来人口推計報告書 2021年10月

2 要支援・要介護認定者数の推移

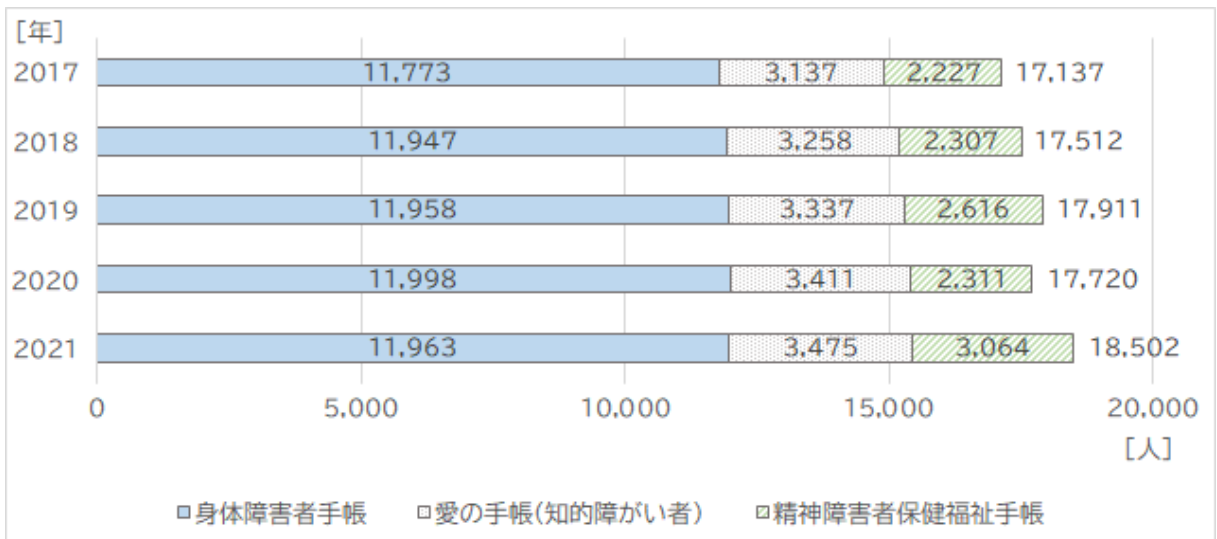
町田市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。人口推移をみると、老年人口（65歳以上）は更に増加傾向にあり、比例して要支援・要介護認定者数の推移は更に増加すると見込まれています。特に、要支援認定者（要支援1）は増加しやすいと考えられます。



出典：町田市いきいき長寿プラン 21-23(P100) *2021年度は推計値

3 障害者手帳交付数の推移

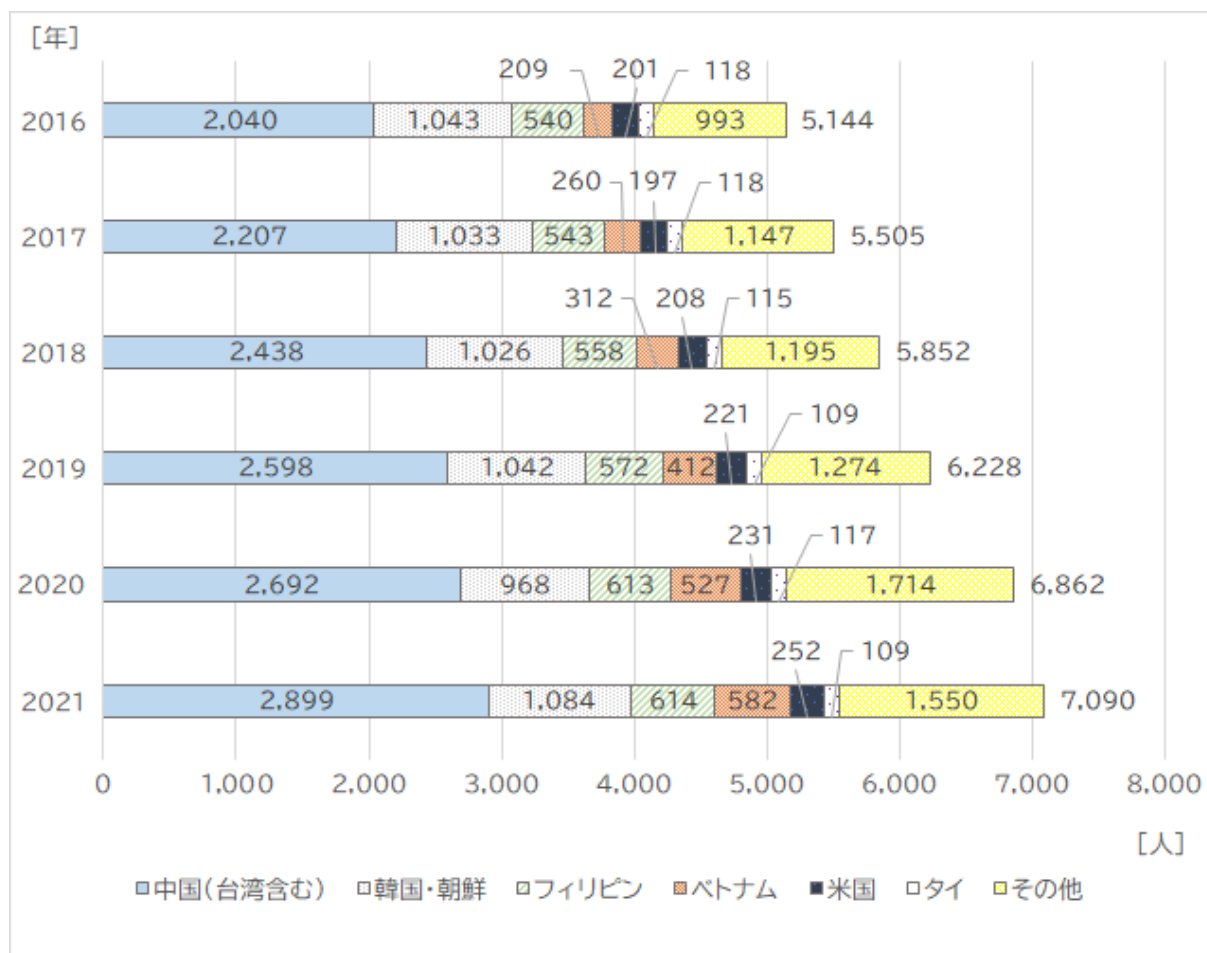
障害者手帳交付数の推移は微増傾向にあり、大半は身体障害者手帳の交付が主にあります。今後、要支援・要介護者が更に増加することが考えられることから、手帳交付数も増加することが見込まれています。



出典：町田市統計書 第55号 7 社会保障 2021（令和3）年度

4 外国人登録者数の推移

中長期滞在や永住者など、住民登録のある外国人は全人口の1%ほどの割合です。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順に多くアジア圏の方が過半数を占めています。



	中国 (台湾含む)	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	米国	タイ	その他	登録者数
2016年	2,040	1,043	540	209	201	118	993	5,144
2017年	2,207	1,033	543	260	197	118	1,147	5,505
2018年	2,438	1,026	558	312	208	115	1,195	5,852
2019年	2,598	1,042	572	412	221	109	1,274	6,228
2020年	2,692	968	613	527	231	117	1,714	6,862
2021年	2,899	1,084	614	582	252	109	1,550	7,090

単位:人

出典:町田市統計書 第54号 2020(令和2)年度、第55号 2021(令和3)年度

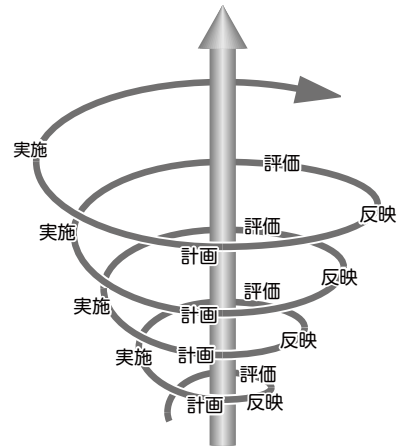
資料 2 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り

1 計画推進の評価等

(1) 取組の継続的な改善（スパイラルアップ）

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人にとって暮らしやすいまちを目指す「継続的な改善の取組」です。町田市では、福祉のまちづくりに取り組むため、2017年3月に第2次町田市福祉のまちづくり推進計画（以下、「第2次計画」という。）を策定し、2017年度から2021年度までの5年間、第2次計画で掲げた推進事業を実施してきました。

この第2次計画の取組に対する継続的な改善（スパイラルアップ）を実現するため、PDCA サイクルの手法により、第2次計画（Plan）に基づく、推進事業を実施（Do）し、その結果を評価（Check）、次期計画への評価反映（Action）を図ります。

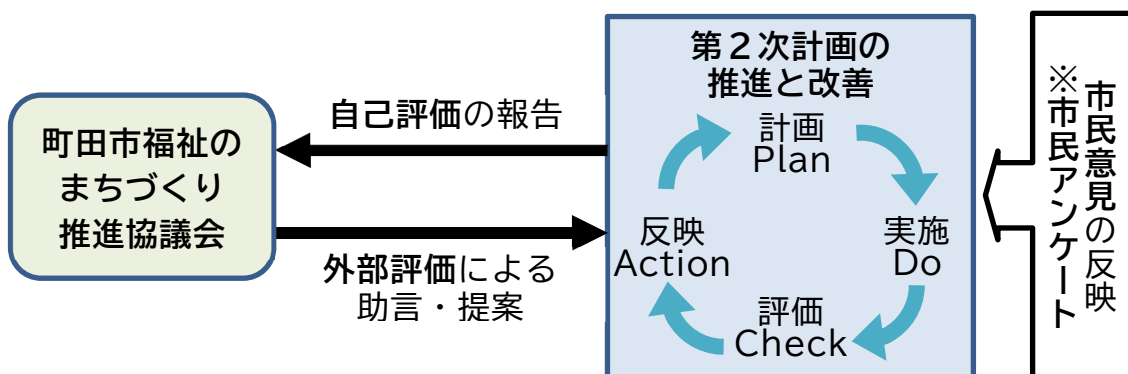


【図1】スパイラルアップを図で示したもの

(2) 計画推進の評価等手法

第2次計画においては、取組の成果を評価・検証するため、29の推進事業の各担当課が主体的に事業の改善と質の向上に展開するための「自己評価」、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」及び幅広く福祉のまちづくりに関する市民ニーズを把握するための「市民アンケート」を実施しました。

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」と「自己評価」、「外部評価」及び「市民アンケート」の関係は、下図のとおりです。



【図2】町田市福祉のまちづくり推進協議会と評価等の関係

2 評価等の概要

(1) 自己評価

施策の実施状況だけではなくプロセスについて適切なものであったか、目的に合った効果が得られているかという視点から、毎年度の取組状況について「プロセス、実績、効果」を推進事業の各担当課が評価を行います。併せて、自己評価結果を踏まえた「スパイラルアップ」を図るため、各担当課において自発的な工夫・改善を検討します。

ア 評価時期

毎年度

イ 評価者

推進事業の各担当課

ウ 評価対象事業

全推進事業（29事業）

エ 評価項目

プロセス 評価	①【意見収集】高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民意見（または事業対象者の意見）を得る機会を設けましたか
	②【意見反映】高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民意見（または事業対象者の意見）が施策に反映されていますか
	③【関係機関連携】関係機関（庁内・庁外・福祉のまちづくり関係者）と連携を図っていますか
	④【広報・PR】本施策の取組を市民（または事業対象者）に広報・PRしていますか
	⑤【工夫・改善】過去の成果や既存の取組等を踏まえ、推進内容の工夫・改善をしていますか
	⑥【知見・課題】これまでの推進プロセスにおいて得られた知見（共有すべき内容）・課題
実績評価	⑦【進捗状況】実施目標に従って取組が進んでいますか
効果評価	⑧【市民の満足】取組の成果は市民（または事業対象者）に満足されていますか
	⑨【市民の認知】取組の成果は市民に認知されていますか

※上記の自己評価からスパイラルアップを検討

スパイラル アップ	⑩自己評価結果を踏まえて、今後の取組の進め方（改善・推進方策）
--------------	---------------------------------

(2) 外部評価

第2次計画においては、自己評価の結果を踏まえ、29の推進事業のうち3つの推進分野の重点事業を外部評価の対象とし、福祉のまちづくり推進協議会による外部評価を実施しました。

ア 評価時期

第11期第1回町田市福祉のまちづくり推進協議会(2021年11月15日開催)

イ 評価者

町田市福祉のまちづくり推進協議会委員 13名

ウ 評価対象事業

推進分野の重点事業

推進分野	重点事業
推進分野1 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進	推進事業1 バリアフリー基本構想の進行管理事業
推進分野2 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	推進事業16 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
推進分野3 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	推進事業23 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業

エ 評価項目

プロセス評価	①【意見収集】高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか
	②【意見反映】高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか
	③【関係機関連携】福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか
	④【広報・PR】市民に広報・PRされていると感じますか
	⑤【工夫・改善】過去の成果や既存の取組等を踏まえ、工夫・改善されていると感じますか
実績評価	⑥【取組成果】現時点での取組の成果(実績)は、満足できる内容ですか
効果評価	⑦【市民の満足】取組の成果は市民から満足されていると感じますか
施設に関する意見 ※ハード事業の評価のみ	⑧・現状で良い部分 ・改善することでさらに良くなる部分 ・改善した方が良い部分

※上記の外部評価からスパイラルアップを検討

スパイラルアップ	⑨・課題から改善が必要な点 ・さらに良くするために行うべき点
----------	-----------------------------------

(3) 市民アンケート

町田市の福祉のまちづくりに対する市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。アンケート内容は、2011年、2015年に実施した同一の市民アンケートと経年比較するため、概ね同様の調査項目で実施しました。

ア 調査時期

2020年8月19日（水）～2020年9月4日（金）

イ 調査対象者

対象	備考	回答数
高齢者	要支援・要介護者又は65歳以上で左記の認定を受けていない者	728
障がい者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者	
子育て中の親	町田市立保育園の1～2歳児クラスに通う子育て中の親	73

ウ 調査項目

回答者の基本属性	年齢、介護認定の状況、障害者手帳の有無、同居家族の有無など
外出状況について	外出回数、外出する際の交通手段、補助具や介助の必要性の有無、外出状況の満足度など
道路について	問題を感じている箇所
路線バスについて	利用頻度、バス利用の問題や不便、バス運行情報案内表示機の認知度
町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて	認知度、利用頻度、利用する・しないの理由、今後の利用意向など
公共施設について	よく利用する公共施設、公共施設を利用する際の問題や不便
窓口対応などのコミュニケーションについて	市役所の窓口や手続きをする際の不便、職員対応への満足度など
市からの情報発信について	市から提供される情報の入手手段、広報紙やホームページにおける問題点など
心のバリアフリーについて	心のバリアフリーの認識、心のバリアフリーの重要性など
災害時等について	避難場所や避難経路の認識、災害時に不安に思うことなど
パンフレット等の認知度について	おでかけマップ、心のバリアフリーハンドブック、情報バリアフリーハンドブックなどの認知度

3 29事業の取組結果（成果）

第2次計画における各事業の進捗状況と結果（成果）、課題等は以下のとおりです。

（1）【推進分野1】施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

《進捗の凡例》◎：実施済 ○：進行中 △：未実施

1	バリアフリー基本構想の進行管理事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	バリアフリー基本構想の進行管理、特定事業計画の進行管理	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・4地区のバリアフリー基本構想を改正しました。 ※南町田周辺地区（2017年度）、つくし野駅周辺地区及び玉川学園前駅周辺地区（2018年度）、鶴川駅前周辺地区（2019年度） ・各地区のバリアフリー基本構想に位置付けられている特定事業について毎年度、進捗確認しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存で完成している道路や建築物において全ての障がい者や高齢者の意見を踏まえたバリアフリー整備を行うことは構造やコストの面から困難であり、大規模な事業が行われる前のタイミングで十分に障がい者や高齢者の意見を取り入れる機会をバリアフリー基本構想（バリアフリー部会）以外にも設けるべきであると感じました。 ・《外部評価》基本構想の策定に関しては市民意見を聞く機会が設けられていますが、「進行管理」という点からは市民意見を聞く機会を設けられているとは言えません。特定事業者から事業の進捗状況を報告してもらい、その報告に対してバリアフリー部会+αと意見交換する場が設定できれば、「進行管理」における市民意見の聴取と反映に寄与すると考えられます。 ・《外部評価》バリアフリー基本構想に関して、単に施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策との一体的な実施が効果的であるため、特定事業に心のバリアフリーに関する取組（教育啓発特定事業）が必要です。 		
2	福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業	期間（年度）	進捗
目標	条例及び適合証制度の周知	2017～2021	○
	普及・啓発方法の検討	2017～2018	○
	検討結果に基づく普及・啓発の実施	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法関連の法令等の改正に伴い、市施行規則の一部を改正（2019～2021年度）しました。 ・「整備基準等マニュアル」を全面改訂（2020年度）しました。 ・市のホームページで条例及び適合証制度を周知しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に対しては、適合証の取得メリットが無いいため、取得実績が得られません。また、遵守基準と比べて整備基準での整備となると非常にハードルが高いこともあり、コスト面でも課題があります。資金が潤沢である事業者でない限り、整備基準で整備を行うことは困難と考えます。 ・市は独自条例で、一定規模以上の建築物等に整備基準を定めてユニバーサルデザインのまちづくりを進めていますが、市民には本取組を認知されていない現状があります。加えて、『整備基準等マニュアル』は内容が専門的なため、市民にとって馴染 		

	<p>染みの薄いものとなっており、一般住宅にも適合が必要ではないかと誤った問合せを受けることもあります。そのため、更に市民に取組を周知する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等が示すバリアフリーの施設整備の基準は、頻繁に様々な改正があり、市もこれに対応していく必要があります。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3	市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業	期間（年度）	進捗
目 標	各新築施設の整備（継続）	2017～2021	○
	多様な方々が建設検討に参加できる仕組みづくりの検討及び実施	2017～2021	○
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・【玉川学園コミュニティセンター整備事業】玉川学園コミュニティセンター建替事業計画説明会を開催し、高齢者や障がい者、子育て世代を含む幅広い層の意見を聴取し、可能な限り取り入れた基本計画に基づき基本・実施設計を行いました。 ・【子どもクラブの整備事業】子どもクラブの整備を行いました。 ・【温浴施設整備事業】「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定する中で、ワークショップを実施し、市民、特に子育て世代の意見を聴取し、構想に反映しました。 ・【町田第一中学校改築事業】2016年度に地域住民の代表や保護者の代表等を委員とする「町田市立町田第一中学校改築計画基本設計検討委員会」を開催し、改築基本計画の検討を行いました。また、生徒へのアンケート調査を実施し、生徒目線の意見も改築基本計画へ反映させました。 		
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市ホームページ及び広報紙等で事業の周知に努め、必要な時期に必要な情報を発信してきたが、工事進捗状況に合わせた情報の更新頻度がやや少なく、課題が残りしました。 ・事業を進めるにあたって、財源の確保に取り組むと共に、引き続き、芹ヶ谷公園周辺にお住まいの方に対して、芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクトについて丁寧な説明を行うなど、より多くの方にご理解をいただきながら事業を進める必要があると考えています。 ・施設のバリアフリー点検結果はデータベース化していないため、必要な内容を検索できない点や、福祉のまちづくり推進協議会で実施したバリアフリー点検以外の知見（施設整備に係る課等が把握するもの）の共有化が図れてない課題があります。 		

4	市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	期間（年度）	進捗
目 標	各改修施設の整備（継続）	2017～2021	○
	多様な方々が建設検討に参加できる仕組みづくりの検討及び実施	2017～2021	○
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育クラブの改修及び整備を進めました。（2017年度：3か所、2018年度：1か所、2019年度：1か所、2020年度：2か所、2021年度：1か所） ・バイオエネルギーセンターのゴミ焼却余熱を利用した温水プールを改修しました。 		
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の『建築設計標準』の改正（2021年3月）に対応するため、市施行規則を改正し、多機能トイレを「みんなのトイレ」という名称で表示するのではなく、利用対象や設備及び機能をピクトグラム等で表示する規定としました。新築・改修する施設は、基準に則した整備となりますが、既存施設の表示（努力義務）は、その方策等を検討する必要があります。 		

5	バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業	期間（年度）	進捗
目標	バリアフリー化整備資金助成事業の周知及び事業活用の促進	2017～2021	○
結果	・「町田市中小企業融資制度のしおり」を作成し、町田市ホームページへの掲載等により事業者及び金融機関等に周知しました。		
課題等	・直近5年間は、バリアフリー化整備資金の利用実績がありません。 ・産業政策課をはじめ、町田商工会議所や金融機関等の窓口において、融資制度のしおりを配布するとともに、市ホームページにおいて融資制度を引き続き広報・PRする必要があります。		
6	住宅バリアフリー化改修工事助成事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2021	○
結果	・住宅バリアフリー化改修助成事業を継続して取り組みました。（2017年度：20件、2018年度：25件、2019年度と2020年度：37件、2021年度：20件）		
課題等	・近年の社会情勢などの影響で予算が縮小されています。		
7	住宅改修アドバイザー派遣制度	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課では、介護保険の住宅改修や設備改修を行う方からの依頼に基づき、住宅改修の施工に関する助言及び指導を行うアドバイザーを無料で派遣しました。（2017年度：236件、2018年度：212件、2019年度：229件、2020年度：181件、2021年度：178件） ・障がい福祉課でも住宅改修アドバイザーの派遣を実施しました。（2017年度：13件、2018年度：19件、2019年度：19件、2020年度：13件、2021年度：6件） ・また、アドバイザーの助言及び指導の質の向上を目的に、アドバイザー会議を開催し、アドバイザー間の情報共有や市からの情報提供を行いました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度にケアマネジャーを対象に実施したアンケートの結果、本事業の認知度は98.8%とほとんどのケアマネジャーが認知している一方で、本事業を「知っているが、利用したことがない」の回答は24.4%でした。 ・住宅改修アドバイザーの利用をさらに促進し、適正な住宅改修につなげるため、ケアマネジャーと住宅改修アドバイザーとの関係づくりをさらに進めて行く必要があります。 ・新型コロナウイルスの影響によって住宅アドバイザーの利用件数が減り、予算の確保が難しい状況が続いています。引き続き、予算を確保し、事業を継続していきます。 		

8	共同配車センターの運営補助事業	期間（年度）	進捗
目標	福祉輸送サービスの周知及び支援	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市社会福祉協議会に共同配車センター運営事業費の補助を行い、事業を実施しました。 ・本事業の運営に当たる市社協、NPO法人、タクシー事業者と連携するため、担当者会議に出席し、情報を共有しました。（毎年度開催） ・福祉輸送サービスの利用案内を市のホームページ等に掲載しています。（2020年度まで『町田市わたしの便利帳』に記載、『高齢者のための暮らしのてびき』及び『町田市障がい者サービスガイドブック』には毎年度記載しています。） ・2021年度の本事業に係る協定書に災害時における避難行動要支援者の避難輸送を盛り込みました。 ・2021年度は避難輸送の防災訓練（図上訓練）を実施しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展や運転免許証の自主返納の高まり等から、移動制約者の移動手段を確保するため、本事業を継続していく必要があります。 ・発災時における避難行動要支援者の避難方法について、更なる検討を行う必要があります。 		

9	地域コミュニティバスの運行補助事業	期間（年度）	進捗
目標	4路線の運行継続、新規路線の検討	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会、バス事業者、市の三者協働により、玉川学園コミュニティバス「玉ちゃんバス」及び金森地区コミュニティバス「かわせみ号」を運行しています。 ・「玉ちゃんバス」と「かわせみ号」については、2020年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け利用者数が大幅に減少したものの、三者協働のもと継続して運行を行うことができました。 ・相原地区、つくし野地区、本町田地区、成瀬地区においては、小型乗合交通による実証実験を行いました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉ちゃんバス」と「かわせみ号」では2020年度に利用者数が大幅に減少しました。その後の利用者数の回復も鈍く、運行収支は大きな赤字となっております。 ・各地域で行った小型乗合交通の実証実験ではいずれも利用者数が伸び悩み、本格導入が難しい結果となりました。 		

10	歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）	期間（年度）	進捗
目標	歩道整備新設延長（0.36km）	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のバリアフリー改善として、忠生33号線の歩道整備工事を進めました。工事等3カ年工事実施し2025年度の完了を目指します。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成の優先順で歩道整備が必要な道路があるが、整備が進んでない路線があるため、今後も予算要求し整備を進めます。 		

11	無電柱化推進事業	期間（年度）	進捗
目標	無電柱化整備延長 総延長 5.0km（町田市 施工分）、無電柱化整備路線の検討及び設計の着手	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・町田 623 号線、町田 835 号線の 2 路線について、無電柱化事業を推進しました。 ・2 路線共に東京都の無電柱化チャレンジ補助制度の事業認定を受け、大きな財政支援を得て事業を進めており、町田 623 号線については 2022 年度から工事着手、町田 835 号線については、2023 年度から工事着手予定で順調に進捗しています。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、事業に関連する地元地権者や商店会等、関連機関との調整を図りつつ事業を進める必要があります。 		

12	歩道舗装補修事業	期間（年度）	進捗
目標	歩道舗装補修工事	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・根上がりした歩道舗装補修工事をしました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹が巨大化することで根上がりの発生頻度が多くなり、対応も難しくなるケースが増えています。街路樹の伐採や樹種の変更なども踏まえた総合的な判断が求められています。 		

13	公園等における市民活動団体等の育成事業	期間（年度）	進捗
目標	清掃管理団体の募集・支援の実施、花壇コンクールの開催、緑地保全活動に対する支援	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地における公益的活動団体への育成及び支援、また、花壇コンクールに登録団体に対しての育成及び支援を行いました。（活動団体数が増加し、以前より多くの公園・緑地で美化活動及び維持管理活動を行うことができました。） ・公益的活動については、2018 年度からは学校・事業者も参加できるようになり活動団体の幅が広がり、模範的な団体となっているところもあります。 ・2021 年度からは都の補助事業である地域環境力活性化事業の対象となり、近隣他市への取組の普及・広域化を図っています。 ・公益的活動については、条例違反行為への対応や、適切な謝礼金の支払のため、要領の改訂をしました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公園管理事業や地域住民との連携や、活動団体間の連携が不十分な点が挙げられます。また、事業の効率的・効果的な実施を図るため、一層の手続きの電子化を進める必要があります。 		

14	自転車等駐車場の整備事業	期間（年度）	進捗
目標	自転車等駐車場の整備促進	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月に鶴川駅南側自転車駐車を整備し供用開始しました。(収容台数：859台) ・2017年11月に町田ターミナル自転車駐車場の自転車ラックの更新を行い、収容台数を増加しました。(収容台数：600台⇒688台) ・2019年2月に玉川学園五丁目自転車駐車を整備しました。(収容台数：116台) ・2021年度、玉川学園二丁目自転車駐車場・南町田グランベリーパーク駅バイク駐車場を整備・オープンしました。 ・2019年度より、公益財団法人自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場施設の管理運営に関する基本協定書に基づく管理を開始しました。 ・2019年度、みんちゅう（シェアリングエコノミー駐輪場）で小規模分散型の駐輪場整備を行えるよう、駐輪場シェアサービス（みんちゅう SHARE-LIN）を導入しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・南町田グランベリーパーク駅等、一部の駅においてキャンセル待ちが多く、駐輪需要に対応できていないところがあります。 		
15	公共トイレ計画推進事業	期間（年度）	進捗
目標	公共トイレ協力店の周知	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上の公共トイレマップ情報を毎年度更新しました。 ・2021年度は、道路部道路管理課が作成していた駐輪場・サイクリングマップに新たな公共トイレマップを統合し、町田市シティマップナビタとして配布を始めました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共トイレ協力店制度を広く周知し、市民や来街者が安心してトイレを利用できるようにすることが課題となっています。 ・更なる公共トイレの拡充、公共トイレマップを更に分かりやすくすること、ホームページ以外の電子媒体での公共トイレマップの展開が今後の新たな課題となります。 		

(2) 【推進分野2】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

16	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	情報発信のルールの検討	2017	◎
	ルールに基づく情報発信の周知徹底、情報ユニバーサルデザイン対応状況の改善	2018～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信のルールをまとめた「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を作成し、庁内への周知や新規採用職員研修での説明により、職員の意識醸成を図りました。 ・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が簡単かつ効率よく情報を得られる環境づくりの一環として、検索機能の強化や、災害の緊急情報をトップページに大きく分かりやすいレイアウトにする等、市ホームページをリニューアルし、ウェブアクセシビリティを確保しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報バリアフリーハンドブック」（2006年2月初版）は、初版の発行から10年以上が経過し、内容の更新が必要です。また、「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」と内容の重複もあり、両冊子の合本等を検討する必要があります。 ・《外部評価》わかりやすい障がいと解決方法が中心となっているのではないかと。「点字や声の広報」の作成（結果）は、要望となる意見（原因）があったからだと思います。「意見がないからこのまま」ではなく、「意見を出しづらい方への対応」を結果として、「原因は何なのか・誰なのか」といったことから意見集約し施策に反映することも必要ではないかと。 		
17	手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	期間（年度）	進捗
目標	手話通訳者、要約筆記者の派遣の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の方の情報保障として、医療や教育関係等幅広い内容の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳者・要約筆記者派遣合わせて年間平均1,000件以上の依頼に応えることで、聴覚障がい者の方の日常生活上の円滑なコミュニケーションの確保に努めました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のニーズについて、ある程度の把握はできていますが、手話通訳者・要約筆記者の確保が難しいことなどにより、全てのニーズに答えられていないことが課題です。 		
18	「高齢者のための暮らしのてびき」作成	期間（年度）	進捗
目標	「高齢者のための暮らしのてびき」の発行の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に一度の改訂に当たり、掲載内容の検討、広告の募集、選定を行いました。 ・2018年4月及び2021年4月に改訂版を発行し、関係機関で配布しました。（16,000部発行） 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に一度の改訂であるため、掲載内容の変更については、新旧対照表を作成し併せて配布していますが、変更内容の周知方法について、検討する必要があります。 		

19	「障がい者サービスガイドブック」の作成	期間（年度）	進捗
目標	「障がい者サービスガイドブック」発行の継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者サービスガイドブック」の作成（年1回）、市役所・障がい者支援センター・市民センター・駅前連絡所での配布、市のホームページに掲載しています。 ・冊子版の他、音訳版、点訳版、音声コード版を別途作成しました。また、点訳版と音声コード版のガイドブックについては、抜粋した内容に視覚障がい者にとって真に必要な情報を伝えられるものにしました。 ・掲載内容について見やすく分かりやすいよう、工夫をしました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスガイドブックを必要としている方が見やすく分かりやすい内容や表記の仕方に、ばらつきがあることが課題です。 		

20	「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信	期間（年度）	進捗
目標	情報の更新及び配信を継続	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「見直そう！“伝わる日本語”推進運動」にあわせて、「見やすく 分かりやすく 検索しやすく」をさらに推進するよう掲載している各課に周知をしました。また、トップページのカテゴリの再編を行うなど子育て世帯への情報発信を行いました。 ・新型コロナウイルス感染症に関する情報等の周知や、サイトPRのためのクリアファイルやチラシなどの配布を行いました。 ・学校情報や図書館情報の配信も行うようになり、順調にアクセス数を伸ばしていき、月間25万件を超えるサイトとなっています。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が減少する中で、サイトのアクセス数を一定数維持できるように、引き続き啓発や分類の見直しを実施していく必要があります。 		

21	「みんなのおでかけマップ」の整備事業	期間（年度）	進捗
目標	情報の更新・拡充、市民への配布（10,000部）、掲載内容・形態の随時見直し	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、「みんなのおでかけマップ」を作成し、配布等を行いました。 ・2021年度は、「町田市バリアフリーマップ」運営団体（NPO法人）の協力を得て、国土交通省が提供する「バリアフリーマップ作成ツール」を活用し、マップを作成する手法やレイアウトを改め、新たなマップを作成・公開しました。 ・市内のバリアフリー施設・設備の情報を、オープンデータとして公開しています。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を契機として、行政サービスのデジタル化が求められています。 ・スマートフォンアプリ等で、民間の団体等が運営するバリアフリーマップがいくつか登場しています。このアプリの施設情報は、オープンデータや投稿によるものですが、市としてもオープンデータの提供を継続していく必要があります。 ・《市民アンケート》町田市が発行しているパンフレットや町田市の取組について、知っているものを選択してもらったところ、「みんなのおでかけマップ」を選択した割合は2015年度の15.6%から、2020年度の9.5%と減少しています。 		

22	町田駅周辺駐輪場マップの作成	期間（年度）	進捗
目標	町田駅周辺駐輪場マップの作成・配布の継続	2017～2021	○
結果	・毎年度、「町田駅周辺の自転車及びバイク駐輪場マップ」を作成し、配布しました。また、市のホームページへ掲載しています。		
課題等	・駐輪場マップだけでなく、様々なニーズに対応した冊子作りを行っていく必要があります。		

(3) 【推進分野3】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

23	心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業（重点事業）	期間（年度）	進捗
目標	啓発内容の検討及び事業実施	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生へのバリアフリー啓発出前授業を実施しました。（2017年度、2018年度ともに1校） ・市の新規採用職員研修、一般職員に向けた研修において、心のバリアフリーを含むユニバーサルデザインのまちづくり研修を実施しました。 ・中央図書館で「心のバリアフリー」の関連書籍の特集コーナーを設置し、来館者に向けた啓発を行いました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーをバリアフリー基本構想に盛り込む等、ハードとソフトの一体的な取組が求められています。 ・《外部評価》アウトカム、市民の受け止めを把握する努力が必要ではないか。 ・《外部評価》小・中学校と連携して事業を進めるべきです。 ・《市民アンケート》「心のバリアフリーを知っていますか」という問いに対し、「知っている」と回答した割合は、2015年度の22.4%から、2020年度の23.6%と微増しています。一方で、「知らない」と回答した割合が2015年度の42.9%から、2020年度の51.7%と8.8ポイント増加しており、市民への普及が十分でないことが分かります。 		

24	心のバリアフリーハンドブックの活用事業	期間（年度）	進捗
目標	市立小学校4年生への配布、市民参加のイベント・講演会などでの配布、活用	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、市立小学校4年生を対象として「心のバリアフリーハンドブック」を配布しました。 ・市の新規採用職員研修、一般職員に向けた研修において、同ハンドブックを配布し、心のバリアフリー（障がい者、高齢者等理解）について講義を行いました。 		
課題等	・ハンドブックの発刊（2008年7月初版）から10年以上が経過し、内容の更新が求められます。		

25	市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進	期間（年度）	進捗
目標	継続して推進	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市立小学校の「総合的な学習の時間」に、高齢者や障がい者の理解のために、福祉施設への訪問、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、手話体験をはじめとした障がい者との交流などを行いました。 ・特別支援学級を設置していない学校にとって、障がいを理解する機会として一定の成果があったと捉えています。 ・また、子どもだけでなく教員についても、特別支援教育の視点に立った指導を行う良い機会となりました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体等と連携して、「総合的な学習の時間」などで、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、パラスポーツ体験、福祉施設への訪問等を通じた障がいへの理解や障がい当事者との直接触れ合う取組を実施してきました。しかし、2020年度からはコロナ禍ということもあり、なかなか訪問や直接交流することができませんでした。今後も取組を継続できるように、感染症予防対策をしっかりと講じた上で実施できるオンラインでの取組など、多様な実施方法について検討していく必要があります。 ・この2年間は、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から実施を一年後ろ倒しにしました。また、日程の変更、交流内容の変更、交流活動の延期または中止を余儀なくされ、計画した内容を十分生かすことができませんでした。 		
26	交通安全教育の実施	期間（年度）	進捗
目標	交通安全教育の実施	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、子どもへの交通安全教育として、市立小学校 30～40 校程度で自転車教室（交通安全講話、実技、筆記テスト）、市立中学校 6～7校でスタントマンを活用した自転車教室を実施しました。 ・全国交通安全運動に合わせて、町田マルイでの交通安全クイズの展示や子どもの国での交通安全啓発キャンペーン、白バイ隊員等による二輪車安全運転教室を実施しました。 ・高齢運転者自身の状態や運転レベルを的確に把握し、より安全運転の意識を高めてもらうことを目的として、高齢運転者安全運転教室を実施しました。 ・現役世代に対する取組についても二輪車安全運転教室や交通安全動画の配信などにより、各世代に合わせた交通安全教育を展開しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに効果的な啓発をするため、交通安全ミーティング等を開催し、市民が知りたい、知らない交通ルールやマナーの情報を把握していきます。 		

27	「まちだの福祉」講座運営事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2018	◎
	「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前期（5～8月頃）、後期（9～12月頃）にかけて「まちだの福祉 暮らしを支える～ひと・まち・こころ～」をテーマに、5年間で68回の講座を行いました。（2020年度の後期は延べ268人、2021年度は延べ328人受講） ※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で前期が中止。 ・プログラム内容は、福祉現場の最前線で活動している講師のお話や体験学習、施設見学を通して、様々な視点から学習し、「つながりあう、支えあう仲間作り」を考えることをねらいとしています。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで総論的な内容で、曜日や時間を変更して実施しましたが応募者が減少し、定員割れすることもありました。この5年間は実施日時の変更や、テーマを絞ったプログラム内容の企画を中心とするなどして実施しました。その結果広く概論的な内容というよりも、テーマや対象者を絞ったの内容の方が、ニーズが高いことが見えてきました。また「学び」を「実践」につなぐ展開が弱いので、地域のボランティア活動へとつなぐ取組が検討課題です。 		
28	「障がい者青年学級」運営事業	期間（年度）	進捗
目標	事業の継続	2017～2018	◎
	「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営	2019～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・主に知的障がい者（在席している学級生は毎年160～180人程度）を対象として、音楽、スポーツ、劇などの様々なグループ活動を通じて、社会参加、学習活動の場を提供しました。 ・ボランティアスタッフとともに月2回活動し、年度末に成果発表会を開催しました。2021年度はコロナ禍でも感染対策を行いながら3つの学級が成果発表を行うことができました。（成果発表会含め、2017年度：47回、2018年度：46回、2019年度：46回、2020年度：31回、2021年度：40回） ・また、2018年度と2019年度は文科省委託事業の一環として、青年学級の活動の一部に、「コンサートに向けた学習活動」を取り入れました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を受け、後半は活動内容の中止や制限があり、当事者に対して「学びの場」を確保する難しさが改めて認識されました。 ・新規ボランティアスタッフの確保、継続において厳しい状況が続いており、運営の見直しも検討していく必要があります。 		

29	市職員の心のバリアフリー研修事業	期間（年度）	進捗
目標	職員研修の実施、アンケート等の実施・検討	2017～2021	○
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年度から2021年度にかけて、延べ1,173人の職員が研修を受講し、心のバリアフリーについて学びました。 ・2017年度から2019年度の3年間は、新入職員研修にて、障がい者施設や高齢者施設で作業を行う福祉体験学習を行い、また、新入職員以外の一般職員を対象に、障がいの疑似体験を経験する接し方研修を行うなど、体験学習を通して、福祉の心を学ぶことができました。 ・2020年度から2021年度の2年間は、新型コロナウイルスの影響もあり、体験学習を含む研修は中止にせざるを得ませんでした。しかし、2021年度には、新入職員研修において、福祉施設と研修会場をウェブでつないでリモート研修を行い、加えて、障がいがある通所者の声も聴きながら研修を実施しました。 		
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・講義と体験学習をバランスよく実施していくことが望ましいですが、コロナ禍においては、体験学習の実施は難しいため、研修内容や実施方法を工夫する必要があります。 ・実際に福祉施設で勤務していた職員や障がい者と一緒に働いた経験のある方を講師として招き、具体的な体験談を伺いながら、効果的な研修を実施していく必要があります。 		

4 外部評価結果

(1) 推進事業1「バリアフリー基本構想の進行管理事業」

ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○障がいのある方からの意見がよく聞かれ事業に反映されているのは、非常に良い。

○バリアフリー部会だけでなく、まち歩き現地調査や市民意見の募集なども行っている。

●バリアフリー基本構想の策定に関してはバリアフリー部会やパブリックコメントを通して高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会は設けられていると思うが、「進行管理」という点からは市民意見を聞く機会は設けられているとは言えないと感じている。「進行管理」における市民意見の収集とは何かを考える必要もあると思う。

◇様々な立場にある市民の方から意見を聞いていると思うが、日ごろ高齢・障がい・子育て世帯、外国の方へ支援をする中で困りごと等を多く聞いている市民団体や専門職からも意見を聞く場があってもいいと思う。

イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 自分がバリアフリー部会員だった時の議論しか言えないが、現地見学会時の意見等、できるだけ市民意見を反映するよう考えられていると感じた。
- 「進行管理」について市民意見を聞く機会は設けられているとは言えないと思っているので、反映すべき意見は収集されていないと評価した。
- ◇まち歩きなど、町田駅周辺やグランベリーパークなど不特定多数の方が出入りするようなエリアでは、まち歩き体験を実施しているNPO法人等の団体とコラボしてみると、様々な意見や新しい気づきが得られると思う。
- ◇バリアフリー化については、ハード・ソフト両面での取組が重要と考える。特に、鶴川駅前の誘導ブロック上の放置自転車問題などについては、心のバリアフリーへの具体的な対応（教育啓発特定事業）について検討が必要である。

ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 庁内各部署所管の法令等と説明会等から出された住民の意見や要望に対してバリアフリー基本構想を軸にすり合わせ連携してバリアフリー化を進めている。また、庁内以外の関連する電鉄等からの意見を参考にしていることも評価する点である。
- 関係者それぞれの思いはあるが、福祉のまちづくり推進協議会総体として市及び市民の為に良いモノをつくらうとする観点から動きができていると思う。
- 特定事業の設定やその実施状況確認のためには関係者連携は不可欠であるが、提出された資料では交通安全／建築物／都市公園等の特定事業の進捗状況の把握／集約は行われていないようで、「感じる」とは評価できない。

エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	7人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 地元の人どこがどう変わるのかを説明しているのだろうか。
- 基本構想についてはウェブ／冊子で広報されていると思うが、進捗状況については公開されていないように思った。
- PRされていると思っているが、特にホームページでは欲しい情報にたどり着くのが、健常者でもなかなか苦労する。
- 子育て世代は新聞を取らない方が多く、広報などを見ない傾向にあるようにも思う。
- ◇基本構想エリアの住民や関係者以外はあまり関心を持たないかもしれないが、だからといって「消極的なPRで良い」ではない。広い意味でのバリアフリーは、より多くの方々に知ってもらい・考えてもらいたいことなので積極的なPRを期待する。

オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 基本構想策定に関しては現地点検の進め方など、改善されて来ていると評価する。

- 整備する場所は異なっても、バリアフリーに関しては普遍的な基準があるので、年々の積み重ねの中で様々な工夫・改善が行われていると考える。
- 市民の意見を、次の基本構想の整備時に、意見内容が追記されていることは、大変良いと思う。
- 進行管理事業としては「参加」の工夫は感じられない。
- 現地調査は評価するが、夜間、雨の日、雪の日、いろいろな状況下のことは地元の人しか知らない。特定事業に地元の声をどう反映しているのだろうか。

カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	6人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	4人
成果を感じず不満である	1人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 建築物／都市公園等の事業進捗状況は把握できていないので「満足」と評価できないが、基本構想の特定事業全体をみると、徐々にではあるが進展していると評価する。
- ルーティン的な仕事となっている印象がある。
- 意見は言えたが、変わったことは少なかった印象がある。

キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	1人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	2人
評価できない	3人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 感覚的にだが、公共施設では改修や建替え、再開発等によって、みんなの移

動のしやすさやトイレなどの設備面でのバリアフリーなどなど、便利になったと感じることが増えていると思う。

- 工事等終了後、市民の評価に関する調査（効果の測定）があったのかどうか分からないが、でき上がったものへの大きな不満感のようなことを聞いていないので大枠で満足と捉えている。
- 福祉のまちづくり推進協議会メンバーを含め、市民の方々の直接の意見を聞くことができなかったため、評価できなかった。

ク 施設に関する意見（ハード事業の評価のみ記入）

施設において改善した方が良い部分と、改善することでさらに良くなる部分について

《現状で良い部分》

- ・歩道と車道の分離は、段差で行うのではなく、仕切を工夫する事で行う方が安全と思う。

《改善することでさらに良くなる部分》

- ・上下の移動をエレベーター等で行う場合、あまり水平距離を長くしない工夫が必要と感じる。

ケ 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・進行管理として特定事業者から事業の進捗状況を報告してもらい、その報告に対してバリアフリー部会メンバー+α と意見交換する場を設定できれば「進行管理」における市民意見の聴取と反映に寄与すると考える。
- ・市内の各駅でユニバーサルの視点での改善は、究極の目標は、町田駅のユニバーサル化と思う。モノレール開業までに、構想・下準備を進めて欲しい。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・まずは地元の人に話を聞く必要性を感じる。周知されているかどうかはアンケート等で確認する。せっかく税金を投入して、時間と手間をかけてやっていることだから、周知されているかどうか心もとないのは残念である。
- ・知的障がいの方や文字を読むことが難しくなった方（高齢者の方に多い）に対するピクト表示等の検討をお願いしたい。
- ・新しく作る施設の設計段階において、委員会の会長等が意見を述べる機会が必要と思われる。
- ・その建物を利用する地元住民の中の障がい者、高齢者、子育て世代など、もっと広く意見を聞くべきではないか。
- ・基本構想策定後の変更点（心のバリアフリーに関する取組（教育啓発特定事業））への対応については、今後、効果的に計画を進めていく上で必要な取組と考える。

- ・生活関連道路に関する市民向けのわかりやすい情報発信について、一歩先を行く取組を検討してほしい。

《その他》

- ・概ね、様々な関係者と連携しているようだが、市民団体等とはどのような理由で連携しているのかを知りたい。

(2) 推進事業 16「市からの情報発信のバリアフリー化推進事業」

ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	1人
感じる	10人
あまり感じない	0人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- アンケートやヒアリングを実施し、様々な人の意見を聞く努力が感じられる。
- 視覚障がい者をはじめ、いろいろな人に意見を聞いていることを感じる。
- 改良の努力は評価する。
- ヒアリングに外国人が必要ではないか。
- 「障がい者」に関して、「視覚障がい者⇒点字・声の広報」と一般的にわかりやすい障がいのある方を選んでヒアリング等しているのではないか。
- 知的障がい者や漢字の苦手な方々に対して、漢字への「ルビ」ふり等の検討がされたのかどうかといったことが気になった。
- ウェブ上でのアンケートフォームによるアンケートは、可能な人とそうでない人で、意見に先入観があるように感じる。

イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	11人
あまり感じない	2人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 十分とは言えないが、努力はされている。多様な情報発信を今後もめざしてもらいたい。
- ウェブアクセシビリティ配慮の継続的なチェック・改善やアンケート／ヒアリング調査結果を受けての改善は実施されていると感じる。
- 見やすい広報を分析し、デザインの統一に結びついた事は、大変素晴らしいと思います。
- 委員から不十分な面の指摘があったので、一層の改善を期待する。
- わかりやすい障がいと解決方法が中心となっているのではないか。「点字や声の広報」の作成（結果）は、要望となる意見（原因）があったからだと思う。「意見がないからこのまま」ではなく、「意見を出しづらい方への対応」を結果として、「原因は何なのか・誰なのか」といったことから意見集約し施策に反映することも必要ではないか。

ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	1人
感じる	9人
あまり感じない	3人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 広報紙やホームページは一定の条件をクリアしないと掲載されないものだ

と思う。こうした条件を浸透させることで関係各部署もバリアフリーに関する取組もレベルアップしていくと考えられ、効果は大きいと感じる。

- 視覚障がい者等のある方への対応として、広聴課と連携して窓口を代表電話に一元化する取組は評価できると思う。
- 「目にやさしい印刷物のコツ」の周知から一歩進めて、各部署からの印刷物がそうになっているかを確認すべきではないか。
- もっと連携によってそれぞれが持っている情報やノウハウを共有できるのではないか。

エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	7人
あまり感じない	3人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○広報紙について、さまざまな工夫がされている事は伝わる。

●会議での発言であったと記憶しているが、「広報紙の配布方法の変更について周知が行き届いていない側面があるかもしれない」という視点での対応をお願いします。

●今後は更に多言語化の要求等も加わると思う。市が伝えたい事と市民が知りたい事を、どう提供すれば伝わるのか。工夫していただきたい。

●努力はされていると思うが、あまり知られていないのが残念。

◇感じるが、民間団体・企業の情報発信のバリアフリー化の後押しになるくらいの方がいいと思う。

◇ウェブアクセシビリティの試験結果は公表しているが、情報発信のバリアフリー化はあえて公表するものではなく、当然のこととして粛々と進めていけばよいものとする。

オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	11人
あまり感じない	1人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 市政モニターアンケート等で状況を把握する努力をしていることは評価できる。
- 情報を取得する手段の変化に対応して、広報紙のリニューアルや住民の数に応じた言語への切り替え等、多くの方々に情報が伝わりやすくなるホームページ作成をめざした細かな情報収集がなされていると思う。
- 聴こえない方への様々な配慮がされている点は工夫されていると思う。
- 以前よりは工夫・改善されていると思う。熱意は感じた。
- 日本もさまざまな国の外国人の方々が生活しており、アクセス数が少ないという理由で削除する言語があるのは理解しにくい。
- ◇コロナ禍の影響で、オンライン会議等拡大していくと思われるが、YouTube等、様々なレベルで情報発信をしていって欲しい。

カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	11人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	1人
成果を感じず不満である	1人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 環境バリアばかり強調されているように感じる。抵抗はないが、サービス面でも質向上を望む。

- 努力されているのにあまり成果を感じられないのがとても残念。市民はあまり知られていない。
- 委員からの指摘を加味して、さらなる向上を目指していただきたい。

キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	7人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 市広報は大変見やすく、読みやすいと思う。
- 前向きな取組は評価されているのではないか。
- アクセシビリティ等に関する取組への一定の評価はあると思うが、ホームページ自体は使いづらい。

ク 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・点字の広報は内容が要約されているため、情報が十分ではないと聞いている。そうであれば、もう少し情報量を増やし、晴眼者との情報格差を少なくする必要があると思う。
- ・日本語への理解が難しい外国の方は多い。アクセスが少ないイコール必要がないと考えるよりは、いざ必要になった時に翻訳があって助かったと思ってもらえることが大事だと思う。
- ・広報の紙面に目次がほしい。目次があれば読みたい部分を探しやすい。広報の実用的な価値が上がると思う。いろいろな障がいの人にもより対応しやすくなる。大幅リニューアルの時に検討してほしい。
- ・もっといろいろなところと連携をとって、たくさんの場所からたくさんの方法で情報発信してもらいたい。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・今後デジタル化が進む中で、新しいツール等も利用していける準備を整えてほしい。
- ・市の事業等の情報発信では、字幕付の動画等、発信手段が広がっていると思

う。積極的に取入れていったらと思う。

- ・様々な御意見がある中で大変だと思うが、利用しづらいという意見のある方からは、具体的にどのような点が使いづらいのかなど、丁寧なヒアリングをする機会をもってはどうか。

《その他》

- ・ウェブを重視した情報発信について、ICT を使えない人も多い等の問題を指摘する声が他の自治体の会議でも多くあがるようになってきた。異なる媒体による同等の情報提供を意識する必要があり、それを継続的に実施することが求められていると感じる。

(3) 推進事業 23 「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業」

ア 意見収集

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見を聞く機会が設けられていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	8人
あまり感じない	4人
全く感じない	0人
設ける必要を感じない	1人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例 (○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見)

○ユニバーサルデザイン周知の努力は感じる。

●職員や小学生を対象とした研修を実施している点は評価できるが、定期的開催したり回数を増したりするなど、より多くの方からの意見収集が望まれる。

●子育て世代からのアンケート等の回答が少ないように思う。

●より多くの方の意見を聞く機会を増やす必要がある。

◇新人職員研修のプログラムや出前講座の企画立案について、福祉のまちづくり推進協議会メンバーや当事者グループなどと意見交換が行われていると高く評価できたと感じる。

イ 意見反映

本施策について、高齢者、障がい者、子育て世代を含む市民意見が反映されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	5人
あまり感じない	6人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 困っている人がいたら声がかけているが、精神障がい者への対応がない。
- アンケートだけで具体的な意見が拾えているのか不明。
- 心のバリアフリーの定義があいまいなのが残念。
- 回答人数が少ない。
- ◇学校教育や市民講座等の活用で、「意見の反映」が効果的に伝わると思う。庁舎内の職員研修も大事だと思う。
- ◇特に子育て世代の意見がわからないので、将来を見据えて子育て世代、もっと若い世代の意見も聞いてほしい。

ウ 連携

本施策について、福祉のまちづくり関係者を含む様々な関係者が連携できていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	6人
あまり感じない	5人
全く感じない	2人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

- 個別の事業については関係部署との連携／協力が行われていると評価しました。
- 「色覚バリアフリー」に関しての研修、カラーユニバーサルデザインの資料を研修に追加、オリパラのパンフレットへの助言等他部署との連携は進んで

いると思う。庁内という枠を越えて町内会・自治会や民間事業者とのコラボ事業等があると良いのではないか。

●小・中学校との連携がまだ少ないと思う。

●情報共有が弱いと感じた。

◇企業とも連携ができると、さらに理解が進むのではないか。

◇ルールブックは市民にも公開した方がいいのではと思った。ホームページでは見つけにくいようだった。

エ 広報・PR

本施策について、市民に広報・PRされていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	6人
あまり感じない	5人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	1人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○様々努力されていると思う。広く市民等に「心のバリアフリー」を推進している市の姿勢が認識されてはいないと思う。市の特長とも言えるので、更に推進していただきたいと思う。

●努力は感じるが、多くの人に広まっていない。

◇市民アンケートの結果からそれなりに周知されているが、同じようなPRを続けているようなので、もう少し目先を変えたり、年度別に情報提供のターゲットを絞ったりするなど変化をつけた取組があると広がりを見せるのではないか。

◇様々な取組を進められているが、市民への広報・PRといった点での成果がさらに見えてくるとよい。

オ 工夫・改善

過去の成果や既存の取組等を踏まえ、本施策について、工夫・改善されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	9人
あまり感じない	1人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	0人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○工夫されていると思う。改善途中と思う。

○仕組みはできていると思う。質向上を求める。

●精神障がい者への対応がない。

◇心のバリアフリーについての取組はいろいろ書かれているが、心のバリアフリーでどういう社会を目指すのかはどこに示されているのか。

◇どういうことを目標とし、成果としているのか。そこがまだよく分からない。

カ 実績評価

現時点での取組の成果（実績）は、満足できる内容ですか。

満足できる	0人
どちらかという満足できる	8人
成果をあまり感じず、どちらかという不満である	3人
成果を感じず不満である	2人
評価できない	0人
合計	13人

《具体的な意見》凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○啓発事業としての出前講座は評価できるが、もう少し積極的、計画的に推進したほうがよいと思う。

○担当部署では最大限良い方針を作っているが、他の部署に浸透されていないと思う。

●努力は感じるがまだまだ不十分だと思う。他部署、他計画との連携を深めてもらいたい。研修等は教職員にも行ってほしい。今後の検討課題にあることを実施してほしい。

◇ユニバーサルデザインの取組はいい。心のバリアフリーは定義があいまいなので、取組によってばらつきがあるのではという感じがする。

キ 効果評価

取組の成果は市民から満足されていると感じますか。

十分感じる	0人
感じる	2人
あまり感じない	4人
全く感じない	1人
設ける必要を感じない	4人
評価できない	2人
合計	13人

《具体的な意見》 凡例（○：良い意見／●：問題の指摘等に関する意見／◇：その他の意見）

○なかなか評価しにくいのですが、認知度は高くなっていると思う。

○発表でも、努力されている様子を感じる。成果含め、これからと思う。

●取り組んでいることを市民に知られていない。

●市民の受け止めがわからない。

◇学生の方々から周知しているということなので、徐々に意識が高まっていくものと思う。

◇「普及啓発事業」であり、市からの発信が十分になされているかどうかの検証が引き続き必要と感じる。

ク 本施策に対する改善のアイデア・提言など

《課題から改善が必要な点》

- ・精神障がい者への対応に関心を持つこと。
- ・心のバリアフリーは意味があいまい。町田市では人権をベースに考えるというような意味付けをしてほしい。
- ・コミュニケーションの方法を色々知ることと、失敗を過度に心配しすぎないように教育してもらえたらと思う。
- ・今後の検討事項からも課題は把握されていると思うので、より多くの関係機関と連携をとり、力を借りられるような関係を構築する必要がある。福祉総務課だけでは限界がある。

《さらに良くするために行うべき点》

- ・アウトカム、市民の受け止めを把握する努力が必要では。
- ・現在と同様に多くの情報をキャッチして、日々の変化に対応した取組を期待します。
- ・介護保険課・障がい福祉課又は高齢者支援センター、障がい者支援センター、

障がい者団体等と連携して、小中学生向けの講座、或いは市民向けの講座を行っては。

- ・具体的な状況に対して、正解・不正解でなく解決を考えるような取組。
- ・情報発信事業と同様に、一方的な広報ではキャッチしてくれる市民に限られてしまうことから、アンケートなどの媒体を通じて、まずは認識してもらい、一緒に考えられる機会が作れるような仕組みがあったらよいと思う。

《その他》

- ・出前講座や職員研修において当事者参加を前提としたプログラムになっているかどうかは重要だと思う。もし、そうになっていないのであれば、それを実践すべきと考えている。
- ・心のバリアフリーの冊子がどこで手に入るのかとよく聞かれる。ホームページへのアクセスは容易でも、そうした情報の存在を「知る」ためには、企業等と連携し、市民が足を運ぶ銀行や店舗等に冊子を置いてはどうか。
- ・精神障がい者への対応が置き忘れられている。
- ・地区協議会への働きかけ、委員にも入って頂く。もっと市民の力をかりられるようなイベントを考えてはどうか。また、何かイベントがある場合には地域で活動している障がい者団体、施設等に声かけをして、市民と障がい者がふれあえる機会を増やす等、橋渡しの役割も必要。

5 福祉のまちづくりに関する市民アンケート調査結果（抜粋）

（1）目的

本調査は、福祉のまちづくりに関する課題を抽出し、「第3次町田市福祉のまちづくり推進計画」策定における基礎資料とすることを目的としています。

（2）調査対象

経年比較を行うことを考慮し、前回の調査と同様の属性としました。

対象	備考
高齢者	要支援・要介護者又は65歳以上で左記の認定を受けていない者
障がい者	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
子育て中の親	町田市立保育園の1～2歳児クラスに通う子育て中の親

（3）調査期間と回収状況

本調査の調査期間、配布数、回収数、回収率は以下のとおりです。

調査期間	配布数	回収数	回収率
2020年8月19日～2020年9月4日	1,748通	801通	45.8%

（4）調査項目

本調査の調査項目は以下のとおりです。

- 回答者の基本属性
- 外出状況について
- 道路について
- 路線バスについて
- 町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて
- 公共施設について
- 窓口対応などのコミュニケーションについて
- 市からの情報発信について
- 心のバリアフリーについて
- 災害時等について
- パンフレット等の認知度について

(5) 主な調査結果

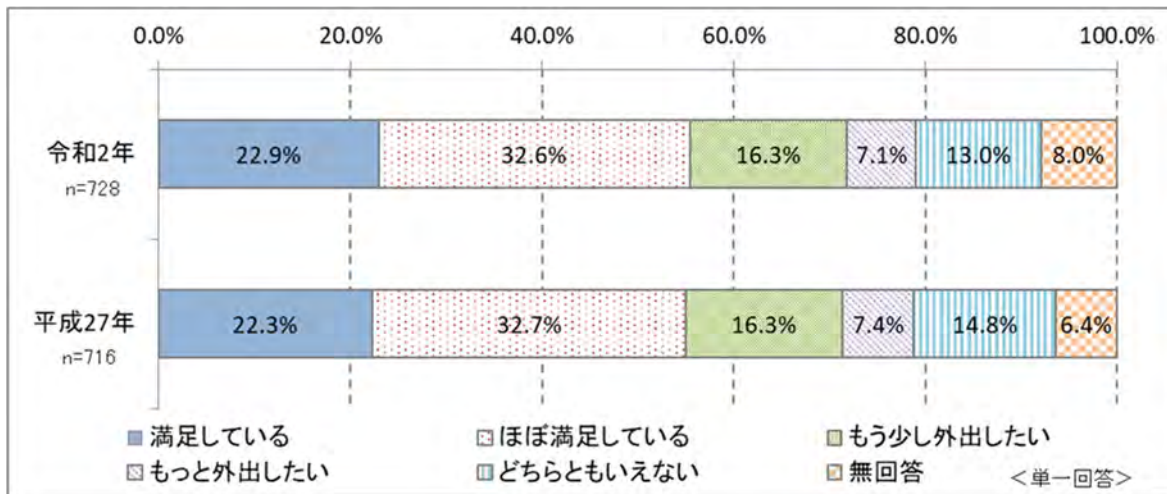
ア 外出状況について

《問》今の外出状況に満足していますか？（1つに○）

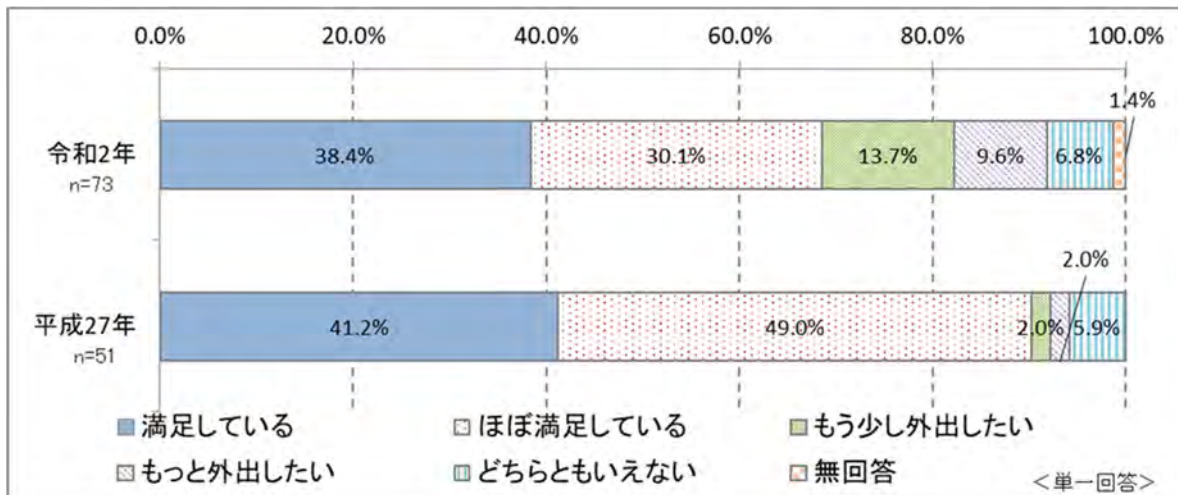
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では満足度に大きな変化はありません。
- ・子育て中の親では、「満足している」「ほぼ満足している」を合わせると、令和2年では68.5%、平成27年では90.2%で、21.7ポイントの減少となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



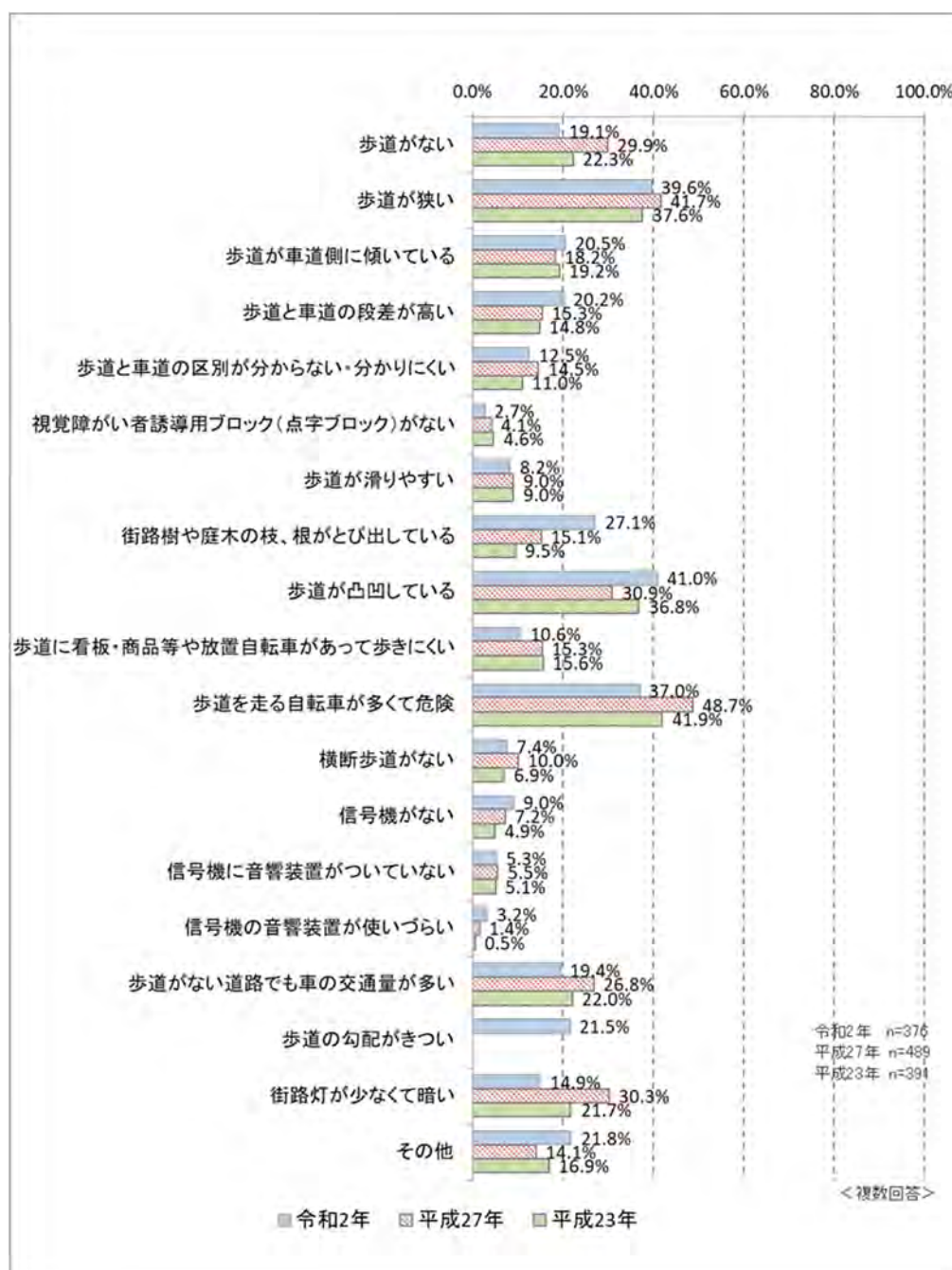
イ 道路について

《問》問題や不便を感じている箇所はありますか？ある場合にはその理由を教えてください。（2～20 いくつでも○）

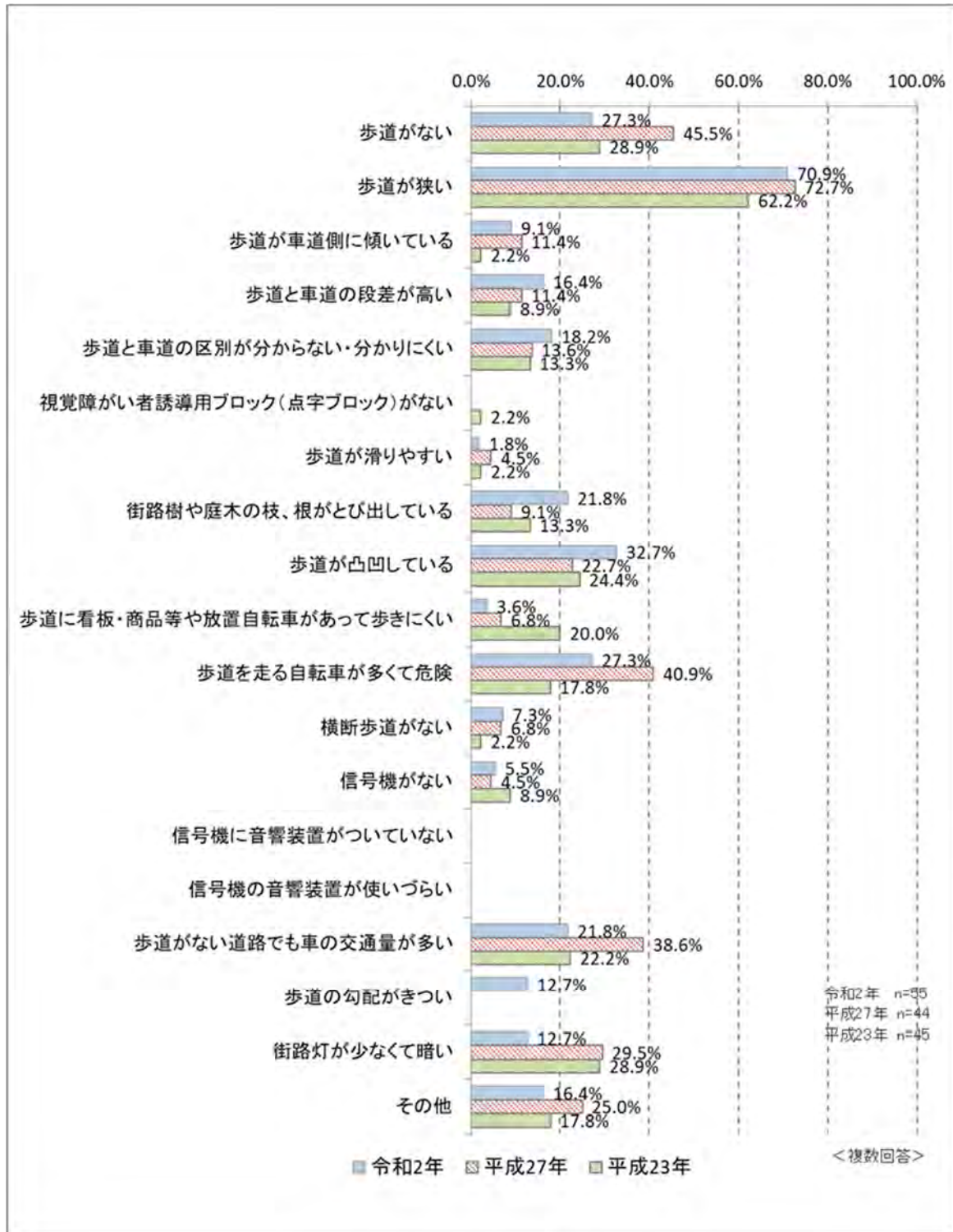
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では、回答数の多かった「歩道が凸凹している」について、平成 27 年は 30.9%、平成 23 年は 36.8% で 5.9 ポイントの減少、令和 2 年では 41.0% で平成 27 年から 10.1 ポイントの増加となっています。
- ・子育て中の親では、回答数の多かった「歩道が狭い」について、平成 27 年は 72.7%、平成 23 年は 62.2% で 10.5 ポイントの増加、令和 2 年では 70.9% で平成 27 年から 1.8 ポイントの減少となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



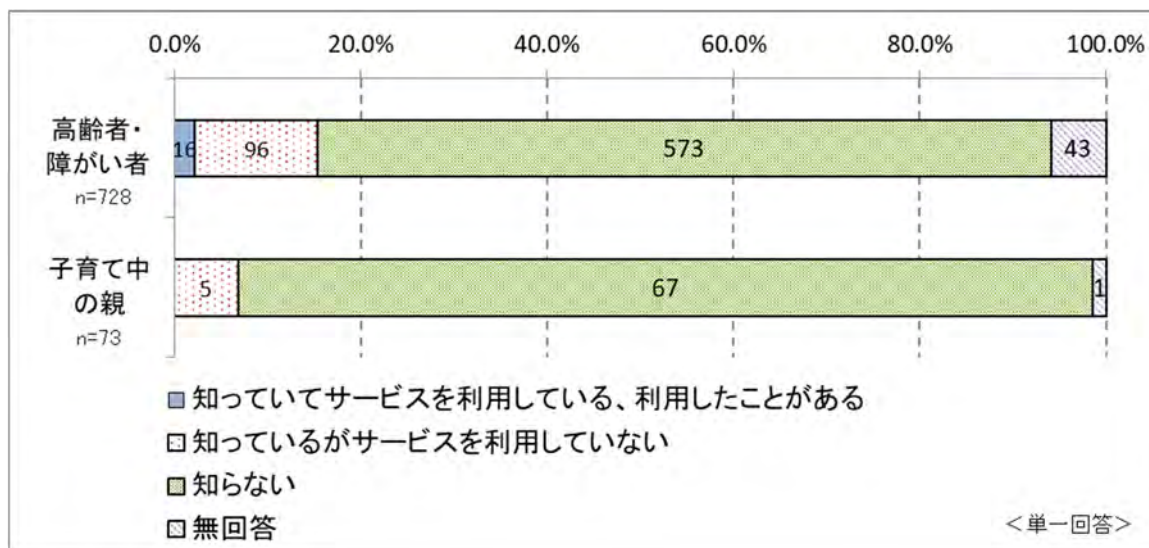
※選択肢「歩道が狭い」「歩道と車道の段差が高い」の平成 23、27 年においては、その年の調査の選択肢「道路が狭い」「横断歩道部分の歩道と車道の段差が高い」の回答をそれぞれ集計しています。また、平成 23、27 年は選択肢「歩道の勾配がきつい」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。なお、平成 23、27 年と同じ条件で比較するため、「特に問題や不便を感じている箇所はない」と無回答を除いた数を母数として割合を算出しています。

ウ 町田市福祉輸送サービス共同配車センターについて

《問》町田市福祉輸送サービス共同配車センターをご存知ですか。(1つに○)

- ・高齢者・障がい者では「知っているサービスを利用している、利用したことがある」が16人(2.2%)となっています。子育て中の親は「知っているサービスを利用している、利用したことがある」が0人となっています。

子育て中の親



エ 公共施設について

《問》公共施設を利用する際に、問題や不便と感じている箇所はありますか？(2～27はいくつでも○)

《経年比較》

- ・高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「特に問題や不便を感じない」の割合が増加傾向にあります。
- ・問題点として回答数の多かった「施設に駐車スペースが少ない」について、高齢者・障がい者では平成27年は8.4%、平成23年は10.4%で2.0ポイントの減少、令和2年では6.3%で平成27年から2.1ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、平成27年は22.4%、平成23年は36.8%で14.4ポイントの減少、令和2年では12.5%で平成27年から9.9ポイントの減少となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「施設の中に音声案内がない・聞こえにくい」「施設の中に点字ブロックや点字案内がない」「みんなのトイレ（車椅子利用者用トイレ含む）が狭い」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

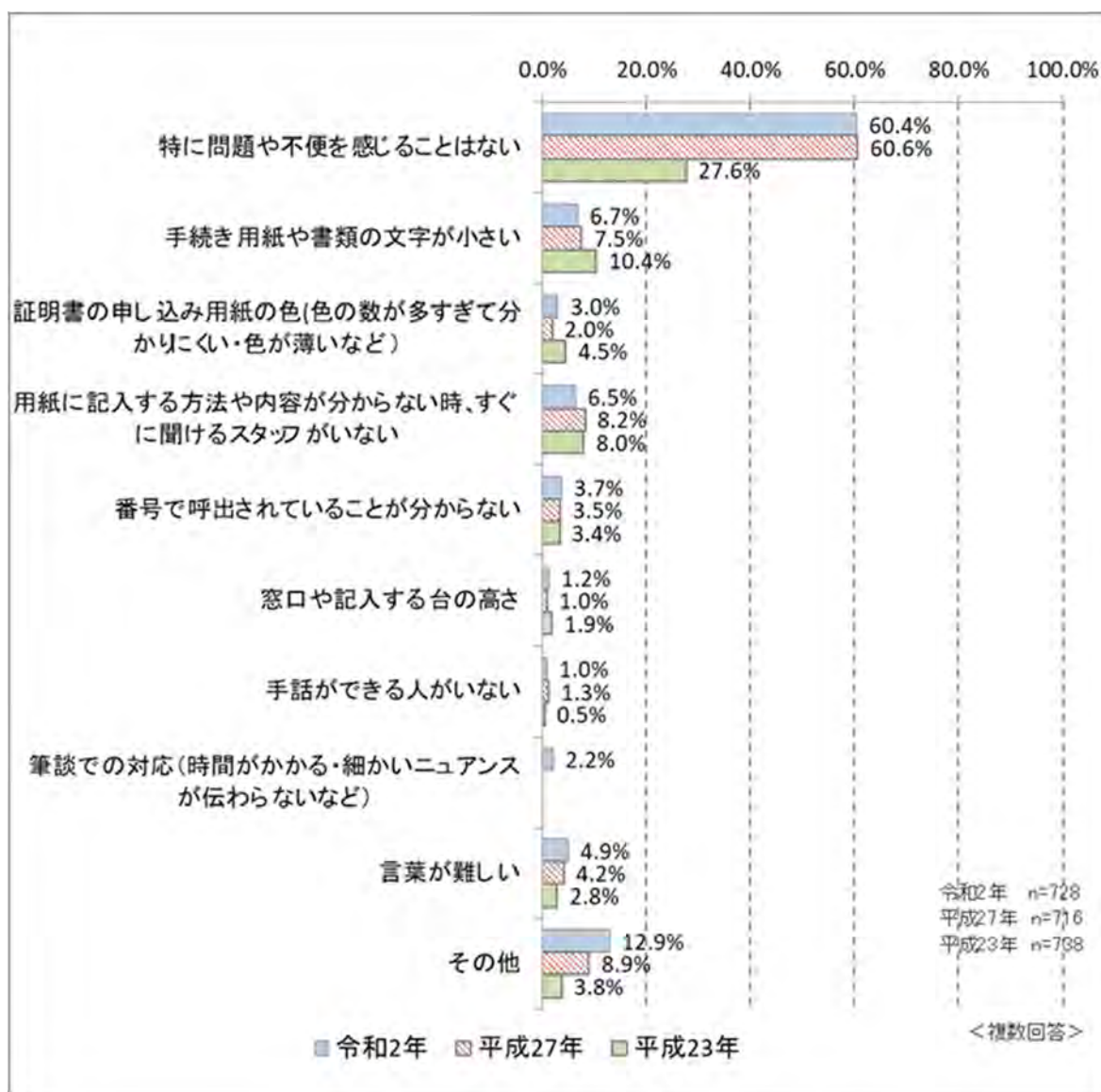
オ 窓口対応などのコミュニケーションについて

《問》市役所の窓口対応や手続きをする際に問題や不便を感じることはありますか？（2～9はいくつでも○）

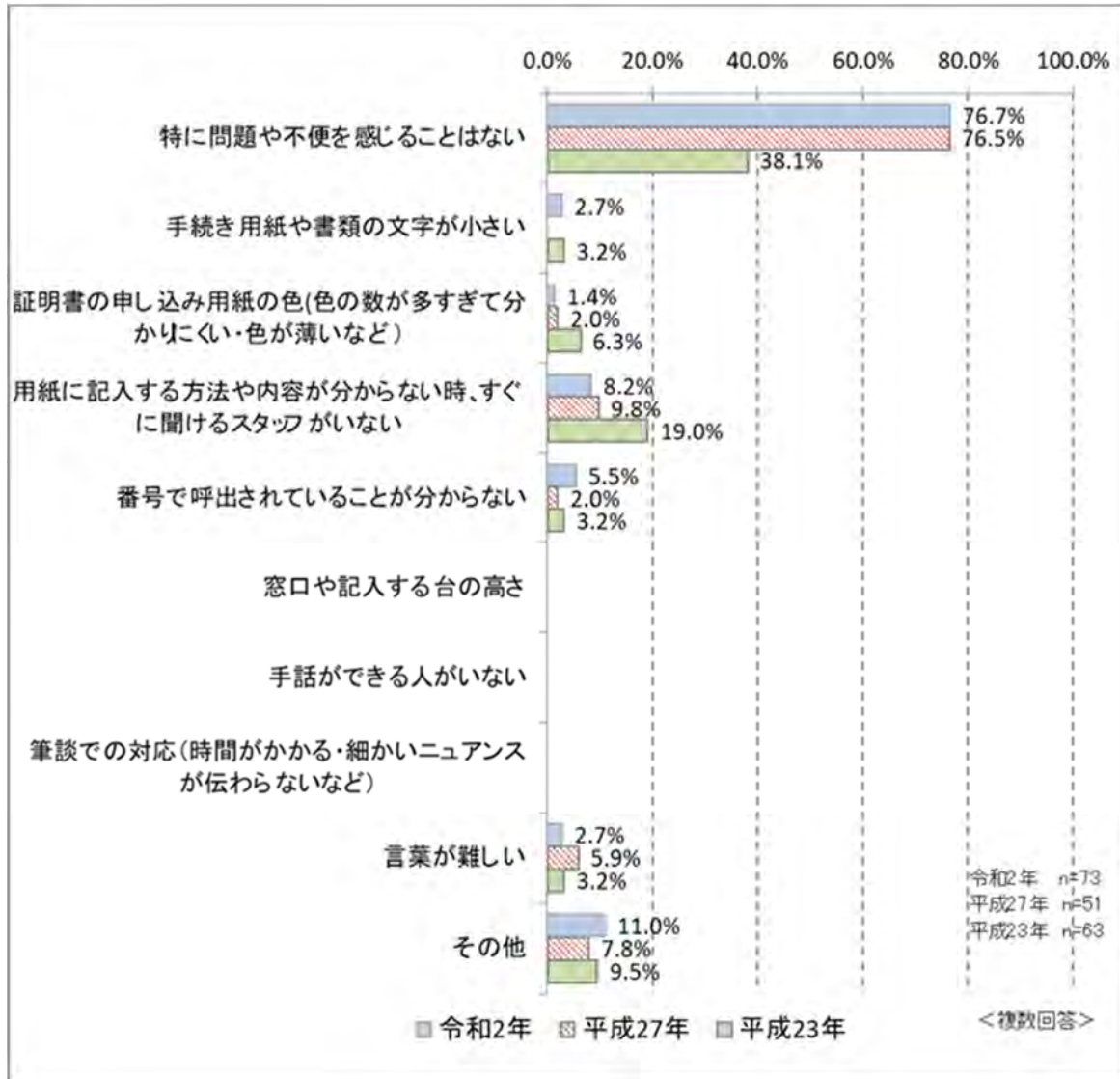
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では、問題点として回答数の多かった「手続き用紙や書類の文字が小さい」の割合が平成27年では7.5%、平成23年は10.4%で2.9ポイントの減少、令和2年では6.7%で平成27年から0.8ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、問題点として回答数の多かった「用紙に記入する方法や内容が分からない時、すぐに聞けるスタッフがいない」の割合が平成27年は9.8%、平成23年は19.0%で9.2ポイントの減少、令和2年では8.2%で平成27年から1.6ポイントの減少となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



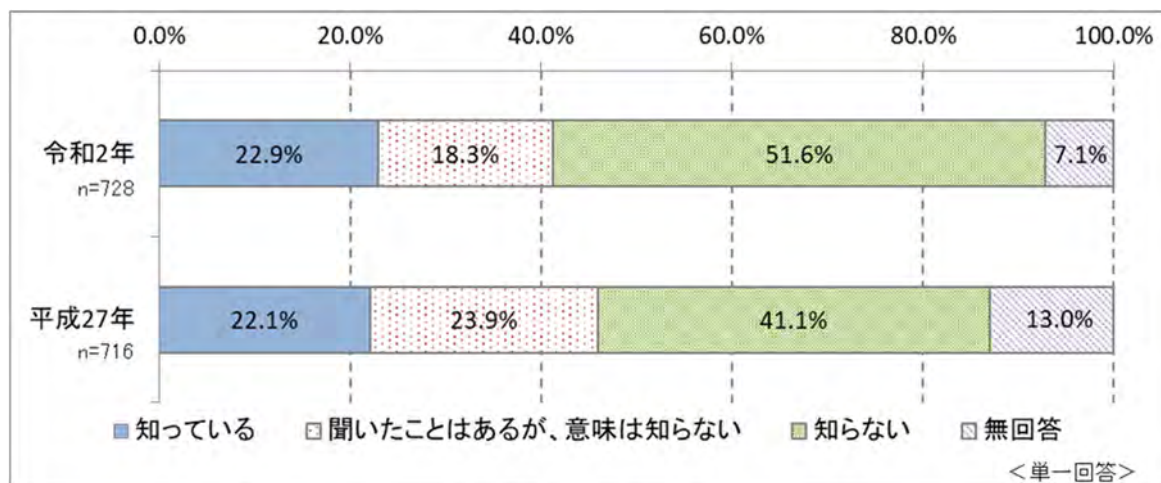
カ 心のバリアフリーについて

《問》「心のバリアフリー」をご存知ですか？（1つに○）

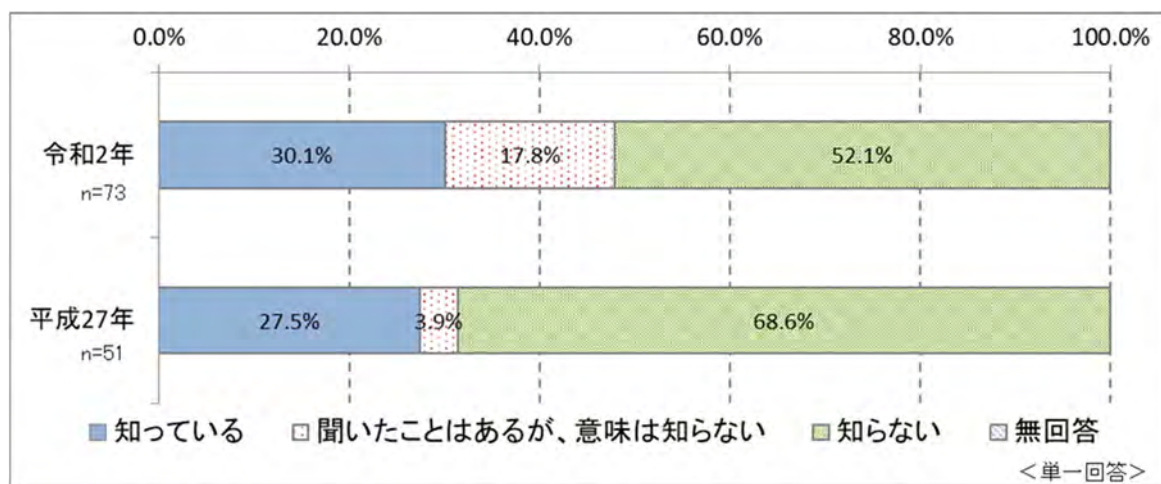
《経年比較》

- ・「知っている」の割合は、高齢者・障がい者では令和2年が22.9%、平成27年が22.1%で0.8ポイント増加しており、子育て中の親では令和2年が30.1%、平成27年が27.5%で2.6ポイントの増加となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



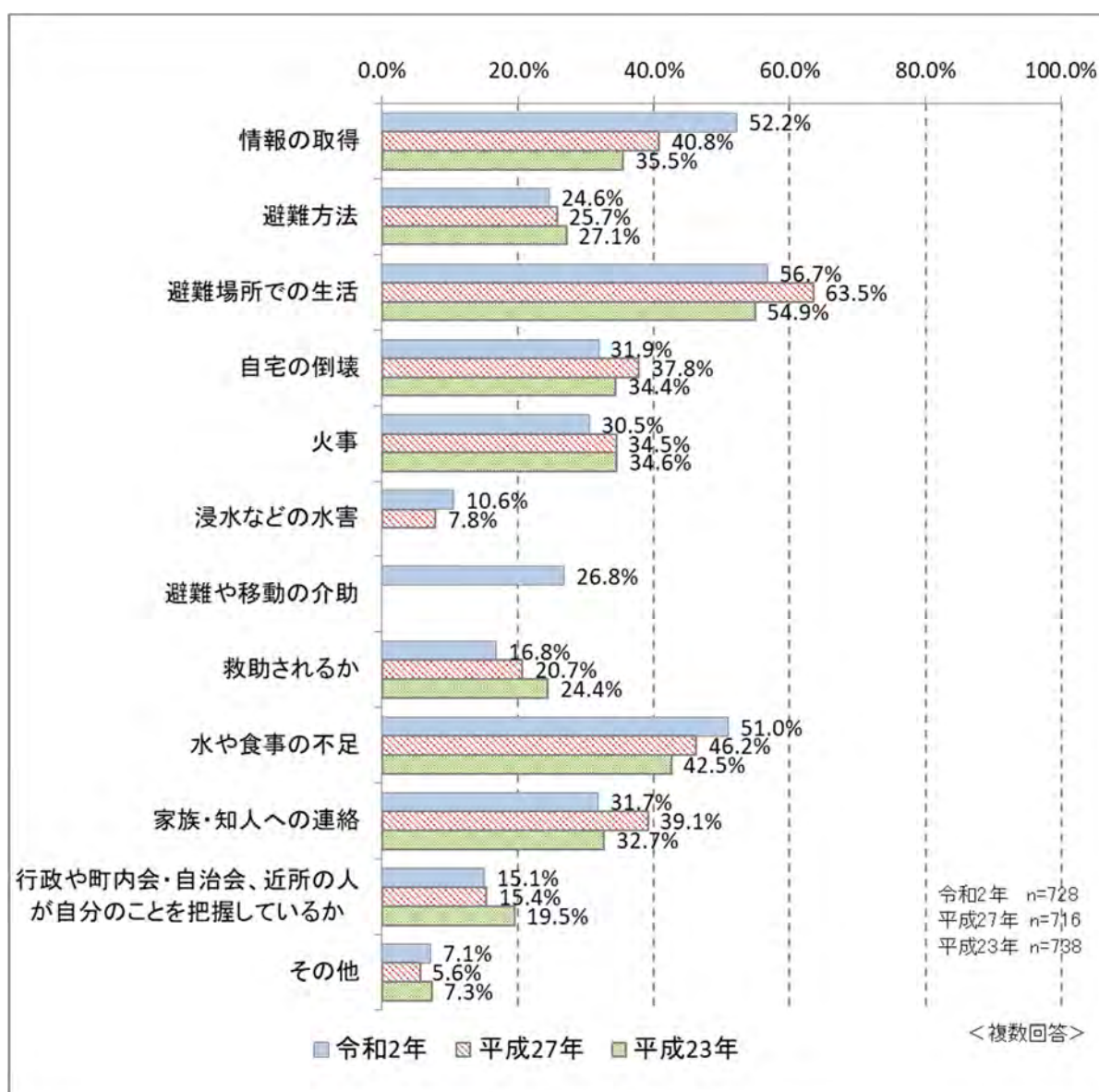
キ 災害や緊急時について

《問》災害や緊急時（地震災害、風水害、火災、大規模事故、感染症の発生等）に不安なことは何ですか？（いくつでも○）

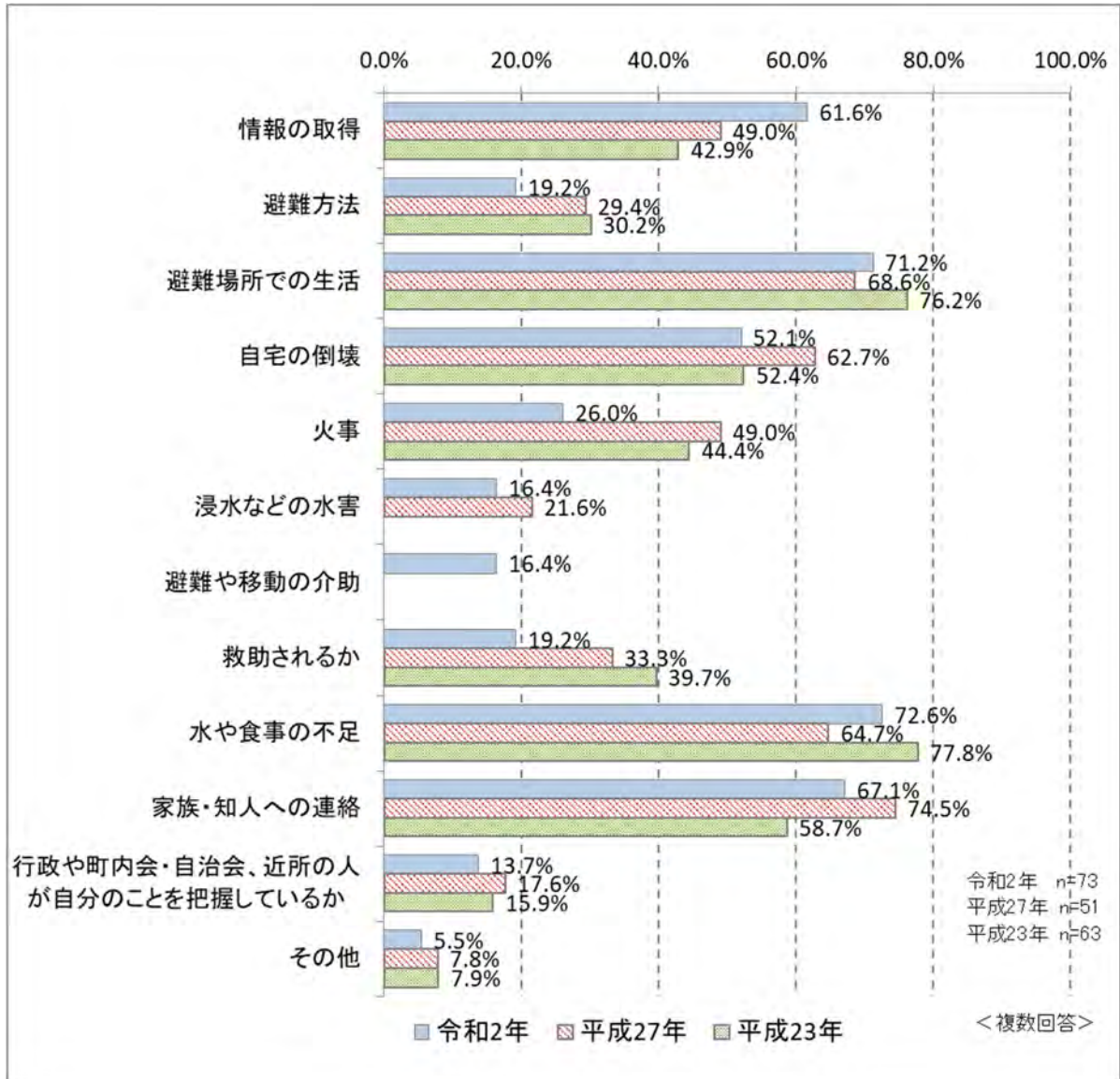
《経年比較》

- ・高齢者・障がい者では、回答数の多かった「避難場所での生活」の割合が、平成27年では63.5%、平成23年では54.9%で8.6ポイントの増加、令和2年では56.7%で平成27年より6.8ポイントの減少となっています。
- ・子育て中の親では、回答数の多かった「水や食事の不足」の割合が、平成27年では64.7%、平成23年では77.8%で13.1ポイントの減少、令和2年では72.6%で平成27年より7.9ポイントの増加となっています。

高齢者・障がい者



子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「避難や移動の介助」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

ク パンフレット等の認知度について

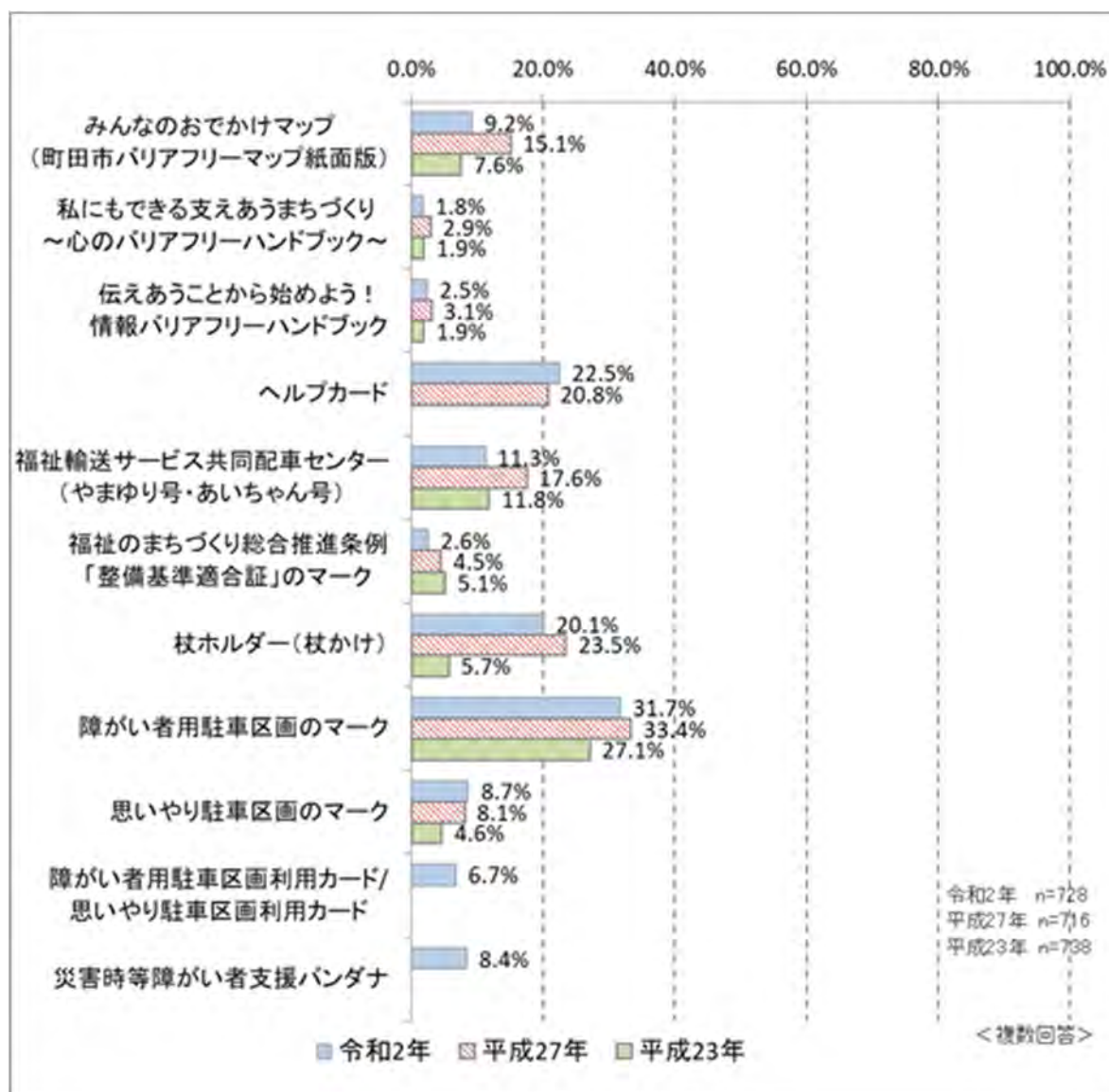
《問》町田市が発行しているパンフレット及び町田市の取組について知っているものを教えてください。(いくつでも○)

《経年比較》

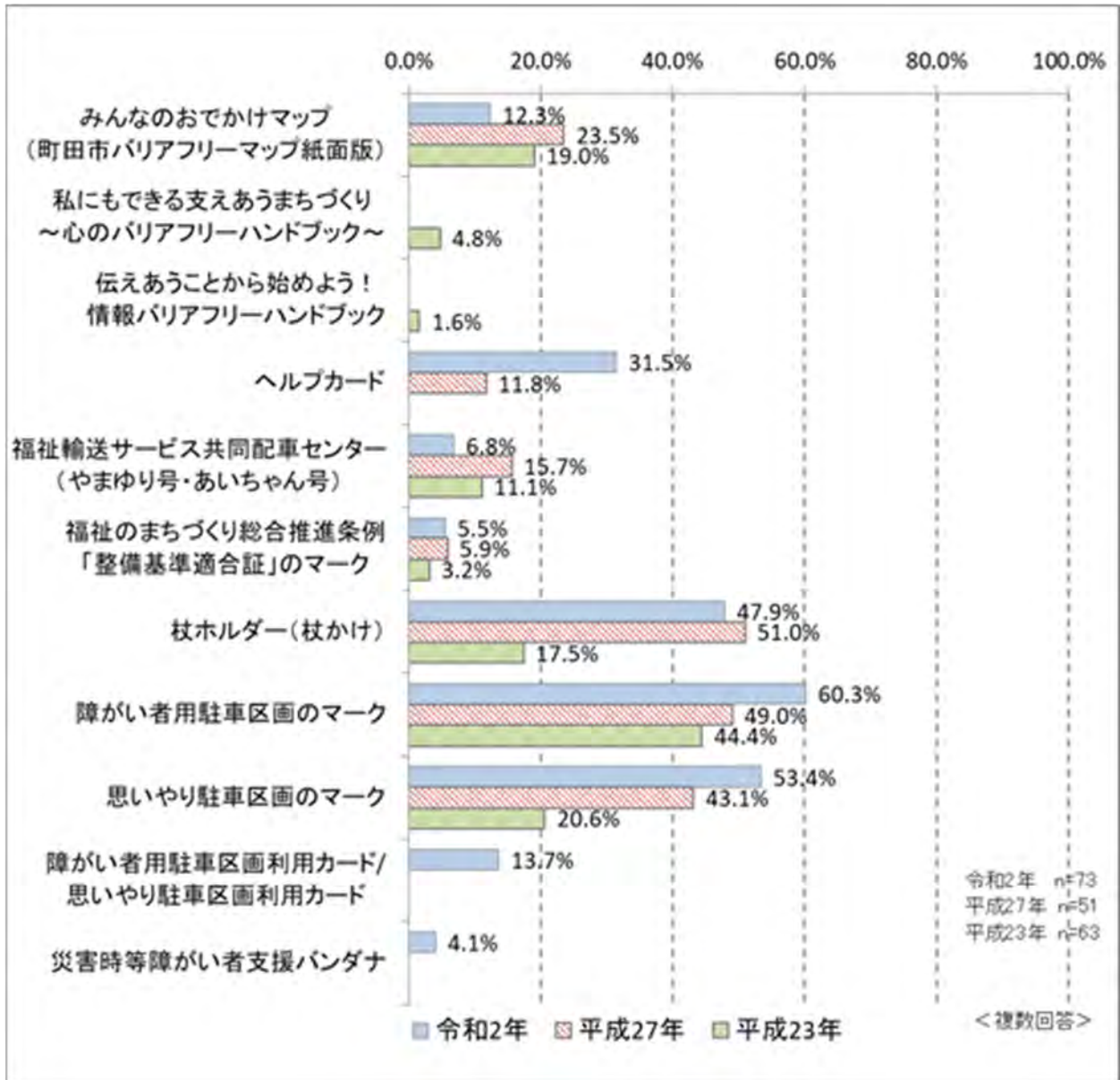
- ・高齢者・障がい者では、「ヘルプカード」「思いやり駐車区画のマーク」の割合が増加傾向にあります。また、子育て中の親では、「ヘルプカード」「障がい者用駐車区画のマーク」「思いやり駐車区画のマーク」が増加傾向にあります。
- ・一方で、「みんなのおでかけマップ」や「心のバリアフリーハンドブック」では、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに、令和2年の割合が平成27年と比べて減少しています。



高齢者・障がい者



子育て中の親



※平成 23、27 年は選択肢「障がい者用駐車区画利用カード/思いやり駐車区画利用カード」「災害時等障がい者用バンダナ」を設けていないため、当該選択肢は令和 2 年のみを集計しています。

資料3

まちだユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定までの経緯

第9期・第10期・第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会の活動及び計画策定の検討経過は次のとおりです。

1 町田市福祉のまちづくり推進協議会

	開催日・場所	検討概要等
第9期 第1回	2017年8月22日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・第1次町田市福祉のまちづくり推進計画事業評価のまとめについて
第9期 第2回	2018年3月6日 町田市庁舎3階 3-2・3-3会議室	・南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について
第9期 第3回	2019年1月18日 町田市庁舎2階 2-1会議室	・町田市バリアフリー基本構想について
第10期 第1回	2019年7月23日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・「町田市バリアフリー基本構想の改定」について ・次期計画の策定について
第10期 第2回	2020年1月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	・鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の期間延長について ・第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の評価の進め方について ・(仮称)第3次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定スケジュール(案)について
第10期 第3回	2020年7月9日 書面による調査審議	・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」について
第10期 第4回	2021年1月29日 リモートによる開催 (町田市庁舎3階 3-1会議室)	・町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について ・「福祉のまちづくりに関する市民アンケート」結果について ・外部評価の視点等について
第11期 第1回	2021年11月15日 リモートによる開催 (玉川学園コミュニティセンター)	・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」外部評価について ・次期計画の方向性について
第11期 第2回	2022年3月8日 リモートによる開催 (町田市庁舎9階 9-2会議室)	・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」策定の方向性について

	開催日・場所	検討概要等
第11期 第3回	2022年5月27日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-4会議室)	・「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」の課題から次期計画への展開について
第11期 第4回	2022年8月17日 リモートによる開催 (町田市庁舎10階 10-2・10-3会議室)	・「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」素案について
第11期 第5回	2022年11月16日 リモートによる開催 (町田市庁舎2階 2-1会議室)	・市民意見募集の実施結果について ・答申案について ・答申書(案)について



2022年3月8日
高橋副市長から川内協議会会長へ諮問



2022年5月27日
第11期第3回協議会の様子



2022年11月16日
第11期第5回協議会の様子



2022年11月29日
川内協議会会長から石阪市長へ答申

2 バリアフリー部会

	開催日・場所	検討概要等
第19回	2017年8月22日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 町田市バリアフリー基本構想の改定について 南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について 現地調査計画（案）について
第20回	2017年12月25日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 町田市バリアフリー基本構想の進行管理について 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について
第21回	2018年1月30日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第20回バリアフリー部会における主な意見と宿題事項について 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）について
第22回	2018年3月6日 町田市庁舎3階 3-2・3-3会議室	<ul style="list-style-type: none"> 南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想【改訂版】（案）について
第23回	2018年8月21日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて 玉川学園前駅周辺地区・つくし野駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について 現地調査計画（案）について
第24回	2018年11月21日 なるせ駅前市民センター 第1会議室A・B	<ul style="list-style-type: none"> まち歩き現地調査点検結果について 主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について 玉川学園前駅周辺地区及びつくし野駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について
第25回	2019年2月19日 町田市庁舎2階 2-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集結果について つくし野駅周辺地区及び玉川学園前駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想の重点整備地区の区域変更について
第26回	2019年7月23日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度町田市バリアフリー基本構想の改定スケジュールについて 鶴川駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し（案）について 現地調査計画（案）について
第27回	2019年10月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> まち歩き現地調査点検結果について 主な問題点・課題の整理及び事業者調整結果について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について
第28回	2020年1月28日 町田市庁舎3階 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集結果について 鶴川駅周辺地区バリアフリー基本構想改定版（素案）について

第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

2021年11月15日～2023年3月31日

区分	氏名	所属
学識	◎川内 <small>かわうち</small> 美彦 <small>よしひこ</small>	東洋大学人間科学総合研究所
学識	○佐藤 <small>さとう</small> 克志 <small>かつし</small>	日本女子大学家政学部住居学科
事業者	吉浦 <small>よしうら</small> 和幸 <small>かずゆき</small>	町田市法人立保育園協会
事業者	井藤 <small>いとう</small> 親子 <small>ちかこ</small>	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課
事業者	井上 <small>いのうえ</small> 廣美 <small>ひろみ</small>	NPO法人 町田ハンディキャブ友の会
事業者	伊藤 <small>いとう</small> 直美 <small>なおみ</small>	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
事業者	高本 <small>たかもと</small> 明生 <small>あきお</small>	NPO法人 町田すまいの会
市民	磯山 <small>いそやま</small> 毅 <small>つよし</small>	NPO法人 町田市精神障害者さるびあ会
市民	李 <small>い</small> 幸宏 <small>へんぐえん</small>	町田市身体障害者福祉協会
市民	風間 <small>かざま</small> 幸子 <small>さちこ</small>	町田市身体障害者福祉協会
市民	佐々木 <small>ささき</small> 幸男 <small>ゆきお</small>	町田市老人クラブ連合会
市民	北島 <small>きたじま</small> リーナ <small>りーな</small>	町田市聴覚障害者協会
市民	土田 <small>つちだ</small> 由紀子 <small>ゆきこ</small>	町田サファイアクラブ（障がい者の親・ネットワーク）
行政	金野 <small>こんの</small> 佑子 <small>ゆうこ</small>	東京都福祉保健局生活福祉部計画課

◎会長 ○職務代理

資料4

まちだユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)の推進事業について

1 2022年度の推進事業概要(「第2次計画」から継続する事業のみ実施)

推進分野	推進事業 (◆:重点事業)
<p>1. 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進</p> <p>駅周辺地区の面的整備のほか、市の施設、道路、公園など都市基盤の整備を行います。また、住宅や店舗等のバリアフリーを推進します。</p>	<p>◆(1) バリアフリー基本構想の進行管理事業 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進</p>
	<p>(2) 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業 福祉のまちづくり総合推進条例の周知徹底、及び、条例の基準に基づき整備された施設を証する適合証交付施設の普及</p>
	<p>(3) 市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業 ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、整備の質の向上を図るため、市民参加やニーズを反映できる仕組みを検討</p>
	<p>(4) 市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 既存の建物の改修など、整備を推進するとともに、より多様な方が利用しやすいものとなるよう、市民参加やニーズの反映できる仕組みを検討</p>
	<p>(5) バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業 市内の中小企業者に対し、店舗等のバリアフリー化に係る資金について、利子の全額を助成</p>
	<p>(6) 住宅バリアフリー化改修工事助成事業 手すりの設置や床段差の解消等、所有する住宅の改修を行う市民に対し、改修に係る資金の一部を助成</p>
	<p>(7) 住宅改修アドバイザー派遣事業 介護認定・障がい認定を受けた市民が、居住する住宅の改修を行う際、適切な改修を行うためその依頼に基づき建築士や理学療法士、作業療法士の専門家を派遣</p>
	<p>(8) 共同配車センターの運営補助事業 より多くの移動困難な高齢者、障がい者などが利用できるよう、福祉輸送サービスの周知や支援を行う</p>
	<p>(9) 地域コミュニティバスの運行補助事業 交通空白地区における交通手段の確保のためのコミュニティバスの検討及び助成</p>
	<p>(10) 歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備) 安全で安心して歩ける歩行空間の形成</p>
	<p>(11) 無電柱化推進事業 電柱の無い良好な景観や、災害に強い街並みの形成</p>
	<p>(12) 歩道舗装補修事業 街路樹の根上りの解消に向けた歩道舗装補修工事の実施</p>

推進分野	推進事業（◆：重点事業）
	(13) 公園等における市民活動団体等の育成事業 緑地保全や公園の清掃等を行う団体への支援等
	(14) 自転車等駐車場の整備事業 駅周辺の自転車等駐車場の整備
	(15) 公共トイレ計画推進事業 いつでもどこでもトイレを利用できる環境の整備
<p>2. 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</p> <p>広報紙、冊子、音声、掲示板、インターネットを始めとする多様なツールを充実させ、高齢者、障がい者を始めとする全ての人々が、簡単かつ効率よく、まちに関する情報を得られる環境づくりや情報を共有できる仕組みづくりを推進します。</p>	<p>◆(16) 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、市のさまざまな情報の発信におけるルールを検討</p> <p>(17) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援</p> <p>(18) 「高齢者のための暮らしのてびき」作成 高齢者に関わる支援制度等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(19) 「障がい者サービスガイドブック」の作成 障がい者に関わる福祉サービス情報等を掲載した情報冊子の発行</p> <p>(20) 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信 子育てに関する情報やイベント情報などを発信</p> <p>(21) 「みんなのおでかけマップ」の整備事業 市内の主要施設のみんなのトイレ、子育て支援設備の情報の発信、発信方法の見直し</p> <p>(22) 町田駅周辺駐輪場マップの作成 安全な道路環境を維持するための情報の提供</p>
<p>3. 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</p> <p>高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人など、人々の多様性に互いに気付き、思いやりのあるやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>◆(23) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業 市内各地域等を対象とした、心や情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン啓発事業</p> <p>(24) 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業 心のバリアフリー啓発冊子を活用し、学校の授業など広く障がい者理解等の啓発を行う</p> <p>(25) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 総合的な学習の時間や、道徳、社会科の時間を利用し「心のバリアフリーハンドブック」等を参考に、車椅子体験や障がいのある方から直接お話を聞くなど、思いやる心を学び、そして助け合いの気持ちを育てていく</p> <p>(26) 交通安全教育の実施 交通マナー向上のための普及啓発活動の実施</p> <p>(27) 「まちだの福祉」講座運営事業 「市民大学HATS」における福祉講座の開催による、高齢者の生活や障がいへの理解促進、ボランティア人材の育成、共に暮らす地域づくりの促進</p> <p>(28) 「障がい者青年学級」運営事業 障がいのある青年を対象とした青年学級活動の推進</p> <p>(29) 市職員の心のバリアフリー研修事業 市職員への、心のバリアフリー啓発、高齢者、障がい者を始めとする多様な市民に対する基本的な接遇などの研修の計画的実施</p>

2 2022年度推進事業と2023年度から2026年度推進事業の一覧

■2022年度 推進事業

《推進分野1》施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

- 1 【重点事業】バリアフリー基本構想の進行管理事業
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業
- 3 市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業
- 4 市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 5 バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業（事業終了）
- 6 住宅バリアフリー化改修工事助成事業
- 7 住宅改修アドバイザー派遣事業
- 8 共同配車センターの運営補助事業
- 9 地域コミュニティバスの運行補助事業
- 10 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）
- 11 無電柱化推進事業
- 12 歩道舗装補修事業
- 13 公園等における市民活動団体等の育成事業
- 14 自転車等駐車場の整備事業
- 15 公共トイレ計画推進事業

統合

統合

変更

統合

統合

変更

《推進分野2》情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 16 【重点事業】市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
- 17 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業
- 18 「高齢者のための暮らしのてびき」作成
- 19 「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 20 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 21 「みんなのおでかけマップ」の整備事業
- 22 町田駅周辺駐輪場マップの作成

統合

変更

《推進分野3》心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 23 【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業
- 24 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業
- 25 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 26 交通安全教育の実施
- 27 「まちだの福祉」講座運営事業
- 28 「障がい者青年学級」運営事業
- 29 市職員の心のバリアフリー研修事業

統合

統合

■ 2023年～2026年度 推進事業

- 1 【重点事業】 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 【重点事業】 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 新規 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 9 住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 11 共同配車センターの運営

《推進分野1》
施設等整備の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 12 【重点事業】 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 新規 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実
- 18 【重点事業】 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 19 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 新規 22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備

《推進分野2》
心と情報の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 新規 24 【重点事業】 避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 新規 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 新規 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 新規 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 新規 28 避難輸送の体制整備
- 新規 29 防災情報のユニバーサルデザイン整備
- 新規 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

《推進分野3》
災害対策の
ユニバーサルデザイン
の推進

- 新規 イ ユニバーサル社会推進の広報・PR
- 新規 ロ 市民等との協働による事業の推進

平成5年12月24日

条例第42号

地域福祉部福祉総務課

改正 平成8年9月30日条例第23号

平成10年12月28日条例第31号

平成11年6月30日条例第17号

平成13年3月30日条例第6号

平成13年6月27日条例第22号

平成13年12月27日条例第30号

平成15年3月31日条例第21号

平成22年3月29日条例第2号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

第1節 健康の確保（第9条—第11条）

第2節 社会参加の促進（第12条—第17条）

第3節 情報、心のバリアフリー、サービス等に係る取組（第18条—第24条）

第3章 推進計画の策定（第25条・第26条）

第4章 都市施設等の整備

第1節 都市施設の整備（第27条—第30条）

第2節 特定都市施設の整備（第31条—第41条）

第3節 駐車区画の整備等（第42条・第43条）

第4節 車両等の整備（第44条・第45条）

第5節 住宅等の整備（第46条—第48条）

第5章 福祉のまちづくり推進協議会（第49条）

第6章 雑則（第50条）

附則

前文

すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。

町田市では、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定し、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての市民にとって住み

やすいまちづくりに努力してきたところである。

この要綱に基づく福祉のまちづくりは、事業者をはじめとする市民を強制するものではなく、公共の福祉の増進のための理解と協力を求める方法によって進められ、道路の段差解消、手すりの設置等において大きな成果を生むとともに、全国の自治体にも反響を呼び、福祉のまちづくりのモデルともなっている。

その後、1993年（平成5年）には、この条例を制定することにより、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリー化等、福祉のまちづくりの先駆的な取組を行ってきた。

しかし、21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化している。こうした社会の変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要がある。

さらなる未来に向けて、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進していくために、市民の総意で取り組む決意をもって、この条例を制定する。

第1章 総則

（平22条例2・全改）

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに果たすべき町田市（以下「市」という。）、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項を定めることにより、福祉のまちづく

りの総合的な推進を図り、もってすべての人が安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(平22条例2・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心のバリアフリー 心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。

(2) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることを行う。

(3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の駐車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 特定都市施設 都市施設のうち、特に施設の整備を推進する必要があるもので、規則で定める種類及び規模のものをいう。

(平22条例2・全改・旧第1条の2線下・一部改正)

(市の基本的責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、市の行うすべての施策において、前項の施策を適切かつ確実に実施するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

(平22条例2・全改・旧第2条線下)

(施策の基本的方針)

第4条 前条第1項の施策は、次に掲げる基本的方針に基づき策定されなければならない。

(1) すべての市民がひとりの人間としての自主性を尊重されること。

(2) すべての市民が自立して、共に暮らすことができる豊かな地域社会づくりを推進すること。

(3) すべての市民の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。

(4) すべての市民が自らの意思で自由に行動でき、及び安心して生活できる都市環境整備を推進すること。

(平22条例2・全改・旧第3条線下)

(市民の権利と基本的責務)

第5条 市民は、法令、条例、規則等の定めるところにより実施される、福祉に関する各種のサービスを等しく受ける権利を有するとともに、当該サービスに相当する負担を負わなければならない。

(平22条例2・全改・旧第4条線下)

(事業者の基本的責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、その事業活動が地域社会に密接な影響を与えることに配慮し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市長が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(平22条例2・全改・旧第5条線下)

(地域社会における連帯の形成)

第7条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯(以下「地域連帯」という。)の形成に努めていかななければならない。

(平22条例2・全改・旧第6条線下)

(事業者による地域連帯の形成に関する協力)

第8条 事業者は、地域連帯の形成を促進するため、その有する人材、資力又はその所有若しくは管理に係る施設を提供するなど、地域への協力を努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第7条線下)

第2章 福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

(平22条例2・全改)

第1節 健康の確保

(平22条例2・全改)

(健康の保持増進)

第9条 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第8条線下)

(保健医療の充実)

第10条 市は、医師会その他の関係機関と連携し、健康教育の充実、健康増進体制の整備、医療機関の計画的な整備、救急医療体制の整備並びに高齢者及び障がい者をはじめとするすべ

ての人のための施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第9条繰下)

(自主的な健康づくり)

第11条 市民は、健康に関する認識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第10条繰下)

第2節 社会参加の促進

(平22条例2・全改)

(生涯学習・文化活動の機会の保障)

第12条 市は、市民自らがその能力を開発し、又は社会に貢献することができるよう、生涯を通じて学習をする機会及び自由な文化活動を行う機会を設けるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条繰下)

(子育て支援施策及び子育て支援環境の整備)

第13条 市は、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える施策の充実に積極的に取り組むとともに、男女が共に育児にかかわる子育て支援環境の整備に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第11条の2繰下)

(就業機会の創出等)

第14条 事業者は、就業を希望する高齢者、障がい者等に対し、広く就業の機会を創出し、及び雇用関係を安定させるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第12条繰下)

(就業対策の推進)

第15条 市は、高齢者、障がい者その他の就業が困難な者の就業機会の確保の支援、労働能力の開発、訓練施設の整備等に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第13条繰下)

(高齢者、障がい者等の自立)

第16条 高齢者、障がい者等は、自らの能力を最大限に活用し、又は訓練することにより自立に努め、市長は、その自立を支援するよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第14条繰下)

(社会福祉施設を運営する者の責務)

第17条 社会福祉施設を運営する者は、入所者等と地域社会の関係が維持されるよう配慮するとともに、高齢者、障がい者等がその施設を利用できるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条繰下)

第3節 情報、心のバリアフリー、サー

ビス等に係る取組

(平22条例2・全改)

(安全で快適な利用等のための情報提供等)

第18条 市、市民及び事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し、情報の共有に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供並びに指導及び助言に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者等が行う先導的な取組が福祉のまちづくりの推進に資すると認めるときは、その取組の普及に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第15条の2繰下)

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第19条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発に努めるものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の3繰下)

(教育及び学習の振興等)

第20条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の4繰下)

(身体障害者補助犬の周知)

第21条 市は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定するものをいう。)を同伴していること等を理由に、都市施設の利用を妨げられることのないよう、広く周知に努めるものとする。

(平22条例2・全改・旧第15条の5繰下・一部改正)

(在宅福祉サービスの提供)

第22条 市は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を適切に支えるためのサービスを行うものとする。

(平22条例2・全改・旧第16条繰下)

(在宅福祉への理解と協力)

第23条 市民は、在宅福祉の重要性を認識し、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のあ

る市民の生活を支援するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条繰下)

(外出支援サービスの充実促進)

第24条 市は、高齢者、障がい者その他の外出に支障のある市民に対し、外出を支援するためのサービスの充実に努めなければならない。

(平22条例2・全改・旧第19条の2繰下)

第3章 推進計画の策定

(平22条例2・追加)

(計画の策定)

第25条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 福祉のまちづくりに関する施策を推進するために重要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たり、市民及び事業者の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の3繰下)

(推進体制の整備)

第26条 市長は、市、市民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(平22条例2・追加・旧第19条の4繰下)

第4章 都市施設等の整備

(平22条例2・全改)

第1節 都市施設の整備

(平22条例2・全改)

(整備基準)

第27条 市長は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者(以下「施設所有者等」という。)の判断の基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市

施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 道路及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) ベビーチェア及びベビーベッド等の設置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人の利用に配慮すべき事項

(平22条例2・全改)

(整備基準への適合努力義務)

第28条 施設所有者等は、自ら所有し、又は管理する都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 施設所有者等は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(整備基準適合証の交付及び都市施設の検査)

第29条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

3 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該都市施設の関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の検査の結果、当該検査に係る都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

(市の施設の先導的整備等)

第30条 市は、自ら設置する都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備するものとする。

2 市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(平22条例2・全改)

第2節 特定都市施設の整備

(平22条例2・全改)

(遵守基準への適合義務)

第31条 特定都市施設の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。))をいう。以下「特定都市施設の新設等」という。)を行おうとする者(以下「特定整備主」という。)は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの(以下「遵守基準」という。)に適合させるための措置を講じなければならない。

2 特定整備主は、前項の規定により遵守基準に適合させた特定都市施設について、当該遵守基準に係る機能の維持及び保全に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設の新設等の事前協議)

第32条 特定整備主は、第27条第2項各号に掲げる事項の計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更をするときは、当該変更をする事項について、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

(平22条例2・全改)

(指導及び助言)

第33条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による協議(以下「事前協議」という。)をした特定整備主に対し、第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準又は遵守基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

(工事完了の届出)

第34条 特定整備主は、特定都市施設の新設等に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に関する検査)

第35条 市長は、前条の規定による届出のあった特定都市施設が、事前協議の内容に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2 第29条第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

(検査済証の交付)

第36条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定都市施設が事前協議の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主に対し、検査済証を交付するものとする。

(平22条例2・全改)

(勧告及び命令)

第37条 市長は、特定整備主が、事前協議を行わずに工事に着手したとき、又は事前協議を行ったものの当該事前協議の内容と異なる工事を行ったときは、規則で定めるところにより、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(平22条例2・全改)

(公表)

第38条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、前条第2項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(平22条例2・全改)

(既存特定都市施設の状況の把握及び指導、助言等)

第39条 この節の規定の施行の際、現に存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、第28

条第1項及び第2項並びに第31条第1項に規定する措置等の状況の把握に努めなければならない。

- 2 市長は、第33条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設において第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準又は遵守基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に係る整備状況の報告等)

- 第40条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者(以下「特定整備主等」という。)に対し、第33条又は前条第2項の規定による指導又は助言を行うに当たり必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定都市施設における整備基準及び遵守基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(平22条例2・全改)

(特定都市施設に関する調査)

- 第41条 市長は、特に必要があると認めるときは、市長の指名する職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入らせ、整備基準及び遵守基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 第29条第3項の規定は、前項の規定による調査を行う場合について準用する。

(平22条例2・全改)

第3節 駐車区画の整備等

(平22条例2・全改)

(思いやり駐車区画の整備)

- 第42条 市は、都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画(障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が円滑に利用することができるよう配慮された駐車区画をいう。以下同じ。)を設置するよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(思いやり駐車区画等の利用)

- 第43条 都市施設を利用する者は、その施設に思いやり駐車区画又は障がい者のための駐車区画が設けられているときは、当該駐車区画を利用する必要がある者の利用を妨げてはならない。

(平22条例2・全改)

第4節 車両等の整備

(平22条例2・全改)

(車両等の整備努力義務)

- 第44条 公共交通機関の車両等を所有し、又は管理する者(以下「車両所有者」という。)は、当該車両等について、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(公共交通機関の車両等に係る整備状況の報告等)

- 第45条 市長は、必要と認めるときは、車両所有者に対し、整備状況の報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平22条例2・全改)

第5節 住宅等の整備

(平22条例2・全改)

(住宅政策の推進)

- 第46条 市は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できる住宅の確保及び住まい方に関する施策を推進するものとする。

- 2 市民及び事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の普及に努めるものとする。

(平22条例2・全改)

(住宅を供給する事業者の責務)

- 第47条 住宅を供給する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した住宅の供給に努めなければならない。

(平22条例2・全改)

(福祉用具等の品質の向上等)

- 第48条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民の、心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、当該市民が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に利用できるよう当該物品の使いやすさの向

上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平22条例2・全改)

第5章 福祉のまちづくり推進協議会

(平22条例2・旧第3章の2線下)

(福祉のまちづくり推進協議会)

- 第49条 市の区域における福祉のまちづくりの総合的な推進に関し必要な事項について調査審議するため、町田市福祉のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 協議会は、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策に関することその他福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議し、答申する。
 - 協議会は、委員25名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - 事業者 7名以内
 - 町田市民 10名以内
 - 学識経験者 3名以内
 - 関係行政機関の職員 5名以内
 - 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
 - 専門的事項を審議させるため、協議会に部会を置く。
 - 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者をもって組織する。
 - 専門的事項を調査させるため必要があるときは、協議会又は部会に専門委員を置くことができる。
 - 前各項に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第36条の2線下)

第6章 雑則

(平22条例2・旧第4章線下)

(委任)

- 第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例2・一部改正・旧第37条線下)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成7年2月規則第5号で、同7年7月1日から施行)

附 則(平成8年9月30日条例第23号)

この条例の施行期日は、町田市規則で定める。

(平成8年10月規則第51号で、同8年11月1日から施行)

附 則(平成10年12月28日条例第31号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月27日条例第22号)

(施行期日)

- この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第42号を第43号とし、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 福祉のまちづくり推進協議会委員及び部会員

別表第1環境審議会の項の次に次のように加える。

福祉のまちづくり推進協議会	会長	日額 25,500円
	部会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員 (関係行政機関の職員を除く。)	日額 10,000円
	委員以外の部会員	日額 10,000円

附 則(平成13年12月27日条例第30号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第21号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第2号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例(以下「改正後の条例」という。)第31条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に改正後の条例第32条の規定による協議をした者について適用する。

《あ行》

SNS (P.50)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略です。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称です。

音声コード (P.53)

印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。スマートフォンのアプリや専用読み取り装置で情報を音声にすることができます。

《か行》

教育啓発特定事業 (P.12)

2020年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」で、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するために新たに創設された事業です。市町村が定めるバリアフリー基本構想 (P.135 参照) に記載する事業メニューとして記載することができます。

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」(令和4年3月国土交通省総合政策局バリアフリー政策課) では、市町村又は施設設置管理者等が行う事業として、学校と連携して行う教育活動の実施に関する「学校連携教育事業」や、住民その他の関係者の理解の増進又は協力確保のための啓発活動の実施に関する「理解協力啓発事業」が示されています。

合理的配慮 (P.7)

障がいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、求めがあった場合に過度な負担のない範囲で必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮は障がいのある人から何らかの配慮を求められた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮を行わないことは差別になるとされ、行政機関には行うことが義務づけられました。

心のバリアフリー (P.5)

人々の意識に根差している、高齢者、障がい者等への差別や偏見、先入観などに気づき、社会が作り出している障壁 (バリア) の問題点を理解し、互いの人権や尊厳を尊重するように心のバリアを取り除くことをいいます。

個別避難計画（P.59）

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画で、その作成を市町村長の努力義務とするものです。

《さ行》

災害時情報共有システム（P.64）

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設について災害発生時における被災状況等を把握する厚生労働省のシステムです。

重点整備地区（P.31）

バリアフリー基本構想（P.135 参照）において、旅客施設を中心とした地区、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区のことです。

障がいの社会モデル（P.7）

「障がいの医学モデル」は、「障がい」を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方です。

これに対して「障がいの社会モデル」は、「障がい」は社会的障壁（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがいまったくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方です。

「障がいの社会モデル」は、2006年に国際連合で採択された「障害者権利条約」において考え方が示されており、2011年に改正された「障害者基本法」においても、この考え方が採用されているなど、「障がい」の概念は「医学モデル」から「社会モデル」へと変化しています。

整備基準等マニュアル（P.12）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例の目的や考え方に基づき、全ての人が施設を安全かつ快適に利用できるよう作成された整備基準及びより高い水準となる望ましい整備について、解説・図解したものです。

《た行》

適合証（P.26）

町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設整備基準を一定以上満たすと交付されるものです。

読書バリアフリー（P.55）

視覚障がい者、識字に困難がある発達障がい者、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者を始めとする全ての人が読書することのできる環境を整備することをいいます。

例として、視覚障がい者等の利便性の向上のため、アクセシブルな電子書籍等（デージー図書（マルチメディアデージー（P.136 参照））・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）を充実させることや、視覚障がい者等の需要を踏まえたアクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）を提供することなどが挙げられます。

特定事業（P.15）

バリアフリー基本構想における生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する施設）とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業のことです。

《は行》

バックカスティング（P.22）

最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へとさかのぼって記述するシナリオ作成の手法です。現在を始点として未来を探索するフォアカスティングと比較して、劇的な変化が求められる課題に対して有効とされています。

バリアフリー（P.5）

「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」という考え方です。障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、現在では、高齢者、障がい者等の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去することを意味します。

バリアフリー基本構想（P.10）

高齢者、障がい者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のことです。

ピクトグラム（P.57）

情報や指示、案内などを単純化された絵や図形で表したものです。「絵文字」「絵記号」「図記号」などと訳されることもあります。言語によらず情報を伝達することができ、街頭や施設内での案内などによく用いられます。

避難行動要支援者名簿（P.59）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、その作成を市町村長の義務とするものです。

《ま行》

マルチメディアダイジェスト（P.55）

文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のことです。文字の大きさ・色・行間などを変更することができるので、視覚障がい者だけでなく、高齢者や弱視の方も読書を楽しむことができます。

《や行》

ユニバーサルデザイン（P.5）

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方です。

まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)

2022年12月 発行

編集・発行 町田市地域福祉部福祉総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話 042-724-2133
FAX 050-3101-0928
刊行物番号 22-66
編集協力 株式会社アークポイント



まちだ ユニバーサル社会推進計画

(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)

